(表紙)

風 説 書 子十一月中

南部弥八郎

両国て豊前太夫はへこむとこ

ちるまてもにしきを餝る萩の花 水の手か立たてにせぬ天狗の非

頼母子の大坂竈は連か欠け

見くらへてかすりの方をとる上布

管かねの旅はチト不出来 だしにも遺はれぬ鰹節屋の隠居

蝶ふたつ風の模様てひるかへり

因備 庄内

北梅 土高 鬢太

酒か出て座は治るや浪静

無くつても役にもたゝぬ皮かふり

0

はな桐の香は吹まはす風次第 催主 今上

米沢も博多も徳に丈夫向

蠟そくのしんの堅くて能くたもち

奥会

杉黒

広島

君恩はされとわすれすみょうがたけ 武の目貫かた地に巻たりうこ柄

松肥 細越 天照太神宮江額面を献し侍る 皇国の御めくミを報ひ奉る為

校合洛卿

油断のならぬ鉄器の口の先

軸

判者 鶴城

美とりから功績見ゆる松の振

470

南盛

鶴の丸ひかし棧敷て御見物

松島

近彦

鳴戸

藍玉はまさかすほふに交るまい 忰は御役に立たはャイ評もいゝ 潰しにも踏めぬ隣の大薬鑵

はやく羽をのさせて見たし雀の子

0

内証てとられし跡をまた村てあらはし渡すぜゞと金と

P

道戯十歌仙

天智天皇

秋の田のかり穂の稲の時なれと気味のわるさに摺臼ひ

かれす

君か為ならて不為な浮浪人我と我手についに落命

れす

陽成院

ちはやふる神代もきかす武田方金くれないに火を付る 筑波根の峰より下りて皆の者人の積りて扶持の乏しき 在原業平

武田運月

あはれともいふへき人はおもほひて身のいたつらにな

りし小てんぐ

とは

0

Ξ

賊徒征伐見立八景

高運の武士も湊や天の網にかゝりて終に運の月かな

陣羽織赤照

眼に立や夕日輝く佐倉勢赤ちゃん~~の名はかくれな

清少納言

L

夜をこめて雞の空音を計る迄毎晩寄て金の相談

権中納定頼

きのふけふ天狗になりし親々はかこち顔なる我涙哉 皇太后宮大夫俊成

金策に出たる天狗かつめられて山のおくにもしかと住

喜撰法師

我家を捨て地天狗いたこ住世に馬鹿者と人はいふなり

豪傑の勢にはいかて敵すへき忽ち落る磯浜の館 磯浜落館

天狗勢乱

ものゝふのいとも烈しき太刀風に木の葉天狗はちり乱

れ鳧

潮来淚雨

家を焼れ潮来女郎か喰兼て涙の雨の降らぬ日はなし

白籏暮雪

はた

賊徒飢飯

時ならぬゆきとや見えん夕まくれ遠山の端になひく白

佐倉繁昌

兵粮の乏しき故に賊徒等は飯に飢てややせ労れ剣

賊を討武名は四方に輝きてさくら花咲御家繁昌

四

幕あき拍子木の音チャン~

仕てくれた用意の鉄砲玉、私を御察し下さんせ、やれ つくり仰天し、いへ~~館ては御座りませぬ、武田か 大炊~~大炊とん、其館こつちへ渡すのか浮浪人、ひ <−宍戸のあるしめと一トはなし、なんの苦もなくぇ

一こんな御触はナワ誰知らぬ間にきゝ越へて嬉しひ事

なと口、命と金との恩愛はわかれの破裂玉

五

シ、~~三味せん日々トン~~トン

^{十月中旬}上野山下火除明地捨文

示衆

t

仕事、死期の軍士はくるしミや

六 るゝ時津風幾万世や残るらん、 **ヿ芽出度こゝに住れけり尽せぬなかれ徳川の恵ミしら** は命をのぶ花のお江戸の町々に渡世する身も時を得て

しやないかひな面白や「千石以上は民を撫で万石以上

気をもみち葉

世を取る業のしな~~に合西洋流、我は周布ャ腹黒の為 毛利血波の青葉にしミる、腥き萩は空しくなりけらし、

気せき立のとが通らぬにきり飯、鳴ッて開かぬ火矢と そつらいそ軍のならひ合具鐘太皷乱拍子、水を飲んても てもなし、人の誹りとなる身はほんに千思万慮も愚な に沈みし、修羅の道うかとはなりぬ、遁れぬ抜身うい

> から恥を知るへし、今や徳川家の恩沢四隅に暨外し其 凡そ人として上下に限らす信義の二は欠へからす、人 各此二をしらハ、其程々によりて之に欠けたる者みつ

蔭を蒙らさるものあるへからす、然れとも上に

天子ましまさすハー将軍の命令も行はれかたき事なり、

朝廷より定められ候叙爵位官有之、各其国の司ともな 天子在て将軍江 宣旨と下り、又諸国の大名・小名も

るものなれハ、誰に限らす

朝廷ほとの尊ミ敬ふへきものは有へからず、若時勢安

朝廷の崇きを忘れ、たま~~幕府の奸吏におもねり蹈(鼈ヵ) 危を測り己か身の危をおそれ

ふもあれと

朝廷 却て国をぬすめる賊といふへし、頻年醜夷我国土を犯 幕府の表弊を論ひ、竟に五国の貿易をゆるし天下 将軍の御為にもならす、表は大名の名而已にて

府内を横行せしめ、扈従の卑官之を護衛し、醜夷の為 万民の悩ミを引出すにいたる、其甚敷にいたり候へは、

473

に役使して其奴僕となる、如斯所置

天朝を賂贈して大に彼か奸智を助く、されと今

天朝 く我国の為に力を用ゆる者ありて、幕府の奸吏を払ひ 将軍の鴻恩を追念し、我安危をかえり見す、よ

醜夷の大寇を退くる算策を廻らさは

将軍の御為、且は万民の憂を除く大なる

朝廷は勿論

勲労なるへし、水戸故大納言のことき大に

本朝の柱石と仰き、必す醜夷の大寇を除く良策ありし

極て頑愚にして良臣の策も容す、父の大功ありしも弁 か誠忠を称せさらんや、其子慶篤、武もなく文もなく、 かとも、惜哉半途にして奸賊の為に塞かる、然れ共誰

山并野州大平山等水戸浪人と称し、各国民をくるしめ 身を亡するにいたらむ、笑ふへきの甚敷也、近頃筑波

職

へす、幕府の奸吏におもねり君臣の道に背き、必す其

Ł ても助置、 様の一揆も起り候事なれは、攘夷の志あらんハ一人に 金穀を掠る由、各討手を被命候事斯くあるへき筈なれ 畢竟幕府の政道不行届故、 非常の兵に備へても天下の為といふへきな 賊も恐る」の体なくケ

り、然るに慶篤のことき、内外の姦臣に欺かれ、父の

得、先祖譜代の良臣并其連枝迄も凶賊の名を負せ、我 天下ニ大業ありし事をしらす、却て之をあしき事と心

父を討つ、其逆罪如何そ天誅を免るへきや、長府の如 をかり、之を追失ひて快とする、愚痴闍弱誰か之を笑 力のいたしかたきを知り、幕府の人数并諸牧奸徒の力 はさらん、父子の闘争すら例なきに、他人の力を借て

き一度

禁闕を騒かすとはいへとも、元来

下に剛搰の者ありて如斯の止事を得さるにいたる、何 神州の危を慮り、其事の行はれかたきを知り、 遂に臣

そ水戸頑愚闍弱の主と豈同日の談ならんや、幕府の有

神州の大義を存し、且国土の安泰を思ハ、長府の罪を なため、却て之を以て夷賊防禦の一助となし、 頑愚

水戸を失ハ、従是 とも松前等かことき浅智短才にして幕府の大位を汚し、 将軍の威令盛に行はれん、しかれ

却て上下をして苦しましむる奸賊は、是又速に天誅を

一八

月日

らん、

天朝を欺き醜夷に諂ふを笑ふ、我閭巷の塵埃に染ゞ纔

右もの共之妻子、九月十一日於同所打首に行ふ者也、

駒

田

中 田

愿 蔵 集 武

田 伊

賀

田丸稲之右衛門

ミ、又幕府の

を述るもの也、用ゆると用ひさるは併て有道の士にあ に糊口し、卑賤の商人といえとも衆人に代り聊其一端 らしむる助となるのミ、今天下万民夷賊の奸計をにく

に迷ひ返て我国の良士を失ひ、後遂に夷賊の悪計に陥

加ふへき也、如此姦賊共唯苟安の謀のミにして、

於水府被処刑罰候由之人数左之通

戸田越前守家来 垣易王丸

結城天王神主水野日向守領分 木 春

雄

松平大炊家老 瀬 伊 織

用人

同

伊江半兵衛

右之者共、 九月十三日水戸市中引廻之上終日晒置、 +

六日於長岡村磔に行ふもの也、

右之者共、九月二日於同村磔ニおこのふ者也

川俣余之助 立原朴四郎 梅沢鉾次郎

一九

御所の乱入ハ今度もやつはり隠居の仕事かね、 落しはなし

今度長州ハ仕舞にどんなものになるだろふね、 さふさ長てきも仕たろふ、

左様さ中々家に付たる罪もおもだか、

長州は今度は大名の内てハなかろふね、

さふさ御屋敷は外桜田たろふ、

長州の紋を逆さにすれハ、それ⁴三ッの一チだね、お

475

_ያ しいね、

なんだか座頭の名をみる様だね、

はない、なぜなれはきんりを取に来たろふじやない禁。裡 残るだろふ钦、そしてまた座頭の名にも縁かないで よく考て御覧な、はやくあやまつたら三分の一位は

か

Ō

京師より十月廿二日到来

不日長征発向候ニ付而は、九門内前は不及申、七口并 尤浮説流言抱泥致間敷旨被 市中一段厳重ニ見廻り、夫々御警衛之儀被 仰出候間、聊等閑之儀無 仰出候、

之様厚可心得候

十月

十月十九日夜

元布衣

神奈川奉行支配組頭 脇屋卯三郎

其方儀、毛利大膳父子之所業如何之世評等承及上は、

ニは内縁も有之、無気ニ難相断候迚、大膳家来遠藤多 奈川奉行支配運上所下番花房新左衛門任賴、長州清末 仮令是迄応信を結候とも文通可断は勿論之処、却而神

相生候間、多一郎等立入候而は嫌疑致一且可相断と存 候得共、尚須田八郎より頼受、難黙止存度々書取ニい

咄聞、殊ニ大膳父子入京を差止、又は大和五条表変動

一郎江及面会音物等貰受、横浜表夷情風聞之趣意等為

又はヶ条書ニいたし候段、并横浜表之事情・筑波山之 たし為問合、街談巷説のミとは乍申其都度々々申遺、

請方宜様可致と、官兵死を決し候者

事情等問合請候節推考之儀等取交申遣、其余多一郎聞

御国内之東西ニ事起り、又外事も内定切迫、何卒万民

共、右始未御籏本之身分ニは有之間敷儀不届之至ニ候、 遣し候段、大略父子之逆謀ニ内応いたし候ニは無之候 之父母たる明君出顕四海平隠ニ致度抔、不容易儀等認

依之急度も可被

仰付候得共、格別之御宥免を以切腹被 右於評定所酒井若狭守·土屋采女正·牧野越中守· 仰付者也、

根岸肥前守立会、大目付土井備前守申渡之、御目付 小笠原刑部相越、 水野出羽守・松平石見守・池田播磨守・有馬出雲守・ 討死

右ニ付別紙(一二の2)

平土

渡辺慎兵衛

深手ニ而相果

深手

十月十九日閣老松平伯州江差出

深手

平出忠一

郎

浅野鐐之助

青木真之助

去ル 日

浅手

同

目付

荒井与四郎

酒井潦之助

足軽

新井仲三郎

浅手

浅手

同

同

家来之内討死手負等別紙之通御座

深手·浅手·薄手

右之通御座候、以上、

平士 山崎 大又軍記者 黒川友三郎 河合鉎五郎

小者連人

十月十二日水府野中三五郎差出

477

| 私人数浮浪之徒為追討常州柳沢村江差出置候処、(一二の1) 兵隊は脇道より攻入、大小砲打合、終に峯山台場を破 四日御目付髙木宮内より争戦之儀打合せ有之、同五 未明より賊営峯山江攻寄、私人数は正面より相進、

り麓迄操込、賊兵及敗走候付、敵地不残焼払、夕八時

得共、 軍を纏ひ凱陣仕候由、尤賊徒打取等も有之趣に御座候 筈之処、折悪敷強雨、 頃峯山不残乗取、夫より尽粉骨賊営反射炉江可攻入手

殊二追々及晚景候付、無余儀惣

候旨、 取調行届兼、 彼表より申越候、委細之儀は取しらへ之上追而

十月九日 在 所日 付

可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

久世 謙

吉

Ξ

此度松平大炊儀、水戸表ニおゐて被仰渡之趣、水戸殿

此段申達候様被申付候、 被致承知恐入被奉存候、依之登 城都而差扣被申候

四

同日閣老松平伯州侯より相達

養父右京大夫御咎 御免は容易ニ難被

仰出儀ニ候得共、先達而重き御法事も被為済候折柄ニ

酒井若狭守

思召を以御咎 御免被成下候旨被

仰出之、

付、

別段之

五

十月十七日閣老江差出

千葉道太郎元内弟子 剣術師範 水戸殿家来

疵二十一ヶ所死

疵十三ヶ所不死

御軍艦奉行支配深川新田島組屋敷水主同心御船蔵番小 右之者共、昨夜水野和泉守殿より依御差図家来差遣!

真田帆之助

岩名昌山久離仲之由 岩名昌之進 岩名昌之進

致手向候付、無余儀両人共深手為負捕押候付召連申候、

此段御届申上候、以上、

子十月十七日

酒井左衛門尉

六

同断之儀ニ付閣老より達

酒井左衛門尉

申付方宜敷家来共平常格別ニ相心得罷在候故と一段之

其方家来共、去ル十七日於深川辺浪士共取押之儀、常々

事ニ候、其砌家来共之内疵請深手之者も有之候由、精々 手当療養差加候様可被致候、右之者江為御手当銀五十

候

枚被下候間為戴候樣可被致候、尤御勘定奉行江可被談

t

十月廿日庄内邸にて承候趣

一方之大将之由武田伊賀内

真田帆之助

右之者、北楯金之助組留ル、弁蔵初太刀ニ而

林平助方江忍居候付、踏込捕押掛候処、抜刀を以飛懸

酒井吉弥組留ル、 両人共打留 医 師

男

三千拾八貫九百拾壱文番外

品 Ш 宿

弐千百八拾三貫弐百九拾弐文

新吉原町

右之者、

庄内藩

少々四本共疵 額より目之脇江かけ三寸余、右之指 三寸五分程、手之甲かすり疵頭後疵長五寸程、腕より上江掛長サ

小楯金之助

左之足少々、指少々

小

竹

弁 蔵

額二寸位

野沢寿三郎

村上善作

額二寸位、腕二ヶ所三寸程

酒 井 吉 弥

٨

十月十三日北町奉行池田播磨守申渡、

同十七日

今戸銭鋳製所ニ而相渡

当春御上洛相済候ニ付、 市中町人共江被下金左之通

五万両 金六万三千両

百文銭兩三六貫七百拾六文替

メ銭四拾弐万七百六拾六貫六百六拾四文 壱万三千両 銅四 文銭両ニ六貫五百三拾弐文替

拾三万三千九百四拾壱軒割竈数

三貫百三拾九文七分七厘春軒二付

合金六万三千両

九

昨廿二日夜八時頃惣攻之御沙汰有之、暁七時頃より 十月廿二日浪賊惣敗一件来状之写

盛ニ燃上り候付、川向祝町小泉川又塩ヶ崎等之御陣官 数大砲御打懸、盤陣楼を始湊町家四五ヶ所一時ニ火移、 御惣勢御くり出ニ相成、祝町御陣所堀田相模守様御人

様•久世謙吉様御人数等、 軍歩兵方并松平下総守様・堀田相模守様・松平右京亮 船筏ニ而那河川を渡し、三

東西中根村よりは河野伊与守様・戸田五介様・平岡四

反田柳沢御陣よりは神保山城守様・城織部様并歩兵方、

郎兵衛様并歩兵方、其外溝口主膳正様・戸田越前守様

鳥居丹波守様御人数、水戸諸生方市川三郎右衛門様

筧助太夫様・雑賀孫市様御手も一同諸方より討入候付、

賊徒共溜り兼、五百人ほど前浜と申所を通り村松之方

479

江向落去、跡より又二百人余、昼四時頃より村松街道

馬渡村片端より放火いたし、家数不残焼払、是も前同

様村松之方江落行申候、

但、賊之内ニ而返り忠の者有之、放火いたし候哉之

風聞も有之候得共、事実相分り兼申候、

一諸生方伊藤辰吉様御手ニ而首三御討取、生捕三拾人、

外ニ女七人相捕、東中根村御陣所江御引連相成申候、

之類多く御座候由、一小泉川又塩ヶ崎等之御手ニ生捕三百人余、是は女子供

ニ出候由候得共、実否はいまた相分不申候、元水戸様藩ニ而小金詰より凑江参居候者二百人余降参

瀬章平様・木村機蔵様御手ニ而御吟味御座候由、賊徒賊将之内病者一人釣台江のせかつぎ参候を、御取締百

但、玉薬は尽果候趣、木砲は不残焼捨、百目筒ニ小

筒を持落行申候由

人数千五百人程今朝落行候由、右病者申上候!

候由、右病者申立候、一去ル十八日之戦争、賊兵即死二十人手負五十人余有之

武内百太郎切腹いたし相果候付、其議相止ゞ、依之落打入討死可致旨評決いたし候処、其席ニ而飯田軍蔵・湊賊陣ニ而昨夜廿二日評定ニは、東西中根村御陣所江

は贋物ニ而、此節致切腹候儀事実之由、但、先達而武内百太郎討死いたし候由相聞候処、

右

行候事ニ相成候哉

得共、此上ハ最早容易ニ御追討相成可申と奉存候、行候者数多有之、其余諸方江逃散候者も有之哉ニは候湊は今日不残焼払、賊一人も不罷在候、村松之方江落

右は今日模様先不取敢申上候、猶此上之儀こころ付相

子十月廿三日夜

分次第追々可申上候、

以上、

新庄駿州侯より再届書

兼而打合候而、昨五日私人数二隊ニ而潮来村江押寄候先達而御届申上候浮浪之徒追討之儀、堀田相模守家来

鹿島路江逃去候哉、空館ニ付放火いたし物置等迄不残上、為着発大砲空丸ニ而四五発相放館内江討入候処、

意申付置候私人数領分境粗毛村より富田村江懸出張仕、 共、三百人程潮来村通り抜芝宿村長国寺江尚亦相集、 公辺御人数被差加追討候ニ付、右之者之内同所大船津 夫より私陣屋江押寄候趣追々注進有之候ニ付、 より渡船ニ而水戸殿領分延方村江相渡逃去候浮浪之徒 兼 (用

島郡寺院最寄江屯集罷在候者共、

松平周防守人数と

箕輪富五郎·塚本四郎兵衛·野中房克·猿田堅之助

中山繁之助外十一人姓名不相分、都合十七人いつれも

右は相模守より御届申上候儀と奉存候、 蔵様之物焼払、其外同所遊女屋等夫々放火いたし候旨、 相模守同勢は其跡江出張ニ而、右館焼残候冠木門并板 相模守同勢は右場所ニ而相別れ、 潮来村迄致案内呉侯様申聞侯付引返し、 右人数も一同操出し、辻村稲川橋と申所江暫く滞陣、 り同所弁天山江昨年中より新規補理仕候陣屋江押寄 尤冠木門并裏ニ有之候板蔵様之物は焼残、 前同様焼払、 相模守同勢同所河岸ニ数艘滞船有之、 同村郷土榊原啓助と申者江立寄、 折柄相模守同勢ニ行逢候処、 いつれも鎮火見届之上行 夕刻帰陣仕候、 同所千軒下と 且亦翌六日鹿 然処 夫よ 付、 多御座候、尤逃去候者共山林深き藪中ニ隠居候様子ニ 為相配置、 夜明ニ相成候間、 込候而右村致放火、其紛追々散乱仕、 亦厳敷致炮発候ニ付難凌御座候哉、悪徒共青治村江押 も家来吉田房五郎・足軽一人・人足一人討死仕候、 島貞治、外五人姓名不相知、都合七人打取、 治村・右両村地先於山野及戦争、浪士鈴木文次郎・大 手之者追討為仕候処、 同夜八半時過一手之人数右長国寺江押寄、 発炮候処所々より追々逃出候、浪徒樋口幸三郎 二手之人数は直ニ野戦操出し、私儀も出陣、 外人数は引纒七日夕帰陣仕、 所々山々小道々々江一手二手之人数 領分石神村同性美作守知行所青(類)

山々江逃去候頃

私方ニ而

尚

分捕之品々数

申処迄罷越候処、

兵粮相整牛堀村迄引揚ク、

軍ニ而辻村迄引揚、

大砲二発打掛、

焼払、

双方ニ而

先 致

中江打込、 沖合ニおゐて戦争、 又手負候者も飛入溺死仕候処、 鉄炮ニ而打留候者も有之候処、 追々村々猪 水

て逃去候ニ付、潮来村付村々より小船数艘罷出取巻

討留申候、

且亦同日領分五町田村より浪士十一人船に

江九人流付候旨訴出候付、 見分之者差出相改候処、

着二姓名相記有之候者左之通,

水 田 鎌 _

竹 内哲次 郎

神代藤之 助

徳 郷 雷 蔵

外二名前不相分 秀 安

四 人

右之通御座候、死骸最寄寺院江仮埋申付置候、 且同日

浪徒共残置候長持等分捕いたし、夫より直ニ為加勢陣

私人数長国寺江討入及追討候跡江相模守人数尚亦押入、

河野伊予守。岡田左一郎。御目付御使番阿部進太郎、 屋下江罷越滯陣罷在、同十日朝引取申候、 同日歩兵頭

止宿被仕候、此段御届申上候、以上、

其外

公辺御人数并松平周防守人数等通行、

麻生村江

十月四日

-<u>=</u>

十月下旬田沼侯出張先ニ而申渡

新庄駿河守

兵ニ至迄格別ニ奮発及劇戦、 去ル十七日十八日於田野戦争之節、三兵役々は勿論歩

賊徒数多討取・生捕・分

深津弥左衛門

郎 守

取等有之段、抜群之事ニ付誉置候様可被致候

十月

-Ξ 田沼侯本陣ニおゐて申渡

步兵頭並 北条新太郎

御宥免御役被召放、部屋住御切米被召上蟄居被

職掌不相当之事ニ付、急度も可被仰付候処、以出格之 北条新太郎事、辞柄を設出陣を怠り、総軍申合ニ背き

仰付、家督之儀は被下間敷候

香山栄左衛門事、勤方不宜候付急度も可被

仰付之処、

482

河野 岡 田 左一 伊 予

出格之御宥免を以御役被召放、 小普請入逼塞被 仰付

之

高山安左衛門事、

為追討出張為達候節、

口実を設け御

但羽鳥村知行所籏下小笠原某内之士より承ル、

行衛未相知

致儀も有之、 番衆不承知之趣取拵申立、 御役不相当之所業ニ付、 或亦自分病気ニ事寄出張不 御役御免小普請

入逼塞被

仰付之、

或藩之士記聞之趣

Ē

中ニ而承候処、田沼侯去ル五日出立ニ而帰府可相成哉 + 月七日夕追々引揚来候歩兵差図役ニ下谷御成道途

之処、 申、 尤諸家人数追討ニ罷越、 賊徒脱走之先江尚又出張相成、 歩兵ニは追々引取可申由 帰府は相分り不

全く帰り候者と交代之筋ニ可有之哉と存申候 但同時之頃江戸より歩兵一大隊程出立相成候間

电 先番所二而一人召捕、百両所持同八日奉行所江差出候 二人参り及強談、古金ニ而三百両奪取候処、 一人は二百両持去、

相州羽鳥村豪家三橋八左衛門方江十一月朔日頃浪人体

最寄御固

同日歩兵怪我人駕ニ而拾四挺帰り、

荷物も追々帰る、

二四四

公武江差出候歎願書写長州之使者持参

去月十八日之夜、私家来脱走之者共諸浪士江相加(三四の1)

ŋ

朝廷次第深奉恐入候、 闕下近く罷出及騒擾候趣、不奉憚 右一件は脱走之者共為鎮静国司

候付、 信濃罷登、其折から益田右衛門介・福原越後も罷登居 申談鎮静可仕筈之処、 却而脱走之者ニ被誘、 私

相認差出、 并同氏長門守宿志を取違ひ、 終二及騷擾候段甚以不届至極之儀二付、右 自己之了簡を以書付迄も

付哉御差図可被成下候、 猶又於父子不存義とは乍申、 三人之者共末家毛利淡路守江先預置候、

此末如何可

車

兼而示令不行届故之儀御座候ニ付、幾重ニも奉恐入候、

依之父子共於国許慎罷在候間、何分

御沙汰被

仰付可被下候、以上、

八月三日

| 弥御堅固被成御座珍重思召候、然は御用有之、(三四の2) 此者被

差越候ニ付、時候御見舞被仰進候、

御 中使者

児玉若狭

御側御用人副使

木梨彦右衛門

(三四の3)

取違、脱藩之者ニ被誘 闕下近く罷出及妄動等、騒 此度於京都家老之者共、大膳大夫様御父子之御宿志を

此度之始末御父子様ニ於て不被存事ニ付、奉対 震襟候段誠以不被為堪恐懼、日夜御若心此事ニ被為在 畢竟兼而御示方御不行届より之儀ニは思召候得共、

> 候間、 は御瞑目不被成と思召候、乃別紙之通御歎願書被差出 朝廷聊も御異心無之段は何所迄も御明白ニ不相成候而 御心事御汲取被為成 朝廷•幕府江可然御周旋

被成下度思召候

(三四の4)

様被 仰付候間、最早人数をも差出置候位之事ニ候得

御藩之儀は

公武より諸藩江追討被

仰出、弊藩も同

は、御周旋之儀迚も力ニ及候訳ニ無御座、其上弊藩之

儀一旦は御藩同腹之疑も受け候儀ニ候得は、御口上書

御歎願書写受取候儀嫌疑も有之、難渋之次第ニ付、乍

御気之毒及御断申候、領内御通行之儀も右之次第ニ付、

候旨、 是亦及御断候、已来共御使者被差越候儀は堅御断申置

·二 五

子十月津藩建白

禁闕不容易及変動候段、古今未曽有言語同断之始末ニ御 乍恐奉申上候、先般長人恐多も奉対

座候、

依而速ニ御征伐御軍配等被 仰出、

且

天機為御伺

将軍様御上洛も可被遊哉ニ奉敬承候処、 今以不被為及

就而 は

朝廷向ニは聊御欠望之御模様ニも奉恐察、猶又右事件よ 被遊候而は自然東西分裂之姿ニ相成、不容易形勢ニ押 りして彼是嫌疑を生し人心兎角居合不申、 因循御差置

移可申哉、当今内外御多端ニ被為在候折から、且先年

以来每々

之一時共奉存候故、 御上洛も被遊候儀故深奉恐入候得共、当節は実ニ千歳 何卒格別御憤発被遊 御上洛、 或

は

御上坂被為在候樣仕度

朝幕此上猶々御親睦御結合被遊候へは、 将軍様御進発被為在

四方鎮圧之人力

様共相成可申、 を得、 自然天下之人心固結仕候得は、 誠 長州御仕置如何

> 朝幕御親睦天下之人心一物一和と相成、翼戴之力を尽し 候得は、此上厳然紀綱も相立、 御威光益四海ニ輝き、

諸侯伯参勤交代、御家族方も是迄之通御府内住居ニ被

億兆歓喜之眉をひらき刮目可仕儀と奉存候、既ニ今度

間も無之、右ニ付而も彼是費弊も夥敷御座候事故、 御義奉存候、乍併一旦御家族方も帰邑被 仰出、 追々御旧政御復古之基本被為立、 重畳恐悦之 仰付緩席之 此

申候半而は、折角之御美事も却而御不都合之基ニ相 辺之義も深御洞察被為遊、兎角時勢と人情とに随ひ不 成

共、 可申欽、譬は四時順序を歴候へハ万物悉く豊熟仕候得 いかに陽春之気運ニ当り候迚も四時之内一時を欠

候節は、 年困弊之折柄故、 諸物度を失ひ生息いたし申間敷、 実ニ美事美政御座候而も差当り費用 当節諸侯積

横浜開港已来は物価騰貴上下難渋ニ陥り候のミならす、

人々悦服従事と申場ニは運ひ兼可申钦、

殊二

ニ難渋、

港或は休港之御見込被為在度奉存候、 先年来天下騒擾之根怖ニ御座候得は、 乍併今般 横浜表丈ヶの鎖

皇都紛乱之事件は実ニ内憂心腹ニ差迫り居候事ゆえ、 差

厄害	後悔	滅亡買	欲の世界	一当世見立貝づくし				十月		事、	紀綱御一振之御場とも愚者	千歳之一期会にして、片時御遷延之時勢無之、天下之	御進発之儀は重々奉恐入候得共、前文申上候通、実ニ	江輻湊仕、兎ニ角今般	旧基ニ御引直被遊候得は、諸侯は勿論人々悦服御府内	御進発長州典刑屹度御正し被遊候上は、文化文政之御	当此侭御差置は難被遊、何卒直ニ
所々の御預ケ	長州贔屓党	益田·福原·国司	雲上	カイ・相通スクワイ相通ス		藤井鼎助	吉村長兵衛	吉武達五郎	藤堂和泉守内	事、紀綱御一振之御場とも愚考仕候付、乍恐此段奉申上候							
再会	うまく酢をかい	苦の世界	巨魁	ョャなかひ	短かひ	間違	出来まいかい	横浜売買	航海	インイ気違	骨折甲斐	当違ひ	でつかい	苦界	喰ちがひ	見込違い	高ひ

鎖港

春嶽の変革

永久なるへし

追々御盛

水戸の浪人 会津の成功 会津の成功

若い衆の髷

常州より凱陣

米沢・矢田・掛川

御役人方武田伊賀

夜分占切日中往来

鎖港の使節

深い Ш 破 死ニ目かちかひ 所々より願 紙くづ買 蛤 末か長ひ 金かないかい 妻子の迎ひ 了簡ちかひ 夜か長ひ 買 海 海 7)

あたゝか いやな使 いさかい

戸川鉡三郎 藩中の割々

程なく浪静

薩の趣向 徳川の天下

拝借 長門の阿房 攘夷論の反古 そろ~~長州

京詰の勤番

宮しかしなから為に成た 奥殿の取崩し

公家のぼつぽ

奥様と女中方今度は嬉しく越る

はやひが勝

御武家方

-<u>-</u> t

品川警衛の士 下関ハ寒い

渡

海

八月十四日箱館奉行所より同所詰家来之者呼出、(ニ七の1) 之通申達御座候由申越候、然処領分中浮浪之徒致通行 候儀相聞不申候得共、若此後入込候ハ、、 十月二日閣老松平伯州侯江出ス

別紙

之通取計方重臣共江厳重手当申付置候、御聞置可被下

兼而御触達

候、以上、

九月十九日

南部美濃守

(二七の2)別紙

浮浪之徒、其領分を多人数相越松前并箱館辺江相廻候

内箱館丸江乗組勤番いたし、神速丸御船乗組之者江打 并箱館丸御船弁天岬御台場辺ニ差出置候付、一番手之 其次第早速可被相届候、尤当地為警衛当分蒸気神速丸 旨申唱居候由、弥右之通候ハ、其領分ニ而渡海差留:

九月

合警衛可被心得候

京都に於て十月十六日参政立花雲州侯申渡

戸用鉡三郎

来ル十五日尾張前大納言殿大坂江出立被致候ニ付、其 方儀来ル十四日当地出立、芸州広島江罷越、毛利大膳

御追討之 御主意可被申渡候事、

父子始

二九

去々戌年御改革被仰出、妻子国邑江引取之儀勝手次第(ニカの1) 十月三日閣老松平伯州侯江差出

此度御進発も被遊候ニ付而は深 たるへく旨被仰出候付、私妻昨年春中在所江差下候処、 思召も被為在候付、

前々之通可相心得旨被仰出候ニ付、早速為呼登可申儀 ニ御座候処、久々疳症ニ而不相勝発途仕兼候内、在所

之儀は山国ニ而最早積雪時節ニも相成候得は、婦人之

月下旬為差登候様仕度、此段御内慮奉伺候、以上、 旅行別而六ヶ敷御座候ニ付、深 仰出之処、不本意之段奉恐入候得共、来春雪消後三 思召も被為在前条被

十月三日

御(二九の2)

寄候様可被致候 書面之趣無余儀ニ付、 雪消時節ニ至り候ハ、

早々呼

Ē 京師ニ於て成瀬隼人正より達書

前大納言殿毛利大膳父子御征伐ニ付、打手之惣督被相(三〇o1)

表江被相越軍議可被致候間、諸藩家老衆来ル廿日迄 心得諸事可被致指揮旨被仰出候付、近々爰許発途大坂

第自身被罷出候樣被致度、且右期日迄ニ国許より難相 右麦江罷出候様可被致儀は勿論、近国之諸侯御都合次

越向は、在京重役之内国事ニ関り候者可被差出候事

(III)(002) 別紙

袖印小印等之図面夫々被差出候樣致度事、

488

上杉駿河守

軍兵之惣数陪卒迄之人数致承知度事、

一御重役并隊々之長姓名承知いたし度事

一出張之道路并御国許より防長迄之里数致承知度事、

一御国許出張より着到迄御行程何程幾日之日積ニ候哉!

致承知度事、

一御軍令は関東より着次第可達事、

諸軍敵境着到之地付到着之日限、攻口仕寄之日限、前大納言殿着陣之場所、芸州広島之事、

右

十月

は於大坂表軍議之上可相達事、

子十月久留米藩建白

明旦承牙剛長星ことではを考でいまで、屋に過日京師之変動、実ニ古今未曽有之事ニ御座候処、

朝廷幕府御高運之故を以長賊不得志、速ニ

御進発をも可被為遊旨被「仰出、天下其御英断を感戴之命下り」

皇武愈以御協和御国威益以相輝候様有之度奉懇願候、し、速ニ御成功有之、

勿論

遅速ニ必一日之利害を生し候様差迫居、其儀は素より入候儀とは奉恐察候得共、何分只今之形勢は一日之御御進発之儀は不容易御事件ニ候得は、彼是御手数被為

御廟議も可被為在申上義も恐入候得共、自然御遅緩ニ

奉存候、就而は何卒天下人心之所向ニ随ひ断然御所置及候末、右等之事情難黙止追々歎願仕候向も有之哉ニ

被為在候ハ、、旧来之頹波を挽回し中興之御開運被為

関係ニ而五日十日と御遅延ニ及候得は一心瓦解異議沸出来候大機会、則此時钦と奉存候、若亦彼是之小事御

候哉も難計、其危キ事累卵も同様之儀と奉存候、私共騰、終ニは又々不測之禍を醸し、京地之余燼何所ニ発

共、必竟時勢ヶ様ニ変転仕候得は、臣子之至情日夜過陪隷之微臣御政事之末を議し候事恐多次第ニ奉存候得

心を奉布白候、中務大輔儀微力ニは御座候得共、慮焦心仕、御為筋ニ相成候様との一念ニ而不憚忌諱腹

御座候故、此節其指揮を相待度候得共、遠路懸隔ニ而皇国之御為筋尽力之寸志は兼而私共江申聞置候次第も

爰許詰合之者申談、区々之誠不顧万死謹而奉申上候 事機を失ひ可申と相考、京師詰合之中より急速罷下、

誠恐誠惶頓首再拝

有馬中務大輔内

馬 渕 弥 太 郎

榊 治太夫

秋 山半之丞

十月

久 徳与十郎

Ξ 右同時肥後藩建言

国許迄罷越候而、越中守儀も不取敢出張仕候覚悟ニ罷 封書之通御座候ニ付而は、御進発之御期限奉伺、早々 との趣は、越中守国許より態と早打之使者を以差上候 今度長防御征伐被仰出候ニ付而は速ニ 御進発被為在

伺度、左も無御座此侭罷在候而は復命之詮も無御座、 下り申聞度奉存候間、御期限御治定被為 在候ハ、奉 在候間、

御模様之程只管待居可申、因而一刻も早く駈

甚以心痛仕候、

且又尾張前大納言様御惣督之御請も未

之御儀とは奉存候得共、前文両議御急決不被為在候而 有御座と乍恐奉案労候、勿論深キ 御廟議被為在候而 は人心之向背ニも関係可仕事と奉恐考候間、 一刻も御

候、不悪御聞取被成下候様奉伏願候、以上、

果断之程奉仰冀候、右之次第一同申合候趣不顧憚申上

家老代 長 岡 一〇

衠

門

留守 沢居 村 脩 蔵

長谷川仁右衛門同国元より之使者

-<u>Ξ</u>

此御方様より之分相略ス

右同様之儀ニ付

平磯砲戦略記子十月御使番日根野藤之助より申来

て押出、部田野一本松新宿賊徒見張所乗取、三拾人余 九月十四日朝四時大川正次郎歩兵中隊引具し斥候とし

逃去、尚追討いたし、二番撤兵賊一人討留、首は大川

被為在哉之由唱候者も有之、此砌人心疑惑之一端ニ可

列いたし、敵勢を見渡し候へは、 前惣軍平おしにくり出し、曠々たる野原江抜隊龍を布 立候処、 兵一小隊坂本復之助江申達、 前浜村へ押出、 津銊五郎撤兵一小隊江大砲二門を以て道を左りへ取、 は横合より狙打為致候積ヲ以、 六拾人潜伏いたし居候付、 として乗出し、平磯原江出候処、雲雀塚之辺ニ賊兵五 本松ニ而兵粮を相用ひ、暫休息之内香山栄左衛門斥候 市川勢は正面より靏翼ニ攻懸り、 賊兵雲雀塚を打捨平磯之方江引退申候、 惣軍は村松街道を平磯之方江出張、 直ニ大川正次郎江申達、 ハンドモルチールを以狩 友成猪之助一小隊并深 旗数流•纏馬印等数 時々声を揚、 歩兵隊 其以 撒

> 少しも無止間、 向ひ討合たり、 弥左衛門周旋いたし居候処、五寸位之破裂弾土煙を散 富田治五郎従者等道案内申付、差図役并星野正之輔撤 兵多人数押出し候に付、 する事二三度、然共天幸にして怪我なし、湊口より敵 兵一隊前浜辺江下知して指出、雲雀塚大砲ニ付添深津 人より水戸殿付添之諸生高須藤七郎・佐々木政右衛門・ 付村松之賊徒北の方より加勢として押来るへしと、 のことく、時に敵中より号令砲を上けたり、 拾五寸·十二寸·一貫目·百目等数門之大砲放発響雷 寄打掛、 隊大砲水戸殿人数大砲六門操出し、凡五町位之処ニ押 大砲凡十五挺備付、専ら防戦之用意ニ相見候間、 本横面凡五丁之間押立、 尚歩兵隊は間近く相進ミ候処、 双方必死と打合、北条新太郎・ 九半時より七半時迄大小砲戦ニ而発砲 市川三左衛門諸生も敵之方江 陣幕を曳まハし、 同時敵方より 胸壁之蔭に 藤之助心 香山 歩兵 同

俱ニ出陣押寄候処、賊兵新堀を引退、平磯原江陣を取左衛門・目付友部八太郎使者役松田半右衛門大砲相備

平磯原新堀と申所江押出候趣、

同十八日朝五時土人共

大炮差図役頭取並坂本復之助始、

水戸殿御目代市川三

より歩兵頭並北条新太郎・御持小筒組頭深津弥左衛門・

兵共恥辱を雪き可申心得ニ候哉、凡人数三百人はかり

正次郎上ル、

分捕品々有之、

夕八時頃引揚申候、

右賊

持参したる弾薬三十発打限り、水戸殿大砲頭役樫木多

左衛門・坂本復之助始役々大に奮発周旋し、

実したる薬包打きり、

再三浄薬配当いたし、

大砲手は胴乱ニ充

先々気を安んしたる時、 二本籏一流先ニ立、最前賊等潜伏いたしたる雲雀塚江 猩々緋の破簾目籠之出しに猩々緋ばれん付たる馬印共 右戦地より凡五丁程後ロ新堀之辺江護胸壁築立候様北 兵之右横合より打掛たれハ、賊等大ニ驚きたる有様ニ 敵か味方かと望遠鏡を以見定たれば、鳥居家の勢なり、 飛来る、此時湊口辺より旗一流見へたり、大砲引出し 揚んとせし時、 大砲も打揚ヶ、 此小勢なる賊徒討洩し引退は残念なりと思ひしかども、 道路左右之伏勢を追撃なし、駿河守・藤之助踏止り、 壁江大砲備付打出し、歩兵は右間より小銃一斉ニ放懸、 騎馬二人惣勢五六拾人静々と押出候付、右筆立たる胸 やく引上ヶ候処、敵陣跡をしたひ金武田菱の出しに、 成就せり、市川勢は右之方より引揚、大小砲一手手は 条申聞、 之助大砲六門ニ而二百三十六発打限り候由申聞、 相成候而は退口可及難儀と惣軍江操上ケ之儀申達、 速ニ岡部駿河守下知して筆立、驚ばかり疾ニ 百匁玉雨のことく陣笠より三四頭上に 水戸殿人数も不残引上、詮かたなく引 同家之友平新三郎周旋して賊 夕景

若賊兵竹内百太郎ニは無之哉、水戸殿御内見知人江見 之哉と取しらへ候処、桔梗之紋付たる小袴着用ニ付、 刀•胸甲•佩楯•持鎗等分捕、其外品々兵士共分捕引 切付たれは、透さす正之輔賊之刀を取て首搔落し、両 突通し候所を、諸生組高須藤七郎組倉沢貞次郎耳之脇 所江突立候内、撒兵住吉・丸八両人銃鎗を以賊の横腹 敵間近く打寄直ニ組付、揉合押合なから短刀引抜当る 賊の前胴突たれ共、 鑓を以て追懸たれとも、 捨歩行立ニ而馳行くを、 者共鉄砲を打掛、一騎賊之腕を打けり、賊両人馬を乗 候歩兵同所江相廻り候処、撒兵隊諸生組高須藤七郎従 ひをなし、静ニ勢を引揚たり、こゝに又前浜辺江差出 共に押出しけれハ、駿河守・藤之助共ニ大ニ愉快之思 揚候、右首級佩刀着服之様子賊徒之内大将分ニも可有 漸く間近く四五間の所ニいたり、馬より飛下り鑓を以 着込堅く穂すべりうらかゝす、尚 星野正之輔敵の馬ニ打跨り手 馬殊之外疲れ居するミ不申、

極させ候得は、同人に相違無之旨申立候、此頃松雲寺

而引揚る、鳥居家隊長高須大助・軍事掛松平五兵衛諸

上

胸壁之筆方・兵粮之廻し方万事能行届、惣軍之勇気十 中々軽々敷見下ケ候者共ニ無之由、分捕等之品々は夫々 筑波党と違ひ真之水戸御家来ニ而、砲器十分備有之、 戸殿先手之者一人、都合八人手負、扨湊屯集之賊徒は 其外不知、味方ニは正之輔始大小砲手歩兵共七人、水 倍ニ御座候、賊兵之様子即死二十人余・手負六十人余 右ニ付而は諸役々周旋勉励は不及申、御作事方人足等 二大隊を布列し及砲戦候は、二百年来之珍事と可申、 腕少々手負候、今日之儀は大戦ニ相成、茫々たる広野 外一人は何者なる钬逃延候、正之輔最初突合候節右之 して平磯江浜辺廻り二騎ニ而罷通り候途中と相祭申候

村ニ屯集之者なるが、今日平磯に事有ときゝ、

加勢と

三四 | 此度磯浜祝町辺屯集之賊徒追討之儀成功相成候以後、(三四の1) 相済候ニ付、同廿九日同所出立、昨夕人数凱陣仕候、 仕、同廿八日水戸殿家来江大炊并家来共一同無滯引渡 并家来之儀は水戸殿城下下町本一丁目於会所厳重警固 日夏海村出立、松平大学頭陣屋松川表江着陣仕、 以使者申越候ニ付、去月廿六日常州夏海村ニおゐて五 松平大炊儀歎願筋有之、御目付戸田五介江面会仕度旨 介応接之上直ニ大炊并家来共召連、私人数警衛仕、即 十月五日閣老松平伯州侯江届

大炊

此段御届申上候、以上、

十月五日

松平周防

守

(三四の2)

江とらせ候、百太郎首級は日根野藤之助致検分候、以

佐々井半十郎手代之由御代官

田中啓藏

内江加ハり浪士勢と戦争ニ及ひ、 右之者、先日水戸湊に於て戦之節松平周防守様人数之 り敵地江相進ミ候節、啓蔵儀余りすユミ過味方掛隔候 勝軍ニ相成、 勝ニ乗

付、 丸を避け休息いたし候処、敵勢右を見付怪敷者之由 跡江可引返と致し候得共、味方之鉄砲透間なく打 却而被打可申哉ニ付、思ひ切尚五六町相進※砲

分は佐々井半十郎手代田中啓蔵之趣名乗、松平大炊頭 而三四十人馳来り、啓蔵を取込可切殺趣申罵候処、 自

存命ニ而罷帰候儀不相成覚悟ニ候趣、即智を以申聞候 浪士勢之内老分者承り届、 大炊頭樣御陣屋江申達

様江内密申上候儀有之罷越候間、其段取次貰度、迚茂

候得は、同所より目付之者見改罷越候処、幸右目付之

談等もいたし、しる人ニ有之候付、 者は、已前争乱前ニ水戸表ニ而啓蔵とも出会取締方相 面会挨拶述候後、

は、目付同道御陣屋江参り、大炊頭様御面会は無之、 前書之通大炊頭様江直ニ内密申上度儀有之趣申立候得

人払ニ而御家老面会ニ付、無余儀内密之趣頓智ニ申立

候由

薄く、万一も御勝利之程難計、終ニは敗軍ニ可相成、 公辺ニ而は人数代る人〜押寄、 此度大炊頭殿浪士ニ加ハり罷在候処戦争ニ相成候へは、 浪士方ニは最早味方も

> 之毒ニ存候、半十郎儀殊之外心配いたし、 然時は大名たる者奸賊之名を残し候儀、 ニも御取持可仕候間、 御降参可然と申上候趣申述候処、 如何ニも御気 身ニ替何様

人払ニ而右家老侍座啓蔵江御逢被成、半十郎之心切忝

家老早速取次候而大炊頭殿江申立候得は、

御承知被成

迎御警衛可仕、乍併御降参之節ニ御多人数等ニ而は却 何分相頼候旨被申候付、早速立帰り途中迄半十郎御出

申上置、半十郎方江立戻り、必死ニ及ひ右計策いたし 而目立候間、 人数成丈御滅少ニ而御出可然趣、 啓蔵儀

申立、 候段申立候処、半十郎殊之外被悦御目付方并其筋江被 前書之通取計ひ、大炊頭殿金紋先箱ニ而被罷越

五

候処、

右先箱等差留囚人 二相成候由、

十月五日夜於水戸表松平万太郎宅江大目付黒川

(三五の1) 近江守•御目付羽田十左衛門相越近江守申渡之

松平大炊

たし候付、為鎮静水戸殿名代として被差遺候処、却而 野州辺屯集浮浪之徒暴行ニおよひ水戸殿御領分動揺

賊徒并水戸殿脱藩之士ニ加ハり、 公儀御人数江敵対、不届之所業ニ付切腹被

仰付之、

(三五の2)

松平大炊家来

山本新右衛門

平 菊

井 池

久 庄

馬 助

木

村小次 中 野 池 金 庄 勝 五. 次 五 郎 郎 郎 郎

菊

田

中

小

幡

友

五

郎

々木詮 八 駒 本 吉 吉 郎 達

岡

本 関 中 茅

村

信

郎

根

寅三

郎

佐

長

倉

島 池 木 討 崎 庄 盛 弁 次 郎

岡 根 時 箕輪徳之助 小 鶴 宇 小 楠 海老沢銊之助 小 三 近 菊 鈴 庄 野 本 Ш 田 村 田半之助 山祐太郎 内七三 堀 宅 三之助 金之助 一之助 菊 切 小 軍 隼 菊 左 次 仲 寿 郎 郎 内 太 六 吉 吾 吉

合三拾五人

先手物頭木村小次郎組拾五人

| 家老|| 水戸殿より付属之内

鳥居瀬兵衛

大久保甚五右衛門

丹羽恵之助 片岡為之助 家来四人

小 幡友五

長 倉 駒 吉

野 金 吾

九月廿八日

り申訳難立切腹仕候者共ニ御座候、以上、

有架 池 庄、松平大炊頭内

右は大炊頭存亡之儀ニ拘り奸媒仕候者ニ付、唯今ニ至

平井久 馬

助

別紙之者共、大炊頭并家来共江被仰渡候趣承知仕候上、(三五の3) 一同立籠候ニ付、同役不取敢立入見届候処、最早自殺

至り申訳無之切腹仕候段申述候、役人共差留之心得ニ ニ及候付、趣意承候処、甚不束之奸媒仕候付、只今ニ

而相越候得共、自殺之上ニ而何共恐入奉存候、依而此

段御届申上候、以上、

九月廿八日

郎

松平大炊頭内 池 庄

助

平 井

久 馬

一兲 돗 狂詠落首体

496

宅

軍 次

内

島 三

崎

郎

海老沢銊之助

箕輪 寅次郎

新関 | 桂次郎

海老沢桂次郎

足軽以下末々之者迄四拾八人、外二乗馬四疋

合上下八人、外二乗馬二疋

惣合人数百七人

中

吉

小 堀 小

泣なる

玉津島大膳

立かへり扨もこの世に朝敵と名を付られし武士の身の

L

住吉川

はや逃よ子供や女房気を付よ込合の間に敵やおるらん

人丸左京

ほのくくと赤間の沖の敵船に逃隠れゆく船おせと思ふ

見わたせハ埒もへちまもなかりけり周防長門に萩の夕

さそかしな其色としもなかりけり周防長門に萩のゆふ

こゝろなき身にも阿房としられけりすほうなかとの武

士の夕暮

ゆふされハ御寝間の内に討死の武士のかミさんひとり 無だま川

陸奥千鳥

Ξ

野州賊徒一件最寄之諸家より届書

武蔵調布

手作やならぬ木筒の数ことにつらぬき通る玉やちるら

紀州高野

兵粮のかハりと汲ん浪人か常陸のおくの谷川の水

山城井手

駒おふてなお追討ん浪人を筑波の裾へ向 ふ利根川

摂津擣花

台命をきくさへ水戸は淋しきに首うつ也追討の陣

近江萩

またも来ん浪士注進筑波路にいろ青さめて月やとるら

ん

0

世の中にいと珍らしき力持

国もやしきも軽く指上ケ

先達而申上候水戸殿領分常州久慈郡大子村ニ屯集之賊(三七の1)

徒千人余、当朔日火急ニ領分須加川村黒羽表江押掛候

趣、差出置候家来共より申来候付、夫々人数差配方仕

届心配仕候処、賊徒雲岩寺村通り領分川上村江一宿ニ候得共、人少之儀居所警衛向手薄ニ罷成、人数配不行

而、翌二日暁同所出立、又々黒羽江押来候旨ニ付、右

賊徒五人打留、其余は道替仕、一里程隔候河原村江止道筋江人数差向候処、尻高田村と申山中ニ而喰留取合、

一川上村より訴候は、賊徒千人余、武田耕雲斎・室喜八

人三人・子供一人・小荷駄百五十疋余と申出候、郎大将ニ而侍分四五百人、大砲六挺、小銃数不知、婦

数之儀申遣候処、早速二日夕人数三百人程差越候付、当朔日人数差配方不行届ニ付、大田原鉎丸方江加勢人

三日夕人数直様引取申候、

居所構内江備置申候、

然処奥州道中江押出候趣二付

下迄差越候得共、賊徒追々立去候付、今四日朝一組同分江操入之儀申遣候処、市川三左衛門組之内二組居所(舞)

人宿陣江引取申候、

通奥州道中芦野宿江罷出、引返し領分越堀宿江一宿仕、一河原村江止宿之賊徒三日朝同所出立、御料所伊王野村、「ニュー」」

上候得共、先此段不取敢御届申上候、

以上

猶追々御届可申

之儀ニ而追討も不行届次第ニ御座候、

今朝那須嶽山之下之方江引払申候、小家如何ニも人少

十一月六日

大関肥後守

一去月廿八日頃より常州浮浪之徒敗走之風聞有之候間、(三七の2)

兼而取締向申付置候得共、尚亦右ニ付厳重手配申付候

翌三日朝御料所伊王野村江致参着候趣、同日武田伊賀処、去ル二日夜大関肥後守領分寺宿村辺止宿、夫より

小荷駄百疋余、いつれも手馬之様子ニ而多人数ニ有之、可致処、千二三百人程之趣、内騎馬之者百五十人程、

より別紙之通拙者領分罷通候旨申来候間、

差留取押も

申付可相成は差押申度存候処、何分ニも小家人少之儀相知、右様大造之行粧ニ而押来候間、ロ々固等は厳重其上大砲拾挺程、小銃并鎗之儀は数多之儀ニ而員数不

敷儀は一切無御座候、此段被御聞置御同役中江も御通領分寺子村江昨三日朝四時頃押通り申候、尤乱妨ヶ間共伊王野道より居所芦野宿外通り、奥州道中筋肥後守共伊王野道より居所芦野宿外通り、奥州道中筋肥後守土而、乍心外無拠其儀行届兼候次第ニ有之候、右浪徒

十一月四日

達可被下候、以上、

芦野采女正

右ニ付別紙(七の3)

は為致申間敷候、依而此段御断申上候、以上、被下度候、尤多人数ニは候得共、決而乱妨ヶ間敷儀教等此度無拠歎願筋有之、御領地罷通候間、御通し

十一月四日

武田伊賀守

一此程御届申上候通、去ル十二日夜田沼玄蕃頭より達ニ(三七の4)

儀松平摂津守居所小幡表江打合宿陣罷在候処、同十五

同十四日領分境曽木村迄凡人数二百人余出張、

脱走之賊徒追討被

仰付候ニ付、

早速人数相揃置

応援之

日賊徒凡六百人程、

乗馬•小荷駄共二百疋程、

武田耕

通り一ノ宮迄押行、 二ヶ所江陣取候、且又同日松平右京亮追討人数七日 覚悟ニ而相待候処、賊徒俄ニ道替仕、鏑川を越脇道よ 取と所々伏兵設置、 徒は多勢之儀故、正兵ニ而は衆寡難敵、奇兵を以可ご 岡と申所迄押来候得共、近領応援之勢未相見、 并七日市入口厳重相固居候内、最早七日市隣村他領留 方人少ニ而警衛手薄心配之折柄、出張人数一ト先居所 を経七日市江向逆寄いたし候趣注進申出候付、居所之 之方江脱走候、中ニー手之賊徒領分境鏑川端より閑道 雲斎頭取ニ而火急ニ松平左兵衛督在所吉井より曽木村 り一ノ宮江脱走いたし候間、 賊徒追々信州路之方江向、 松平摂津守人数も同所江出張ニ付、 正面之一隊は静沈布陣烈戦必死之 一手之人数同所江出張候 同夜小坂峠・白山と申 殊ニ賊

在所家来共申越候、此段御届申上候、以上、し、松平右京亮人数先陣ニ而追々賊陣江打向申候段、諸事打合之上攻撃いたし候手配ニ而、同夜半同所押出

十一月十九日

前田丹後守

耕雲斎は武田氏ニ有之、殊更大諸侯も無之地故、時日も候由相聞得申候、同国は信玄贔屓之徒多く御座候処、も有之、賊徒等は首実検之式を行ひ、甲州江脱走いたし候由相聞得申候之人数は死傷六十余人、被生獲候者一前文之中ニ相見得申候十一月十六日之戦争、寄手大敗三八

相聞得申候、然処江戸ニ而清水清次と申者被召捕、全害云々之事認無之ニ付、異人等頗る疑を抱き居候様ニ番之由ヲ以、横浜ニ而獄門相成候、然共科書ニ英人切者之由ヲ以、横浜ニ而獄門相成候、然共科書ニ英人切者之由ヲ以、横浜ニ而獄門相成候、然共科書ニ英人切け、同所八幡社辺ニ而被切掛、一人即死、一人は横に処、同所八幡社辺ニ而被切掛、一人即死、一人は横に処、同所八幡社辺ニ而清水清次と申者被召捕、全

打擲いたし候事故、左迄六ヶ敷議論ニも相成不申候由候得共、全く酒狂ニ而狼藉いたし、土人共多人数ニ而石之外ニも港崎郭内ニ而仏之船卒体之者二人被打殺申

月廿六日汽船ニ而出港仕、外ニ印度陸軍隊も不残召連英国ミニストル、アールコック本国より達有之、十一

ニ御座候

告訴いたし候者数多有之、右之理不理を吟味之為ニ被れ出帆仕候、右は同人在勤中之所置ニ付、種々本国江

と評説仕候

を経候ハ、事を好ミ候輩随従いたし制しかたく可相成

呼戻候哉ニ而、都而

本邦ニ関係仕候事ニ有之、諸事酷ニ過候由之風聞と相

聞得申候

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

十二月二日

南部弥八郎

◇第八五号 子十二月廿七日報告 [風説書]

(表紙)

横浜ニ而承

申候,

夜外国奉行より神奈川奉行江告来り候由、

く切害人之一人ニ而自身及白状候旨、十一月廿五日之

子十二月

銀十五枚 銀二十枚

小池源之永

加 物納 吉^頭官

川蔵人 一郎家来 (一の²) 別紙

風 説 書

南部弥八郎」

○十一月五日閣老牧野侯より相達

(一の1)

付、召捕方之儀相達候処、迅速ニ人数操出し、俄ニ手 在候浪人共、多人数党を結暴行之上不容易及所業候 去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷

加納官

郎

配十分ニ行届候故、賊徒共速ニ召捕討取候段達 御聴

畢竟常々申付方格別行届候故之儀と、一段之事

候処、

思召侯、

此段可申聞旨

上意二侯,

銀五枚ツ、

荒巻芳蔵 本間七十郎

滝原和十郎

茂木定十郎 栗原庄五郎

藤原和太郎 石原多十郎

働、

同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は格別勉励抜群之

神妙之至ニ付、 為御褒美被下之、

去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷

も万端行届、蔵人ニは別而奮勇指揮いたし、 不届之及所業候浪人共召捕方之儀ニ付而は手配等 同抜群

在、

被下之、

之働、常々心掛宜敷故之儀、格別骨折候付、

為御褒美

| 中島要之助 | 本間永八郎 薙刀組与頭

田村房之助

飯塚牧太郎

板倉内膳正

板倉内膳正家来 了 馬 渕 清 助 留守居 番頭

物頭 二井為之丞 保髙安太夫

銀十五枚ツ、

富田善平

在、不届之及所業候浪人共召捕方之儀ニ付而は、俄之 去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷

手配万端行届一同抜群之働いたし候段、常々心掛宜故

之儀、且吟味中囚人共手当方も格別骨折候付、為御褒

同 徒 士 法 来

美被下之、

髙 橋直太

銀七枚

を尽し無比類働いたし候段、神妙之至ニ候、乍去終に 同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は、格別奮勇精心

候間、直太忰江為戴候様可仕候、 同人家来

多勢ニ被取囲戦死之段、歎敷事ニ候、依之御褒美被下

銀五枚ツ、

一 白鳥秀三郎 内藤七三郎

岸田源七郎

天内銓之助 城島一郎 杉沢清之進

徒士三人

足軽二十人 鉄砲組小頭一人

銀三枚ツ、

為御褒美被下之、

勉励いたし、且吟味中并御仕置之節共別而骨折候付、

同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は、一同抜群格別

同三枚

足軽小頭 同人家来

鎗士 山守善右衛門

池田友八郎

後藤十兵衛

502

刑申付候

同二枚ツ、

同断之節、

平足軽九人

召捕相成候浪人共入牢中心付方并呼出者多

人数之処、無油断御仕置済之儀等迄格別骨折候付、

御褒美被下之、

〇十一月廿一日閣老江差出

常州那珂湊屯集之賊徒、 追々脱走仕、 私在所奥州棚倉

江罷越候付、兼而所々江差出置候家来共召捕、 死刑申

付候者、左之通

水戸殿家来

新井 司小荷駄奉行 水荷駄奉行 大葉周作門人、当時

右之者、去月十五日夜領分奥州川下村ニ而召捕相糺候 田丸より兵粮米買入之儀被申し付相越候ニ付、 死

浪士

塚 越 惣 助

鈴 木 主 税

押借暴行相働候旨申立候付、死刑申付候、

右之者共、去月十五日私領分川下村ニ而召捕相糺候処、

浪士

藤田芳之助

名前不知一人

右之者共、去月廿九日夜領分奥州戸中村之内字蟹と申 兼而差出置候出張之者差留候処不相用

浪士

家来之者討取申候

却而彼より刀を抜切掛候付、

所江罷越候付、

鹿 島 貞 助

行 方 清 吉

牛 大森平三郎 崎 佐 七

栃木助三郎

岩間清次郎

加 富 田 忠吉 磯 吉

蒲 原 久 作

羽田賢之助

共より申出候付、早速人数差出、同所ニ而召捕相糺候 右之者共、去ル朔日奥州山本村辺江罷越候旨、村役人

処、那珂湊脱走之者ニ而所々暴行相働候旨申立候付

死刑申付候

浪士

五月女清次

大戸藤三郎

茨木良助

根岸彦五郎

平 磯庄吉

原 次

右之者共、去ル二日領分大海村江潜伏いたし居候付、

人数差出召捕相糺候処、所々乱妨相慟候旨申立候付、

死刑申付候

候、以上、 右之趣、在所家来之者より申越候、此段御届申上

先頃土州表ニ而藩士之中暴発、城下近辺高山江楯籠り、 〇十月廿八日土州留守居直話之趣

し、阿侯撫恤す、土使して彼徒を乞ふ、阿侯不服、応

侯より討手を被向、敗走徒之中二十三人隣国阿波江脱

接再三ニ及んて終に渡さる、侯阿使を饗し、眼前に彼

徒不残刎首す、此趣不日公訴ニ及ふの評決せしと云々、

三四年以前、阿太守土に来りしことあり、土の重士を

招てみつから云、旧年土阿接領ニ不安をいたくは遺憾

之至、殊に近年官武御繁雑、宇内紛離之説もある折か

と、土の重士畏服す、阿侯悦て帰る、後尚和順せす、 ら不忠此上なし、弥親睦互に戮力し、切に交信を乞ふ

益確執之色あり、余も四国に生命を保せり、恨らくは

孤島頑固未開乎と、

去月長州より士二人書翰を齎らし、土の重臣に対面 長士直に帰去ると、 んと乞ふ、土士対話すへし、書翰は請取かたしと答ふ、

五

十一月廿七日

御届申上候、以上、

○十月二日常州府中ニ於て死刑之者

酒 井 儀 早乙女亮次郎

石 Щ 熊 Ŧi. 平 郎

四

○閣老江差出

を議するもありと云

希望を有志の諸侯と周旋し、後に夫人を旧復せんこと 不堪、家士等密に云、長の降伏不俟論、左すれは半郡

土佐守領分郷士并庄屋等、先達而徒党を結山中江相籠

致強訴候者共、遂ニ二十余人阿州路江逃去候付、 より引渡を請召捕、 夫々死刑申付候趣申越候付、 此段 彼方

松平土佐守内 広瀬伝太夫

末不届ニ付、死罪に行ふもの也、 伊藤益荒其外随従、水戸又は鹿島等之戦場ニ罷出候始 右者共、筑波山其外屯集浮浪之徒ニ加はり所

十月

四郎兵衛人数召捕候事、 右之者共、九月八日、花房越中守・北条平次郎・平岡

長谷川安兵衛

古

崩

庄太郎

先達て土侯の夫人城外に屛居す、夫れ長の事たるや、

何そ婦女子のしるあらん、不測に潜居を行ふ、涕泣に

吉 田 市 兵 玉 太 衠

池田作右衛門 井 平 助

酒

林 久 助

村新之助 木 寿 蔵

鈴 小

西 村 余 吉

ス々暴行、

塚 木

本左一

郎

505

賊徒多勢押寄候趣ニ付、私人数夫々手配仕候処、俄ニ一常州辺賊徒追討之儀ニ付追々御届申上候後、当十七日

進ミ来候間、馬渡村と申所ニ而及砲戦、敵方死傷出来

候哉、崩立候様子ニ付、尚可及追討候処、此方手負等

茂出来候間、一ト先人数相纒東中根村江引揚申候、然

処同夜御目付戸田五介より、翌十八日諸手攻ニ付私人

数一本松より前浜辺江出陣候様差図ニ付、同日東中根

村出発、前浜口より湊近辺和尚塚と申所江攻入、互ニ

大小砲暫打合、烈敷戦ニ相成、其中賊徒及散乱候付、

猶賊徒幕内ニ押入、又々必死と及血戦、賊徒多分討取、

節分捕之品々、別紙之通御座候、右手詰之及接戦候次残徒逃去候間、人数相纒前書東中根村江引揚申候、其

暁、湊辺より追々賊徒敗走之趣相聞候間、東中根村例第御座候付、当方手負討死も出来仕候、且又同廿三日

数くり出、畑道・野道・前浜道夫々厳重相固候段、彼之場所江相揃可申旨、是亦五介より差図ニ付、直様人

地家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

十月廿九日

戸田越前守

(六の2)

旗一流 但白地ニ子持筋下り藤之紋所付有之

一纒一本

一 長刀一振

一鎗三筋

鍵縄五筋

胴乱一

風呂敷包二 但雜物品々

右は去十七日戦之節分捕之品ニ御座候、

t)

○日光山出役幕の小吏より来状

十一月二日、太田原城下近く浮浪数多押寄候ニ付、城

宿々ニ而人馬無之旨断候へは、牛馬見当次第荷を付さ院江相集自殺可致と申偽、武田伊賀守より先触差出、主より警衛人数差出相固候処、風聞ニは日光東宮養源

故、 右一条ニ付、七日之夜は今市宿江集来して宿内焼払 之方江一里程下り、 私共旅宿近く逃参り、夜中大騒動ニ而寐る事も相成不 運ひ、尤今市宿ニ而留り不申候ハ、鉢石宿も焼払候趣 浮浪共大田原之方より人数操出候処、 具して、日光山より東之方大鍬と申所江出張いたし、 延引ニは当惑仕候、 越候付、 此処ニ而喰留之積ニ付相心得候様、 大渡、是は鬼怒川と申川あり、 より罷出居候職人一人も出不申、 右之始末ゆへ米穀其外とも売買不致、 両宿共御山内江荷物を運ひ、 宿内致騒動、 筏を拵へ渡さんといたし候処、 日光奉行支配ニ而は狩人三百人召 鉢石宿或は山中抔江銘々荷物持 此橋をおとし待懸候処、 右ニ付御場所御普請 老人女子等は入町、 日光奉行より被申 橋無之ニ付、 殊二御神領 下 H

> 物見之者走り帰り申立候哉、 光勢渡さしと人数をくり下ヶ、 れ夜ニ入攻入候哉と、今市迄山々所々ニ 心・狩人共凡五百人程之人数ニ而固有之候付、 手は、日光勢今市宿江日光奉行支配組頭を始手附 其所を昼頃より少茂い 大沢宿裏手江廻り、 かゝりを焚 浪士共 又

表江早飛脚都合三度追々御届相成、不平穏儀ニ候事、

御警衛相固、

狩人三百人程所々江出張為致候趣、

江戸

向大評定有之、

秋元但馬守•秋田安房守御警衛人数差 日光奉行御役宅ニ而三日夜より支配

日光奉行より相達、

吟味役同心所々江相越夫々

せ打立候趣風聞、

共、秋田安房守は領地越後ニ付中々急速駈付候人数も 大沢宿下之方徳次良宿之辺を横ニ切、 多人数攻寄候体ニ仕懸候間、 大沢宿之方江拾町程閧声を作ておし出候処、 夜五時頃より各明松を持て数千之人数押出す体にて、 御警衛秋元但馬守は近国ニ付少々増人数参り候得 浪士共俄ニ陣立を致し、 板橋筋江落行申 夜中殊ニ

無之、先在合之人数ニ而、 神橋上ニは秋元人数川を前ニいたし大砲を備相固、 構へ相固、是ハ今市宿ニ而打洩候得は喰留之積り、 秋田は松原町並木江大砲を 木砲三挺掛相固、(頭注)「木ハ大ノ黒ナラン」 又

惣勢合四百人程ニ而、 入事六ヶ敷と心配罷在候処、 去ル九日出張之向も引払候付、 其余は狩人・百姓共ニ付、 神御領ニは入込不申候 先々安心仕候云々、 弥攻 宮別所脇江日光方ニ而土手を切抜、

付、

飯島清之助

岩田作之助様

○十月廿六日閣老松平伯州侯より一類松平織部江達

٨

其方儀病気不相勝候処、十七才以下ニ付養子之願は難

相成筋候得共、先祖已来勤之品も有之、且家柄之儀ニ

付万一之儀有之節は、格別之以 思召末家松平石見守

可被仰付候条、兼而相応之者申聞置候様可被致候、

松平周防守

儀家相続被仰出ニ而可有之候、尤石見守家相続も其侭

九

○十一月六日日光表江出立途中宇都宮より之来書

殿・小出順之助殿、水戸表より引取、宿札打有之、先

私儀、幸手駅迄罷越候処、神保山城守殿・岡部駿河守

供之面々少々計同宿江参着、惣勢は中田駅迄参り候処

徒六七百人、追々途中ニて人数相増千人余ニ相成、野 日光奉行より急便到来、水戸湊合戦之節落失候浮浪之

断

宿ニ止宿仕候、右御引返し之御方ニは、私儀古河宿よ 由、依而右御三方中田駅より御引かへし、私儀は栗橋 神保殿始惣勢急速ニ引返し日光御警衛可致と之御状之

り前後ニ相成混雑旅行仕候、其夜小山駅御泊、私茂同

一今日 - 九 栗橋駅渡川場ニ而、壬生侯之奥方江戸御

出府御同勢にゆき逢申候

大岡兵庫頭様、水戸表より引取之人数ニ行逢申候、

夜五半時頃、小山宿亭主問屋役人相勤候菱屋善右衛門、

左之通申出候、

余、途中ニ而老少共見懸次第召捕、数珠つなきにいた

水戸落去之浪士、去ル五日鳥山辺江押出し、人数千人

両側ニたゝせ歩行候由、夫故鉄砲も難差向候趣:

市駅より一り半程不入村玉入村通行、七日夜徳次郎宿 夫より追々日光近く迄うら道相廻り小林村、夫より今

ニて勢揃いたし、其侭同所より岩原村江きれ込、鹿沼

508

州黒羽・太田原辺江押来、風説ニは日光山にて一戦之

上討死可仕旨を申触し候由、追々同所近く進ミ来候付、

武田其外之浪士、

多分上州路江罷出、

終ニは甲州を志

ニ御宿陣之事故、

同所江被相伺候樣御返答有之候由

し候由御座候

半上、上州路江寄り、尻内村と申処江引揚屯集いたし宿通江押出し、又々栃木放火之模様を見せ、其侭一り

生御両家御家老宛之御用状被差立、尤急々人数御差出一神保殿、小山宿役人江色々御尋有之、同夜宇都宮・壬

居候由

方之御達之趣、右は役人差添罷出候由

候、由、知和名之右衛門・田中愿蔵も加ハり居候趣相聞申由、田丸稲之右衛門・田中愿蔵も加ハり居候趣相聞申一此度落武者之大将武田伊賀守父子三人并山岡喜八郎之

之、只今栃木之方へハ出張難致、田沼玄蕃頭殿未笠間し兵隊も不揃、且は日光口江罷越候様奉行より申達有有之由、右御答、御尤之儀ニは候へ共、途中より引返も騒動相成候間、早々御人数御出張被下度御願御口上守様より当宿神保殿・小出殿江急使到来、栃木只今ニ守様を見当宿神保殿・小出殿江急使到来、栃木只今ニウ晩菱屋相咄申候は、昨夜九半時頃栃木領主戸田越前

無滞字都宮迄参着仕候、同所よりは浪士之居所迄八里右承り申候、私儀通路如何と心配仕候得共、今朝出立、

程有之由、

殊之外厳重御座候、同所ニ而承候は、徳次郎宿後道岩宇都宮出口々々多人数甲冑ニ而相固、追々引取も有之、

棹、乗馬・小荷駄共五六十疋之由、右之外申聞候儀、四挺・小筒七拾挺程、鑓太刀ハ銘々持之、玉薬長持二原山構之中ニ大筒一挺捨有之由、同所通行之節、大筒

凡小山宿ニ而聞込候通、

人足詰居、是も追々引取候様子ニ御座候、尚取調旅行直ニ此度之御固操出し、大混雑ニ見請申候、町々は鳶字都宮侯御人数、水戸出陣之儀は去ル六日引取相成、字都宮侯御人数、水戸出陣之儀は去ル六日引取相成、

一〇)十一月九日夜

仕度奉存候云々、

宇都宮駅二而

安部摂津守

脱走之賊徒所々暴行、上野国江立入、夫より武州江相

仕候、尤松平下総守も同様被仰出候間、 速ニ差出、領内は勿論他領迄も出張迅速ニ追討候様可 越候趣相聞候付追討被 仰出候間、在所表有合之人数 申合相互ニ応

右於場所田沼侯より相達

援候様可仕候

土井大炊頭 ○水戸表降参之賊徒千五百人余御預ヶ之侯伯 阿部駿河守 松平大学頭

松平下総守 水野肥前守

酒井鉎次郎

大岡兵庫頭

加納官一郎

森川内膳正

板倉内膳正 井上筑後守 稲葉兵部少輔

水野日向守 林肥後守 松平弾正忠 米津伊勢守 岡田甲斐守 大岡越前守

黒田伊勢守 山内摂津守

〇十一月十七日

閣老江差出

当月十一日、浮浪之徒上州太田宿辺江多人数脱走之趣(+ニの1)

相聞候付、兼而被仰出茂御座候間、不取敢私領分武州

候間、夫々厳重手配仕候処、同十三日申下刻頃、俄ニ 根川筋中瀬村・平塚村両渡し船場江程近之場所ニ御座 榛沢郡下手計村江人数出張仕候、右村々之儀は上州利

付、急速右人数差向通行差留候処、御簱本方入会知行 御代官中山誠一郎支配所平塚村渡船仕候旨注進有之候

私人数儀も対陣仕、形勢見合居候処、丑上刻頃、俄ニ 所郷惣村江最早多人数渡船仕、同村江陣取罷在候付、

筋江人数相廻し、双方より烈敷追討仕候処、賊徒共恐 上筋江潜行仕候旨注進ニ付、不取敢大小砲相発、尚上

多ニ而、いつれの道筋江钦散乱仕候付、跡より追懸渡

怖仕候哉、一戦も不仕敗走仕候、何分広場之畑地間道

先触差立候趣注進有之候ニ付、 ニ而人数相集、私陣屋前通行、 船仕、別紙之通討取分捕仕候、其外残党共武州本庄宿 陣屋手薄ニも御座候間 同州深谷宿江罷越候、

此段御届申上候、以上、

ト先引取厳重ニ手配仕候段、

在所家来より申越候間

十一月十七日

安部摂津守

(一二の2) 右ニ付 別紙

討取弐人 生捕佐藤長次郎、

駄荷馬弐疋 鞍置馬弐疋 兼而被仰渡候趣を以死罪申付候、

脊負具足箱一 明荷弐 内具足并筑波山陣所絵図面一枚有之 水戸小松穀蔵と名付有之

其外品々

右之通御座候、 以上、

Ξ

○閣老阿部侯江差出

常州辺屯集之賊徒共之内脱走之者共有之候付、追討之(二三の1)

領内人数操出之儀急速申遣候処、右人数未集参無之内 儀被仰出茂御座候処、在所表至而人少ニ付、江戸表并

賊徒共領分及通行候条、手薄之至ニ而不行届之段奉恐

入存候、依之差扣之儀奉伺候、以上 十一月廿二日

松平左兵衛督

四 差扣可有之候、

○十一月廿六日閣老江差出

害之地見立可申と致旅行候処、多人数之同勢ニ而一日 之、即刻尻内村旅宿江可罷出旨認有之、無拠同所江両 姿ニ陥り候付、右彦助・兵蔵は有福之趣相聞候間 金五百両余費相掛候迚、 穏候間、攘夷可致と存候処、討手被向及戦争、 七人、甲胄着列座ニ而申聞候は、夷国通商以来国中不 名宛有之、驚入早速開封一見之処、浮浪之徒申談儀有 何事と存見請候処、表書ニ水戸御用と認下前書両人之 者宅江、去ル八日夜九時頃、人足躰之者書面持参ニ付、 私領分野州都賀郡皆川城内村名主彦助・年寄兵蔵と申 人罷越候処、浮浪之内春日秀太郎・金井国之丞其外五 無代ニ而致通行候得は盗類之 尚亦要

趣を以品々申聞、尤金子不差出候は何方迄も引連可申

御国恩深相弁、

彦助金千両•兵蔵金二百両調達相頼候

彦助金百五拾両·兵蔵金四拾両可差出旨申聞、 旨申聞、 殆当惑段々相歎候処、格別致勘弁候旨ニ而、 調金迄

右両人同所ニ留置、 宿元江申遣、前書之金子調達出来

二而差出候処、右両人差戻引取候旨申出候段訴出候間'

此段御届申上候、以上、

十一月廿六日 米倉丹後守

五 ○水藩之内

山野辺主水正・造酒左太夫・谷鉄蔵・中山民部・加藤 八郎太夫・岡部忠蔵・太田原伝内・白井忠左衛門・富

田三代之助等割腹いたし候由、風聞有之、

六

十月十六日

水府藩

之助・丹羽恵助・山中新右衛門・中村信一郎・檜山 大久保甚五右衛門·同甚十郎·鳥居瀬兵衛·片岡為

松平大炊家来 金之助•小泉忠三郎•塙新太郎等死罪ニ被行候由!

郡司太三郎・山崎源六・小泉鉄太郎・庄司源六・菊

庄五郎・茅根虎三郎・新倉本達・岡本八郎・鈴木成 池庄助・平井久馬・木村与次郎・菊池勝次郎・田 ш

宮・菊池庄吉・近藤隼太・鵜田七三郎・小川菊次郎・

平山祐太郎・箕輪徳之助・佐々木鉄吉・時田半之助

助・楠菊寿・箕輪十次郎・小田倉左仲・海老沢桂次 根本市之助・髙橋金之助・新倉徳二郎・岡本三百之

郎・庄司弁吉・髙橋渡人

公儀江敵対いたし、不届至極ニ付、死罪申付る者也 其方共儀、賊徒ニ加り

七

○上州高崎よりの来書

子十一月十三日、筑波山党水戸湊を切抜、日光道中太

田宿江出、夫より五科御関所通行之趣相聞、

近辺諸侯

追討之儀被仰付、伊勢崎・岡部・高崎夫々固、就中高

科宿は前橋侯、是は松平大和守様御人数御関所を固め、 崎侯一番手二百人余甲胄ニ而十三日夜玉村宿を固、五

川向芝宿は伊勢崎侯固罷在候処、浪士共伊勢崎之固を

廻状、 番手惣勢五百人程追討之積観音山通り操出し候趣、 御操込之様子ニ付、 先触間もなく筑波追討方歩兵并田沼様・溝口様御人数 引返し、倉賀野宿ニ屯いたし居候二番手相談ニ而引上 井宿泊り之由注進ニ付、 御取締方より探索之処、 村より藤岡道をさして参り候由、 **倉賀野宿江出張注進、** 注進ニ付、 十五日朝下筋より追々のしらせ、板橋宿より急 江戸表歩兵方操出し、其外追討方出陣之由、 同日高崎より二番手同勢二百人余甲冑にて 十五日七時分、 櫛之歯をひくか如く浪士共石神 藤岡江着小休弁当いたし、 神奈川江操出居候高崎一番手 物見之者参り、 高崎侯一番手•二 段 最 御 吉

> より注進ニ付、心得たりと早速支度いたし罷出候而 追手二三百人来り候由、 処、浪士方ニは夫江は見張、忍之者より注進ニ而敵 さして操込、夜七時頃、 七日市勢二百人程・小幡勢四百人程示し合、下仁田 而承候は、昨夜明方高崎一番手・二番手并其最寄出張 鎧士二騎注進申乗切、 し候、 泊俄ニ変替下仁田町泊之由、 当を遣ひ、三雞之頃当宿操出し、 Ļ 夜八半時頃、高崎侯三番手惣勢三百人程甲胄ニ而操 宮内様手勢農兵二十人計り早追ニ而一ノ宮江繰込、 早浪士方は今暁一ノ宮町泊之由、 相対頼ニ而十七屋・十一屋・金松屋等ニ 然処十六日四時頃、 夫に引つゝき探索方より注進ニ 小坂峠江出張屯いたし居候方 梅沢峠を下り岩下村ニ陣取候 髙崎侯之早打、 追討方は道をいそき操 右之処浪士は一ノ宮 然処御取締杉本様 兜を着し候 而小休弁 同 の

御取締方之手勢より注進ニ付、玉村宿固居候高崎侯

角渕を渡り新町宿神奈川江出張屯いたし、

追

日五時過本庄宿出立、

中山道すち石神村迄参り候由

十三日夜七時過、

漸本庄宿江罷出休息いたし、

翌十四

岸ニ至り、

浪士共人家を崩し筏に組、

平塚をわたり、

Ж

向中瀬

• 横瀬辺岡部侯固厳重ニ付引かへし、平塚川

破り世良田長楽寺江入、夫より中瀬之渡可相越之処、

岩下村江するミ、

同所ニ而高崎侯より大砲打懸候処

守、 を為持、 より操込候行粧は、 安道寺・なめ村江放火いたし、其侭合戦も物別れと相 頻ニ打掛候故、浪士共此手に打散され引退候処、 御手勢を以て并近郷之猟師狩人二三百人を集め、 宿道なめと申処小高き山の手より、 峠辺江駈付候儀ニ而、高崎先手勢散々に破れ敗北い 御関所を固め、高崎侯三番手は十六日朝四時頃漸小坂 七日市両勢は、天神峠と申遙之場所を離れ候処江引込 敗走いたし、討死・手負数多ニ而、援兵と可頼小幡 八郎、三番は岡田信太郎、 白横板二ッ引、吹貫之馬印・宝珠頭之馬印は武田伊賀 成申候、時は十六日四時頃ニ哉、 道寺・なめ村迄道筋を浪士共虚に乗て追懸候処、 |候処、下仁田より本宿街道岩下・関口・小豆畑・安 二番は赤地二尺計之吹流、赤き玉之馬印は山岡喜 七日市は手遠き大丈夫之場所ニ固、安中侯は横川 白幟ニ尊攘と二字書たるを押立、銀之茶壺頭 第一番赤地ニニッ引之籏三本押立、 四番真先に錦之覆掛たる箱 然処浪士共下仁田町 御取締杉本•宮内 退掛 鉄砲 本庄

携、 方ニは討死三拾四人・手負拾人計、残兵をあつめ、十 日七時分ニ相成俄ニ出立、 原ニ而三人は切腹いたさせ、四人は首をおとし、十六 恩賞を宛行ひ候、其後生捕七人之者、同所大杭と申川 検ニおよひ、其場ニて高名手柄を改褒美を遣はし、夫々 を揃へ、本陣桜井宅前ニ而大将武田床机ニかゝり首実 つき、其外得物~~分捕高名之様子、生捕七人、 共勝鯨波をあけ引取来候者、兜首を縄に通し鑓ニ而 四時分迄生死之境漸々少々は性気付候哉ニ相成、 雞頃より右及合戦、町中之騒き大方ならす、十六日朝 宅、其外思ひ~~入込、十五日夜同所泊之処、明方三 弥五兵衛宅、脇本陣は田丸稲之右衛門組有賀安右衛門 立騒を制し、否ニ不構宿割いたし、本陣は武田組桜井 挺押并へ竹内百太郎、惣勢七八百人程、各得物~~ 六番ハ白地ニ竜之字書たる大幟おし立、 猩々緋之馬印は田丸稲之右衛門、 鉄砲其外多分持并へ操込候付、町中貴賤驚、周章 本宿泊りニ参り候、 五番は岩間敬一郎、 大砲方大筒 且高崎 惣勢 浪士

七日高崎江帰城いたし候、御取締宮内様鉄砲を請手負

た

手之中江浪士共切込、

大合戦ニ相成、

同所ニ而高崎方

崎泊、 Ħ 其外惣勢三千人、 宿 手千五百人御泊ニ付、 七百人、 手として歩兵方板鼻宿泊、 相 矷 田沼様御泊、 成 新発田様一 御目付御使番 是は長伝寺を本陣 松井田 江引揚候由、 同 廿二日板はな宿御通行、 番手同日板鼻宿泊 日坂本御泊、 • 宿方大混雜御座候、 御徒目付。 富岡 = 十八 m 同 • 夜御泊 日 御小人目付 然処浪士は十六日本 , • 宮泊、 + Ш 筑字 摩 川 越様 九日 歩兵組 # 溝 + • 口 御勘定 番手千 日 様 追 九 高 日 ٠ 々 大 崎 髙 討

大砲疵所

岩下村ニ而討死、

鉄砲疵太刀疵七ヶ所、

首を持戦死、 一切腹、

斎

藤

鉄

右

衠

門

大砲疵三ヶ所、

敵陣ニ

丽

赤深

赤坂村夫人足 旅 井 助 太 二

郎

金

之

"

"

関

根

永 勘 岩 弥

Ξ

郎

筧 泂 深 堤

助

野 \blacksquare

之 平

助

次 丞

"

宿泊、

十七日信州通り甲州川上江

り、 り

を渡

ŋ

御手勢•

高島様御手勢ニ

而 和

強留候·

由 懸 参

追

々早打参り 松平丹波守様

十九日望月宿泊り、

廿

日

田峠江

士江断敵陣江卧堤金之丞鑓持、 馳入主 戦人 死

> 付 諸

> > 中落

"

村にて討死

《突留戦死、 《八九人取巻候処、 拝領之鑓ヲ以五六

> 小 **豊岡村夫人足** 助 泉 又 三 郎

条 元 達

下

泉 小 源 次

小

吉 本 田 木 桑 友 +之 七 郎夢助

町 下 橋 利 永 喜 蔵

515

反 松 高

首を持 二ッ木千代之助 近 藤 佐 之 兵

内 Щ 金

助

なから戦死、敵陣ニ而高名、戦死、人引受、 大坊主を討取、 太刀疵七ヶ所、

其場

大 玉 内

島 友

順

次

衝 郎 郎 八

其場ニ戦死、敵将之首を討取引取候処、中者討取、留を討取引取候処、は中者計取、

七八人走来戦、 其外小林と 左之通

辰

三

儀

崎 藩

中討死、

人

大

番

番

頭 頭

手

右之外手負数多有之、

小塚村人足 岩 上 助五 千 主 蔵 鈴

左之七人下仁田川原ニ而死、

浅

井新

六

郎

二木 定 郎 七

不相達候間申送置候樣可被致候、

可被致候、且又以後御役被仰付候者江は、其度々別段 第即日出立相成候様、組々之者共江も急度申渡置候様 銘々は勿論組之者共ニも兼而覚悟いたし置、被仰付次

足軽 町人 諸士

田

上

繁

蔵

岩村医師 中師 山 髙 月 宗三 平 郎

村 俊 定

一九

○十一月廿八日閣老より勘定奉行江達

関東御取締出役御勘)定格

馬場俊

蔵

関東御取締出役 一支配勘定格

金六拾両ツ、

渡辺慎次郎

源八外一人をも召捕、尚今般清水清次を召捕、格別骨 英国人を及殺害候者召捕方最初より骨折、先達而蒲池

御代官手付

折候趣相聞候付、為御褒美被下之、

柏木正五郎

同四拾両ツ、

小十人頭

御 御 両

徒 先

頭

516

当節柄急御用有之、俄ニ出立被仰付候儀も有之候間、

骨折候ニ付、永代苗字差免可申候、 同断召捕侯節、先立組付格別相働骨折候付、被下之、 同断二付、為御褒美被下之、 同断ニ付、其身一代苗字差免可申候、 同断探索方骨折、清水清次を召捕候手配いたし、 英国人を及殺害候者召捕方骨折、先達而蒲池源八外一 人召捕、格別骨折候付、為御褒美被下之、 金弐拾五両ツ、 同拾五両ツ、 木村董平御代官所 百姓 年寄 問屋下役 千住宿問屋兼名主武州足立郡 百姓 石賀佐 秋葉市郎兵衛 元 金 藤 次郎右衛門 権三郎 杢左衛門 蔵 左衛門 助 太 郎 格別 別段之訳を以支配勘定格被 同断之節、探索方手配骨折候付、被下之、 同断之節組付差押、 右可被申渡候、 十一月廿八日 同拾両ツ 格別相働骨折候付、被下之、 御代官手付 年寄 関東御取締出役 仰付之、 百姓 渡辺慎次郎 長左衛門 市 勝 銀 林 市 徳 清 左衛 五 三 兵 郎 蔵 蔵 蔵 助 郎 門 衠

ᇹ ○十一月廿日戦争之節松平丹州侯人数之内戦死手

負等左之诵

番頭 稲村久兵衛

同 西郷羽右衛門

諸士手負共

五拾人程

右同断、

諏訪侯人数之内戦死、 物頭

千村源右衛門

外ニ徒士

拾五人程

討取浪賊左之通、

竹内 隼人

坊主武者一人

五人

加賀中納言

Ξ

○十一月七日閣老より相達

京都御警衛之儀、松平筑前守江被仰付出京罷在候処、

追而御沙汰之品茂可有之候得共、段々申立候品茂有之 京師事変之節、病気とは乍申不都合之引払致し候付、 一際厳重

候付、京都御警衛之儀は其方江被仰付候間、

先出府候様可被致候、

出義ニは候得共、其方儀病気少茂快候ハ、押而も一ト 相心得、御警衛向相立候様可被致候、尤右之通被

仰

Ξ 〇十月所司代桑名侯江届

大炊御門右大将·中山前大納言·橋本中納言御固相模

御固出雲守組、右之通引請、 守組、石山少将・同右兵衛佐・松平甲斐守・五辻大夫 昨十五日人数差出、松平

段御届申上候、以上

越前守・松平修理大夫家来より請取勤番仕候、依之此

十月十六日

蒔田相模守

松平出雲守

列席左之通

○元治元年甲子十一月廿三日於浪華城長征御軍議

尾張前大納言殿

越

松平相模守家来

平 上 平

総 前

介 守

尾 伊 織

尾 駿 河

松平三河守家来 原 要 人

津

広

江

小 笠 原 学 細川越中守家来

大 音

兵

部

水

脩

蔵

夫

郎

助 江

Щ

小三

郎

Ŧī.

郎

松平美濃守家来

松平阿波守家来

福島直

之

進

林 荒 荒

家角右衛門

道

堤

有馬中務大輔家来 田 田 彦 尉 次

郎

平

筑 後

大

橋

島\村 毛 沼 菅 島 宇都宮勘解 沼井与三左衛門 津 受 田 井十之 田 + 巳 鹿 近 之 太

丞

記

由

松平越前守家来

鹿瀬助左衛門

松平讃岐守家来

久保田文助

仲

松平隠岐守家来

佐伯斎 佐伯源五右衛門

西郷吉之助

吉 井 幸

輔

松平安芸守家来

三宅万太夫

石井修

理

松平肥前守家来

中島弥太夫

田 比 安

立花飛驒守家来

矢島助兵衛 芸

宮

松平修理大夫家来

阿部主計頭家来 亀井隠岐守家来

多胡兎波

内藤角右衛門

小笠原左京大夫家来

喜多村脩藏

樋尾林 助

松平左 京

松平主殿頭家来

松平壱岐守家来 今村左太夫

宮川登 Ξ 郎

伊達遠江守家来

板倉周防守家来

松根図

書

奥平大膳大夫家来

金子外

記

頃田五郎左衛門

有馬遠江守家来

有馬四郎左衛門

小笠原佐渡守家来

以上、

山 田 直 助

三浦備後守家来

村

豐

本多肥後守家来 武間四郎左衛門

坂 縫 殿 助 脇坂淡路守家来

松平近江守家来 岡 田 直 之

助

松平主計頭家来 雨 森 鎌 三

郎

科たるへき事、

板倉摂津守家来

森岡喜多右衛門

松平越前守家来

二四

○長州征伐御軍令

条々

相慎不作法之儀無之様、下々ニ至迄入念可申事、

今度毛利大膳父子為征伐進発ニ付、籏本并諸軍勢万事

喧嘩口論堅令停止之、若違背之輩於有之は、理非を論 せす双方成敗すへし、或は親類縁者之因を存し、ある

用捨せしむるニ於ては、後日相聞といへとも、主人重

其科本人より重かるへき旨、急度是を申付へく、自然 ひハ傍輩知音之好ニより、荷担之族有之ニおゐてハ、

成証人を立可申事、

軍中相討堅禁制すへし、若止事を得す相討する時は慥

先手を差越仮令高名せしむるといへとも、軍法ニ背く 上は重科ニ処すへき事、

島 津 +

太 夫

水

野

藏

但先手江相断らすして物見に出へからさる事、

子細なくして他の備江相交る輩於有之は、武具・馬具

人数押之時不可脇道通之旨堅可申付、若猥ニ通る輩は 共に是を取へし、主人異議ニ及候ハ、可為曲事事、

地形又は敵の機ニ応し時宜之指揮可有之間、 此旨兼而

可為曲事事、

可心得事

降人生捕候者猥二不可殺害事、

時之使として如何様之者差遣と雖も不可違背之事、 諸事奉行人之申旨不可違背事、

持鎗・持筒は可為軍役之外、長柄さし置持すへからさ

但長柄之外持たするに於而は、主人馬廻り一本たる

へき事、

陣中ニ於て馬を取放つへからさる事

田畠作毛を刈取、或は竹木切り取堅令停止、付押買狼

小荷駄押は右之方ニ付可相通、軍勢ニ交らさる様兼而 籍すへからす、若違背之輩有之ニ於ては可為曲事事、

より堅可申付事、

船渡之儀、他之備ニ相交らす一手越たるへき事

右条々堅可守此旨、此外載下知状者也、

下知なくして陣払并人返之儀、

一切停止之事、

元治元子年十月

五五

御下知状

覚

御軍役之人馬員数之儀は、慶安度御定之通ニ候得共、

大銃・小銃は増加可致事勿論ニ候事、

但弓隊之儀は勝手次第たるへき事、

御行列前後之次第堅相守、若猥りなる輩於有之は可為 曲事事、

申合、番代り可相勤候事、

御手先之大名一日代り可相勤、

右ニ准し毎隊之先陣も

押前之時用事有之行列を離れ候ハ、、其段其筋江相断、 器械・僕徒は其場江残し置、 用事終而速ニ馳付行列ニ

加ふへし、若病人有之節は、慥ニ証人相立、其筋江相

断可申、 若証人又は断なくして後れ候者、 厳科ニ所せ

らるへき事

押前之時、山谷森林等之処は敵方より伏兵可有之も難

計候間、諸隊心付通行可致事、

騎馬之者用所有之時は、 必馬を脇江ひかせ用を調へ、

追付乗へき事、

馬に沓を懸させ候節は、 道脇江乗のけ沓を掛、 本之馬

馬ばりつく時は、 次江并ひ乗へし、其後如前乗入へき事 後の馬道脇江のりのけ、

可乗、其後追付可乗入事、

乗馬・小荷駄、其持主々々之名前何番隊と申事相記し

候札、 立聞之辺江結付可申事、

軍中ニおゐて若馬をとり放つ者は過料を出させ、 其品ニより可為沙汰事、

口取

御陣中物静ニ可致候、たとへ何様之儀有之といえとも、

下知なくして立騒くへからさる事、

御宿陣ニ而毎夜四方篝火を焚き、 人ニ而遠見番相勤可申、篝火之人夫は陣場奉行より差 御先手番兵之者二三

> 共 薪は御代官より差出可申事、

御宿陣四方ニ限らす毎隊ニ而焚候も不苦事、

巡邏懈怠なく相勤可申事

毎夜不寝番は、一隊を十分一之心得ニ而不寝番いたし、

但頭支配節々相廻り、

毎隊之番兵も是ニ准し昼夜守

衛専一之事、

御陣中火之用心油断あるへからす、 尤火薬之儀は別

入念取扱、昼夜ニ限らす番兵厳重申付置相守可申、

若 而

誤ち有之節は可為曲事事

前之馬次江

御陣所跡は麁略之儀無之様、毎隊諸向隊長之面々急度

陣中味方之変をきゝ、 心付、 組支配下々ニ至迄厳重可申付事、 或は敵の様子を聞候者は、

昼夜

夜討并忍之者警衛無油断可相嗜、 に限らす早速其筋江可申出事 敵方之様子は昼夜に

かきらす穿鑿いたし、 其様子ニ依而差図之次第可有之

諸向遠見并間者ハ懈怠なく相遣し置、敵之様子

為相探可申事

候間、

謀書・矢文・捨文張訴有之節は、見付候人其侭大小御

目付江相達可申事、

諸向并頭支配は勿論下々ニ至迄、公用なくして往来い

たし候儀無用たるへき事、

銘々得道具等は勿論、御貸渡相成候器械損失有之節は 早筋江可申出、若器械損失の為ニ後れを取候輩有之ニ

おゐては可為曲事事、

落人之儀は、男女幼少ニかきらす即刻搦取差出すへし、 若隠し置もの有之ニ於ては可為曲事事、

陣中ニおゐて伝染病相煩ひ候者有之節は、小屋内ニ差

置申間敷、早速其筋江相断薬用手当可申付事、

御出征中は親族之忌服受へからさる事、

毎夕七時、御本陣ニ於て大小御目付より合言葉・合印 但父母之忌は三日勤番可相除事、

を諸向頭支配主人江申渡し、

即刻諸向并面々之組支配

下々之者江申渡へき事、

但時宜ニ依り、本文ニ拘るへからさる事

依 右之条々於違背有之族は、随科之軽重可被処厳科旨、 仰執達如件

元治元子年十月

因幡守

豊後守

伯耆守

美濃守

備前守

和泉守

픗

○御軍令等一同江御渡ニ付書付

兼而相達候通、来月十一日諸軍持口江着到、 同十八日

を以攻懸り可被申候、御軍令之趣弥堅相守、

諸将一和

一存之事、

〇十月十六日伝 奏衆より御渡之書付

二七

尾張前大納言

仰出事、

三社御祈茂被

仰出候処、

討手之諸藩愈以励士気人心

今般長防征伐発向ニ付、先達而

一途ニ可有尽力、更ニ被

但此旨早々討手之諸藩江可有布告候、尤関東江

六

| 別紙制札文一通相達候、攻口仕寄之三日以前敵境江相(二人01)

建之、攻入候上は村市所々江可被相建事

十月

一此たひ

御所辺にててつほう打はなし、恐れ多くも

事ニ候、是ニよつてうつ手さしむけられ候、 禁裡の 御門とりに玉あとつき候たん、前代みもんの しかれと

もつミなきものは少しも御かまひなく候間、安穏に家

業相いとなゞ可申事

右にかゝり合せのものをとらへ、あるひハかくれたる

をうつたへ出候ハ、相応のさた可致事

老たるもわかきも、 手むかいいたし候ものは打すて可

右之通可相心得もの也、

御沙汰可被為 被達候事、

在候処、急速之儀ニ付総督江直ニ

元治元年子十月

一前大納言殿先隊は来ル廿五日より順ニ操出し、二九

仍而泊割壱通可被相達候 但御軍艦入港候ハ、早速着到可被致候

来月朔日大坂表出陣、同十六日芸州広島着到之筈ニ候、

中軍は

十月

兵庫 明石 加古川 姫路 正条

板倉 実遠

西宮

神辺

尾道

本郷

西条 三ッ石

以上、

海田 藤井

広島

₹

○長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩

触達之写

毛利大膳父子事、伏罪之姿相顕候付、当月十八日攻懸(三Oo1)

日限之儀、一左右相達候迄攻掛可被相見合事

十一月十四日

尾張前大納言

(三)の2)

毛利大膳父子、 山口を開き萩江移、寺院ニ蟄居いたし

一五卿始脱藩士、一旦三田尻江集、尚又五卿を山口江移

候処、今度他所江転座を申出候事、

一三暴臣を切首級差出候事、

一三暴臣参謀之輩も斬首申付候段相届候事、

Ξ

私本家家老益田右衛門介•福原越後•国司信濃、 七月登 京之上、不用主命、恐多も対

去ル

輦下騒擾仕、奉驚

入居候付、是迄奉歎願候趣も御座候処、 宸襟候段、全大膳父子平常之申付不行届罪科難遁奉恐 一个度

奉謝罪候、右三人之者共所置之儀、此中御差図相待候 仕、国中一統弥謹慎罷在、大膳父子寺院蟄居仕、 御征伐之御規定切迫ニ及候段窃ニ奉伺、誠以恐惶痡心 只管

> 可相成と奉恐入候、然は速ニ厳刑ニ処し首級可差出心 心得、今日ニ至り候而は返而忌怠ニ相当、自然御嫌疑

得ニ御座候、且又私謹慎中越境之儀奉恐入候間、不得

止事、封彊ニ慎ミ罪を

幕下ニ奉謝候、何卒

御寬大之御所置厚奉歎願候、

誠惶敬白、

十月廿七日

吉川

監物判

一私本家家老之内、乍恐於京都暴動仕候儀ニ付、先達而三二

奉歎願置候、此度漸御征伐之御期限切迫ニ及候段窃ニ

奉伺、大膳父子を始末家中闔国之士民一統痡心泣血仕

国司信濃三人之者首級奉備 候、就而は御差図を不待罪魁益田右衛門介・福原越後・

年以来山口御滯在之処、何卒他州江御転座、 御実検、其余参謀之徒厳科ニ可申付候、尚又公卿方去 追而は都

下江御帰入相成候様御取扱之儀、奉願度心得ニ御座候、

乍併此儀早速大膳父子江申聞、其外為取計度奉存候得

共、遠路相隔、往復之日数有之候付、仰願候、列藩御

進発之儀暫御猶予被成下候樣奉希上候、此由可然樣

取締向厳重申付置候儀ニ御座候処、同所出張之家来共

大総督

幕下江御取成之程、只管奉懇願候、恐惶敬白

十一月二日

吉川 監物判

許申付越候、以上、

不差通様厳敷取締申付置候、此段不取敢申上候様従国 甚不行届之次第奉恐入候、以来決而右様之儀有之候共

○大目付・御目付江

此度長防追討被 仰出候ニ付而は、 右追手之面 [々并

迄は、御機嫌伺其外都而平常之勤品ニ不及候

御進発御供之向共人数差出候上は、

御征伐被為済候

右之趣、万石以上以下并長州討手之面々江可被達候、

Ξ

永田直次郎

松平美濃守内

十一月四日

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、 以上、

十二月廿七日

南部弥八郎

◇第八六号(元治元年カ)報告 [『玉里鳥津家史料四』]

(付箋) 「第三百六十七号」

新撰妄子

不遠千里而来

有什義而已矣

皇国

異国

時記集註

三四

○子十一月閣老江差出

美濃守領内筑前国遠賀郡黒崎と申処江、先月六日長州

藩士着船仕、指付候用向ニ而薩州•肥前江為使罷越候

趣二付、事柄相糺候処、歎願書致持参候旨申聞候付、

道筋差通候段申越候、

同州江は御追討被仰出候ニ付、

仮令右躰之使者ニ而も領内可差通様も無御座、尤兼而

撫剣疾視曰彼悪敢当我哉	出入無時	猶縁木而求魚也	猶以一杯水救一車薪之火也	不日成之	城郭不完兵甲不多	仰不足以事父母俯不足以畜妻子	速於置郵而伝命	大哉言矣	戎狄是膺荊舒是懲	有成徳者有達財者	有如時雨化之者	以牛易羊	凡我同盟之人既盟之後言帰于好	為長者折枝	狭泰山以越北海	上下交征利而国危
別手組	勤仕并役替	鎖港の使節	触半	西城	江戸	于 諸色高価	上洛の軍艦	御請	勅書	横浜の商人	外国方之小吏	横浜交易	外	攘夷成し難きといえ	攘夷家之説	当時形勢
懦夫有立志	視君如寇讎	曠安宅而弗居舎正路而不由哀哉	労者弗息	創者辨食	遅々我行也	雖欲耕得乎	猶杞柳	過則改之	地 利不如人利	シリベコ、コラミオ女は禾	天寺下 口也引 駅 東	也 受 化 一			不舎昼夜	邪説暴行
野州出陣之旗下	宍戸百姓	实 戸 松平大炊	同く人足	等事工出た役人歩兵	田沼	野州辺の百姓	柳連	水藩朝比奈等	水法の仲間われ	大平等変え近日	ながえ である できた はない こうかん こうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょう はい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい しょう	後三二等		所作の見廻役	巡邏	諸浪士

	,		/														
人皆掩鼻過之	天作擘猶可違自作擘不可活是之謂也	勇士不忘喪其元	欣々然有喜色	父子不相見兄弟妻子離散	有不虞之誉	猶水勝火	兵刃既接棄甲曳兵而走	戦必勝矣	不動心	膚不撓目不眩	寇至盍去諸	如以朝衣朝冠座於塗炭也	不知足踏之手舞之	無恒産因無恒心	其涸也可立而待也	其至爾力也其中非爾力也	我善為陣我善為戦
京の死体	之謂也 長州父子	会藩松平将監	御救ひ米	京市中焼出され	大垣勢	彦根勢	越前勢	会津勢	御立退を止めし人々	薩州勢	御立退をすゝめし公卿	参 内之公卿	京師騒動	浪人仲間	水浪	歩兵	歩兵方の吏
何可廃也	小有才	大旱如望雲霓	天下之口相似也	夜以継日	賦栗倍他日	久則難変也	天下悪乎定	亦終必亡而已	決諸東方則東流決諸西方西流	如崩其角稽首	出乎爾者反乎爾者也	願比死者一洒之	二物不可得兼	時日害喪	此亦妄人也而已	有採薪之憂不能至朝	謂失其本心
朱子学	山陵奉行	江戸江帰る奥方	御進発之有無	武器支度	御進発御供旗下	徳川	どちらつかずの大名	長州一味諸侯三家	中川宮	異人江頼て和睦	異船の仕返し	討洩されの長藩	毛利分家吉川等	長防之人民	福益国三人	加の世子申訳	有栖川其外

弓矢斯張
又弓の稽古
◇第八七号
(元治元年カ)報告 [『玉里島津家史な

其進鋭者其退速 芙蓉間官吏

不能令 不奪不饜 事君無義進退無礼 水戸 ひとつの橋 (付箋) 「第二百四十号」

庄内 今度惣督ニなりし人 之候ニ付、同所詰之「コムシュル」より申立候趣有之、

悪莠恐其乱苗

閣老 加州

政事

天下之生久矣一治一乱

猶七年之病求三年之艾

不能平治天下 有求全之毀 天下莫強烏 雖大国必畏之

草尚之風必偃

天下ニー人 小諸侯 大樹 此新撰妄子 時節到来

事斉乎事楚平 尽信書不如無書 天下無敵者天吏也

於長崎亜米利加船江日本水主雇入度申出候処、御免無

候趣左之通、 江戸江相詰居候「ミニストル」 「プロイン」 より申上

日本の地勢は地図ニ而も既に被知召候半、亜細亜の 東に位して独立せる事、英吉利の欧羅巴におけるが

州海に面せるを以て、軍船ヲ操練するは論を待たす、 ことく、国威を張行セは東方諸国に冠たるへし、合

素より人性怜利勇壮、船夫また漸く熟すと雖とも、

駕せしめは、其身賃銭を得るのミならす、帰るの日 いまた足らさる所あり、幸ニ亜国の望に応して船に

熟達セる船夫数人を得んこと、偏に我貴国の為に願 **ふ処也、今長崎「コムシュル」より申立候書翰を翻**

訳し、尚此情実を述ふ、 日本政府、我貴国の為に

此事を述るを以て、允准し玉はんことは疑を容さる

所なり

月日

名

関白殿下諸大夫より長州様江御上

京有之候様、宿次ニ而御沙汰ニ付、来ル廿日頃御発駕

御内定之由ニ御座候、

長州様より 而も直ニ催進有之、既に八人之者打果之事も、姓名迄 京都江数十人被差出置候付、

少々の事ニ

悉く相知居候様子ニ御座候、

関白様御亭江は姫路より警衛仕居候由

酒井若狭守様御外出之節は多人数ニ而護送致し、

四方

二丁程は往来留ニ相成候由、

一昨日、水戸浪人一人越後ニ而被召捕候者到着仕候、

警固多人数御座候由ニ御座候、

右之通

慶応元年乙丑館 四正 月月

◇第八八号 丑正月三日報告 [風説書]

(麦紙)

風 説

書

丑正月中之内

南部弥八郎

長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸

藩江触達

限之儀、一左右相達候迄攻懸可被見合事、

十一月十四日

尾張前大納言

松平阿波守

十月廿八日

只管御断申上度奉願候、此段宜御取成可被下候、以上、 藩諸隊江相掛候儀迚茂難行届奉存候ニ付、指揮之儀は おゐて御達之趣奉畏、武門ニ相叶難有奉存候得共、他

Ξ

(三の2) 右ニ付

532

書面之趣はいつれニも勉励、京地ニ於て相達候様可

被心得候

右同所江差出

十月廿九日

成瀬隼人正

罷越候樣、尾張前大納言殿依指揮、今廿九日同所出立

大坂表江滞留罷在候処、蒸気船ニ而芸州表江為大物見 私儀兼而御届申上候通、去十五日京都出立仕、同日夕

出帆仕候、此段御届申上候、以上、

毛利大膳父子事伏罪之姿相顕候付、当月十八日攻掛日(三の1)

此度毛利大膳御征伐ニ付四国之兵指揮仕候様、京都に

閣老諏訪侯江差出

申候

候事 毛利大膳父子山口をひらき萩江移り寺院ニ蟄居いたし

五卿を始脱藩士一旦三田尻江集、 し候処、今度他所江転座を申出候事 尚亦五卿を山口江移

三暴臣を切り首級差出候事、

三暴臣参謀之輩も斬首申付候段相届候事、

十一月十六日芸州出立之飛脚便より来書

昨十四日芸州国泰寺ニ於て左のことし

四

右三人之首級白木長持二入持参、右家来両人共麻上下 菩提所国泰寺江益田右衛門介•福原越後•国司信濃! 毛利讃岐人数五十人·同志道阿波人数三十人程、

着用、尤長髪之侭如何ニも恐入候体ニ見受候、成瀬隼 人正人数半隊操出、頭之騎馬いつれも手鎗・小具足・

出張、 有之、 陣羽織ニ而百五十人程罷出、 列居大小御目付、 芸州人数を始諸家之警衛厳重、実以勇々敷相済 其後江尾藩間宮外記、其外役 国泰寺江入候上三首実検

> 右ニ付十八日攻懸候儀は、先手之諸侯江見合候様御触 御惣督ニは今十六日御着陣、其上之御指揮如何御手順 達有之、近々吉川監物芸州江罷出応接之筈ニ御座候、

ニ相成候哉と奉存候、首実検場所左之通

0000000 0000000 8 8 8 名披露毛利家老 披露役 芸州家老共 芸州重役共

五

十一月廿七日閣老水野侯より達

別紙扣書付之通、松平陸奥守・松平閑叟江去ル廿二

日相達候付、可被得其意候事、

松平陸奥守

御国事格別尽力有之候ニ付、

宰相被

仰付候処、辞退申上度旨再応被申立候趣達 御聴候処、

格別之訳を以

御所江被 仰上

勅許茂相済候事ニ候得共、再応厚申立之条尤之儀無拠

被

思召候ニ付、右之趣於

御所江被 仰上候処、無余儀訳柄ニ付辞退被

聞召候旨被

仰出候間、願之通宰相辞退 御聞届被遊旨被 仰出之、

松平閑叟

右同文言

閣老本多侯江差出

六

毛利淡路官位被(六の1) 召放居屋敷始被 召上候儀申通候様

出候間、右相添此段御届申上候、以上

御達ニ付、則相達候処、別紙之通御請書并家来添書差

十二月朔日 関民部少輔

板倉主計頭

秋元五十橋

(六の2)

別紙

本家毛利大膳家来共、先達而於京都暴動彼是不届之至

仰出候趣、恐入奉畏候、右御請申上候、以上、

ニ付、私儀官位被

召放居屋敷始被

召上候旨被

毛利淡路

印判

元治元甲子年十一月六日

(六の3) 別紙

此度主人毛利淡路江御沙汰之儀深奉恐入、別紙調印之

御請書差上候付、私共添書仕候処如件、

元治元甲子年十一月六日 粟 屋 内 匠印判

奈古屋誠之進印判

福 間 太 部印判

羽 嘉 盛印判

屋 斉 宮印料

栗 鳥

山 要 人印判

富

紀藩某江神奈川住ニ而紀州七里役之者より文

t

を及殺害始末、

不届至極ニ付獄門ニ行ふもの也、

前略、 失仕候、 (頭註)「本町海岸弁天等之両所いまた取掛無之、相談中三候由御座候、、 然は 五日夜 八時頃 スウィッツル 国之商館 一軒: 本町海岸并弁天之役宅取払、仏・瑞両国兵士 一焼

村江之新道一里余切開相成申候、 評談所ニ取建候由、 山の手英兵卒屯所追々出来、 各国荷物揚波戸場有 根岸

館普請中ニ御座候、運上所つゝき駒形町取払、各国之

来より五十間筆立相成候由云々、

一去月晦日清水清次獄門之節、英兵士始兵卒千人程調練ハ ニ而右場所江罷越、 清次直応接之上立合見分首落し候

即刻致炮発候由、 科書左之通

此もの儀、浪人蒲池源八外一人俱々申合、相州羽鳥村子二十五歳 清水清次 八郎左衛門方江罷越、外国人退治ニ罷越候積之処、 軍

不知髙橋藤十郎申合、 ハ、一同切死可致抔申威し、金子致借用、殊ニ住所 鎌倉八幡門前ニおゐて英吉利

用金ニ差支候間所持之金子借用いたし度、若不承知ニ

中御座候、後略

右之通承込申候、

尤髙橋藤十郎は人相書を以当時尋

十一月七日 柏木五十二

一右清次、横浜市中引廻し之節髙声ニ詩を吟し、九 就き候付、外国人共一般ニ其撓まさる気象を讃賞仕候 命全くいたし候へハ又々異人を殺し可申と申切死地ニ 以来改心有之候ハ、命乞いたし遣し可申旨申聞候処. 違無之旨、其時之成行相答候処、異人共豪勇尤可惜迚、 臨ゞ英之官吏と応接之際も、昂然と英人致殺害候ニ相 刑場 Æ

0 十二月九日尾州より閣老江差出

趣、

既ニ新聞紙ニも詳ニ板刻仕候、

登り方之内北之方閑道江相通、天王寺村と申所江致止 被致、夫々人数操込候処、賊徒共去月晦日鵜沼宿より 采女正•井伊掃部頭と示合、前後より及接戦候手筈ニ 常野両州浮浪之徒討取方之儀、一昨日申上候通、戸田 宿候趣相聞、夫より何方江相越候哉も難計候付、 猶為

段申達置候様、去四日急便を以被申付越候、被申付置候、尤此後之模様追々可被申達候得共、先此追討相越候歩兵方井上啓次郎初江も示合、追討之手配

十二月九日

_

一 閣老本多侯江差出

届申上置候、然処越前江越通候儀は危難嶮岨之細道、賊徒共根尾谷江落入候付追討之人数操出候趣、此間御

殊二欠崩候場所多御座候得共、遂ニ押行大野辺江相落

江別手人数不取敢操出申候、此段御届申上候様、采女候趣ニ御座候、依之追討之人数之外北国街道并大津辺

正申付越候、以上、

十二月十一日

太田多三弥戸田栄女正内

庄江相越致滯留居候趣相聞得、或は大坂より両三日以中を焼払置候付、無拠野陣を張り而夜を明し、同国今一右ニ付巷説ニは、越前大野ニ而は賊徒之不相越以前市ニー

前相届候書中ニ、越前ニ而雪の為ニ困窮いたし候処を、

候得共、江州より越前江相通し候街道は、何方も山々旨申来候段風聞有之候、尤此儀は虚実不相知事ニ御座越前・彦根・大垣之三手ニ而大半生獲仕候由相聞得候

の落凹:候場所のミニ而、其内今庄は相応之人家数も

旬よりは積雪ニ而山野田畑共ニ平坦ニ相つゝき、諸物米殼其外之有余も尽果可申地勢ニ有之、其上十月之下相見得候得共、五六百人三日程も逗留いたし候へハ、

十二月七日大目付神保佐渡守・塚原但馬守之両人、一敷候付、兎も角も不日平定ニ相成可申と奉存候、

之運送も不自由ニ而、其土地ニ不馴者は凌方出来申間

届御追討ニ相成候程之騒乱ニ付、其侭ニ被差置かたく御尋之為と申事ニ御座候得共、一説ニは水戸政事不行橋公江為御使急出立相成候、右は賊徒上京之模様ニ付

御座候哉ニ承申候、尤水戸当公は十二月九日より差扣成候而は列藩江被為対候而も不相済、右等所置之為ニー橋公を御呼戻水戸家を御立と欤、或又削国ニ共不相

仰出候由ニ御座候、

被

候由ヲ以建議し、幕吏合同して先達以来之御沙汰相成 此度長州之原由も是より生し候間、方今復古好機会ニ 好事件ニ御座候処、 水野・松前之両閣老其機を察し、

復し、松前は右之事并御進発ニおよはす長州の条理を 候哉ニ密々風説も有之、右等を以水野は遠州浜松江旧

捌き帰り、其功ニより蝦夷地旧復之志願と相聞得、 調之節箱館奉行は、開拓之儀専ら先役村垣淡路守取扱 ニ松前江差戻相成候地も御座候哉ニ相聞得申候、 其取 既

ニ付同人江御尋御座候様申立、淡路守は元不毛之地当

年之上ならては御取戻しニも不相成儀御座候処、右場 時八万石程も上り候様ニ相成候得共、夫迄之御入費積 所御望ゞは御役柄不似合事之旨取しらへ申立候付、当

時御作事奉行之処、他ニ事寄せ御役御免相成候由ニ御

座候

京都警衛并賊徒追討等之訳ヲ以、此内追々組々之銃隊 并歩兵隊上京仕候、一説ニ右様少々ツ、上京為致、来

弥其通ニも御座候ハ、何欤密謀可有御座も難計と奉存 陽俄ニ蒸気船にて大樹公上洛可有之由申者も有之候、

候、

旧臘信州飯田侯加東州高二千石被召上閉門被仰付候、 右は先達武田始浮浪之徒押通り候節、関門打捨城中江

右之通承申候間、

逃入、無手ニ差通し候故ニ御座候由承申候

正月三日

南部弥八郎

此段申上候、 以上、

◇第八九号 丑正月廿九日報告 (風説書)

(表紙)

説 書

風

丑正月中

南部弥八郎

537

子十一月七日

加賀中納言

其方儀病気ニは候得共、毛利大膳父子始追討ニ付、

陸

相伺候様可被申付候 申付候、諸事安芸守始江申合、委細尾張前大納言殿江 付、早々発向、尾張前大納言殿御指揮ニ随ひ奪戦可被 同様被仰付候間、為名代在京之家来長大隅守江隊将申 路芸州路之先鋒松平安芸守·板倉内膳正·阿部主計頭

十一月十八日広島表尾張前大納言殿より

奏聞之書付

未相届内斬首差出候付、右首級広島国泰寺江護送之上、 活之侭可為差出筋合之処、安芸守を以先達而申訳候趣 芸守家来まて申立候、右は右衛門介始命有之候ハ、生 級持参仕実検ニ備度、宜差図有之候様仕度旨、松平安 動候罪魁益田右衛門介・福原越後・国司信濃三人之首 芸州廿日市と申所迄罷出申達候は、当七月於京師及暴 謹而奉申上候、毛利大膳家老志道安房儀、当月十三日

> 之節京師におゐて相果候旨、安房申立候、就夫右衛門 之趣幕府江申達候付、依之奉言上候、誠恐敬白、 付候、并久坂義輔・寺島忠三郎・来島又兵衛儀、暴動 久間左兵衛・竹内庄兵衛・中村九郎儀、於国許斬首申 座候、且右及暴動候砌、参謀大膳家来宍戸左馬介・佐 着到仕候付、今日右衛門介始首級実検仕候処相違無御 介始三人之首級実検之上、吉川監物江差遣申候、右等

十一月十八日

前大納言慶勝上

Ξ

先達而先御届申上候、去ル十日辺田野原防戦之上、(三の1) 十月廿六日閣老江差出

処、去ル十四日水戸殿御城弘道館勤番被仰付候間、

先中根村まて惣人数引揚、夫々手配同所ニ宿陣罷在候

込候様田沼玄蕃頭より以書付御達御座候付、早速中根 村人数引上ケ水戸殿御城下上金町江宿陣、弘道館勤番

別紙之通御座候趣、 罷在候、尤去ル十日戦争之節討死手負取しらへ候処、 出張之家来共より申越候、此段御

同寺ニ差置、警衛為仕置、臣慶勝一昨十六日広島表江

十月廿六日

(三の2)

物頭 板倉内膳正

小 菅 庄戦士組頭目付役 藤 豊 戦士

次

郎

小

石 鳥

衣 定

白

吉

斉藤与惣右衛門

加

与

五

郎

保 平 太 郎

丹

治

三

+ Ξ

郎

斉藤元右衛

門

加

東

田

島

吉

兵 衛

 \equiv 郎 倉

庄

兵

大 長

久 保

金

木

茂

吉 助 要 郎

尾

渕

栄

吉 衠 郎

討死 深手 討死 浅手

之 郎 助

政 七

花 平

足 軽 本小小 頭

徒士

宮 浅 内 馬 名 城 太

田 井 藤

弥

葴 次 七

田 林

原

田

浅

四

右之通御座候、以上、

加

金 人討 文 次 死 郎 平 助

十二月十二日於総州佐原宿仮吟味所引渡相成 候房州勝山酒井侯御預ヶ人数

鈴

木

要之

助

元水戸殿家来

市毛縫殿介

横 杉浦儀右衛門 倉秀五 郎

石 堀江忠次郎 Ш 亮 蔵

根 大 本 森 清 弥 平

長 旧 橋伝三 洲 忠 七 郎

助 宮 Я 田 秋 勘 \equiv 兵 郎 衠

同 儀 兵 衛

飛

田

熊 順

五 太

郎 郎

鈴

木

外

岡

保三

郎

五

十一月晦日閣老より大小監察江達

甲州辺浮浪之徒為追討被差遣候面々、道中旅込之儀、 非常之儀ニ付、仕来ニ不拘有合之品を以、一汁又は一 覚

候間可被得其意候、

百文、一昼銭百文より多く請取間敷候段、宿々江申渡 菜可成丈手軽ニ相賄、上下之無差別壱人ニ付一泊銭弐

右之通、向々江可被相達候事、

十一月

六

閣老本多侯江差出

月五日一旦水戸表より取引、翌七日烏山通り江出勢御 野州辺浮浪之輩為追討常州江差出置候主膳正人数、去 都宮・上州館林、猶亦同州高崎・信州追分より同下諏 上候処、御差図相替り、笠間駅江出張、夫より野州宇 達しニ相成候旨、同八日御用番阿部豊後守様江御届申

訪駅江、始終御目付助大久保帯刀様御付添ニ而急速操()

届申上候、

以上、

縫殿頭

内藤豊前守

堀右京亮

井上筑 遠藤但

土方聟千代

増山対馬守

内藤金一郎 森川内膳正 候積之旨、彼地江差出候家来之者より申越候、此段御

在所表より出張之人数、同廿八日信州長窪駅出立引取

込候処、 田沼玄蕃頭様御差図之趣ニ而、是迄追々賊徒追討ニ付 は、遙々之長途嶮岨難所も不厭格別勉励之処、 同廿四日於同駅御同人様より家来之者御呼出 賊徒

当所も既に相破、最早同州飯田表立退、美濃路通り迄 を慕ひ候のミニ而無際限次第ニ付、追討之儀是限り人 落行候趣相聞候付、此下可追詰見込更に無之、空敷跡

候ハ、格別、最早当時ニ至り候而は、右之御見居も無 徒何方江屯集候欤、又は喰留置候と申目当ニ而も有之 共可然取計候様と之儀ニ候処、帯刀様御見込ニは、 賊

は品ニ寄、賊之模様次第一ト先引残候欤、又は引揚候 数引揚可申、尤人数両隊之内、直ニ在所江引揚、

一隊

置、怪敷者見懸次第速ニ討取候様可被致候、若等閑

候は急度御沙汰可有之候、

より出張之人数、 之候、其上飯田より先諸方道筋多有之、いつれ江退候 哉も難計ニ付、両隊共引揚可然旨被仰聞候間、江戸表 同廿五日下諏訪駅出立江戸表江着、

溝口主膳正内

十二月朔日

寺田鏺之助

一 十一月十二日閣老阿部侯より達七(の1)

哉ニ相聞候間、銘々領分は勿論最寄迄も兼而手筈致し 常州辺屯集賊徒共之内脱走之者有之、所々江致散乱候 加藤左京大夫

一 右同案ニ而左之侯伯江も達有之、(セの2)

佐渡守 伊予守 日向守 稲垣若狭守 井伊重麿 松平伊賀守 柳沢民部少輔 大岡越前守 石川保之助 酒井若狭守 三宅備後守 内田濤一郎 牧野伊勢守 土井大隅守 土井大炊頭 藤堂和泉守 堀左京亮 榊原式部大輔 堀田相模守 柳沢影太郎 本多主膳正 久世謙吉 松平日向守 溝口主膳正 松平 藤堂 本多 水野

馬守 市橋壱岐守 松平主水正 分部若狭守 加賀中納言

堀田豊

松平大和守 大久保三九郎

安部摂津守 酒井飛驒守 板倉主計頭

内藤志摩守

松平能登守

前田丹後守

・八 (の1)

常州辺屯集賊徒共之内脱走之者有之、甲州路又は中山 松平伊賀守

見掛次第討取候様可被致候、若等閑ニおゐては急度御

道之方江多人数落行候哉ニ相聞候間、速に手筈いたし、

沙汰可有之候

| 一 右同案ニ而左之侯伯江も達有之、(^の2)

鳥居丹波守 堀田摂津守 戸田越前守 本多相模守

秋元五十橋 土井能登守 永井肥前守 大岡兵庫頭 米倉丹後守 青山峰之助 松平左兵衛督 松平右京亮

戸田采女正

真田信濃守

戸田長門守

喜連川左馬頭

松平大蔵少輔 牧野内膳正 大久保加賀守 堀内蔵頭 戸田淡路守 大関肥後守 太田総次郎 間部卍治 太田原鉎丸 井上河内守 大久保出雲守

> 松平助十郎 松平範次郎 松平越前守 右銘々留守居呼達之、 西尾隠岐守 有馬遠江守 本庄宮内少輔 小笠原左衛門佐 内藤若狭守 堀石兒守 本多紀伊守 松平丹波守

九

十二月朔日差出

先達而御届申達候野州脱走之賊徒共為追討、領分和田(九の1)

来、双方砲発、嶮岨之場所敵合相迫、戸沢口と申所ニ 峠江人数出張相固罷在候処、去月廿日賊徒共多人数押

候品々、別紙之通御座候、且賊徒下諏訪宿ニ而人数相

而及接戦、当方討死手負并討取首級其外戦地ニ而取揚

迄相詰手配いたし候内、伊奈郡之方江脱走致し候旨! 揃城下江押来候抔申候趣ニ付、猶亦人数富岡村と申所

十二月朔日

在所役人共より申越候、此段御届申達候、以上、

諏訪因幡守

本文ニ付、世上一般之伝説ニは、高崎侯之兵卒和田

薄手 討死

三

輪

左兵

(九の3)

当

餇

吉

蔵 衠 平

討死

死骸不相見

徒士

諏

訪

伸

吉

林

久太兵

衠

(九の2) 少々之取繕は都而御座候内、此御届書は最取繕而已 峠ニ而十一月廿日苦戦之時、諏訪侯之人数は嶮岨之 見得申候、為御見合世評之趣申上候、 たし退候由ニ相聞得申候、尤諸家御届書面、何れも ニ候哉ニ承申候、然則別紙戦死手負等余り過分ニ相 ニ而徒に傍観、応援も無之、加之後ニは裏崩れ

右ニ相添別紙

覚

士分 用人 塩

三 安 間 浦 原 彦 万 象 吉 太 七

薄手 深手

千 野 於 菟

討死

薄手

深手

討死

浅手 死骸不相見

原

堅

蔵

深手

牛山源次 足軽小頭

宮坂加兵衛持筒組伊藤垣右衛門 田東東 田 田 三平 郎

矢 崎 与 市 長柄組 宮坂清左衛門 星 出 徳 蔵

不野兵庫家来 千野兵庫家来 俊 吉

士首壱

在候、

但賄方小野瀬清一郎と懐中ニ書記有之、陣羽織着罷

同 三

但名前不相分、いつれも陣羽織着罷在候、

討取拾三人

持退、其外手負有之候得共相分不申候 但接戦之節首級を揚候間合無之、賊徒脱走之節首計

(九の4)

分捕雑物品立書、相略ス

<u></u>

京師ニ於て御達

常州脱走之浪士鎮撫之為一橋中納言発向ニ付、貴所よ 候ニ付、多人数ニは不及、聊先手ニ差添可然存候間 り少々人数差添候而可宜と存候、尤京都御警衛も有之

十二月朔日

宜御勘考有之度存候、依之申達候事、

飛鳥井中納言 野々宮中納言

会津少将殿

桑名少将殿

公辺御苦難ニも被為成候ニ付、

武田伊賀等不届之者共取締方御不行届ニ而

諸向江

中納言様恐入御慎之儀、御月番御老中方江被

仰立候

用向之外は猥ニ他行致間敷候事、 付、右御挨拶無之内は御家中一統別而謹慎罷在、無拠

右之儀ニ付、御普請・武芸・鳴物御停止被 十二月八日

仰出候

但普請は雨漏之分無拠小破之分は不苦候事、

右之趣、支配々々末々迄可被相達候事、

表長屋窓戸釘シメ、百軒長屋等、

子供凧上ヶ無用、高声無用ニ候

万一近火之節は、御合図之太鼓等打不申、早拍子木打

廻し候筈ニ候事、

取義当世大学中庸

十二月九日水府邸中下々迄通達之趣左之通

544

段之儀ニも有之、	仰出候ニ付而は、其方儀は御続柄別段之儀ニも有之、	揖水	遯世不見知而不悔	Ø£ ≠L
候様今般被	諸家家族国邑江差遣候分当地江呼寄候様今般被	薩之攘夷	半塗而廃	»/L +
松平確堂	松平	此様之人無之	国無道至死不変	. (10
	一 十二月十五日閣老より達	西洋者流	素徳行怪	00)
	Ξ.	長藩士	衽金革死而不厭	
御恩沢	施及蠻貊	中山侍従	爵禄可辞也白刃可踏也	
尊 王攘夷	質諸鬼神而無疑百世以聖人而不惑	一橋	智者過之	
遷都謀主	賤而好自專	方今形勢	小人之使為国家菑害並至	
五国拒絶	待其人而後行	御触書	其所令反其所好而民不従	
肥後	国無道其黙足以容	佐久間修理	菑必逮夫身	
京暴長藩被討	大哉	守護職	見不善而能退	
当時之政事	持危	浪士押借	争民施奪	
国主之叙任	懷諸侯也	久留米津議論因備筑前阿波	民之所好好之所悪悪之	
五国和親	柔遠人也	屋敷取潰	之其所賤悪而辟焉	
大樹公	無憂者其唯文王乎	京師乱妨	身有所忿懷而不得其正	
攘夷之令	宜民、宜人	薩越会評判	十目所視十手所指	
所司代•守護職	兄弟既翕	征伐	如悪悪臭	
講武所連之姿	睍而視之	常野浪士	其本乱而末治者否矣	

旁早々出府有之候様 御沙汰候

四

十二月十五日閣老江差出

座候ニ付、 滝川播磨守様・織田市蔵様より、別紙之通夫々御渡御 常野脱走之浮浪徒追討方之儀ニ付、此度松平越中守様 追々人数操出申候趣従国許申越候、 此段御

整堂和泉守内 藤堂和泉守内

届申上候、以上、

五

別紙四通

| 野州辺賊徒共之内脱走之者、信州路より閑道を通行上(一五01) 之候得共、一橋殿ニも御出陣追討被致度旨 方筋江押懸候ニ付、江戸表より夫々御追討御手配も有

し押出候欤、其居所は不相知趣

天朝江被御申上候処

厳重ニ相備置、 御許容相成、 共何方江脱走可致も難計候間、 速ニ江州辺迄発向被致候ニ付而は、 賊徒と見請候ハ、無二念討取可被申候、 領分口々は勿論、 守備 賊徒

此段為心得申達候

十二月十五日

織 田 市 蔵

滝川播磨守

藤堂和泉守殿

野州辺賊徒共之内脱走之者、中山道筋江相越候付、追(一五02) 松平丹波守人数は長窪村、松平伊賀守人数は北国往還 り望月宿江一同止宿いたし、内膳正人数は塩名田宿江、 沢村昼休ニ而、牧野内膳正領分中山道八幡江出、 候処、賊徒共去ル十八日同所出立、内藤志摩守領分野 討方等之儀夫々相達取計候儀有之、且右輩申条致探索 海野宿江出張有之候間、 戦争相始候欤、 又賊徒右を外

賊徒共唱居候は、一橋殿江是非共存込候趣意言上致候||五の3|| れも聞及恐怖いたし候由、右之通相聞候間、京地辺江 場所は悉く放火いたし候抔申触居、諸家人数下方等何 迄は、仮令諸侯何程責寄候共踏潰し候趣申触、 且又其

仰付候間、早々人数差出不洩様打捕可申、万一打洩候 戸表より申来候付、中山道筋は夫々手当相達候得共 候ハ、速ニ討取候様、 自然東海道江罷出上京之程も難計候付、東海道応援被 ハ、他領迄も付入打取候様可仕候、 兼而手筈いたし置可申候旨、

も相越候儀難計候付、右之心得ニ而、万一賊徒共相越

江

兼而相達置候常野脱走之浮浪徒、(一五の4) 出 罷登候哉も難計趣等も相聞候間、 最寄諸藩申談追討可被致候、 此段申達候, 尾州路より東海道筋 早々尾州路迄人数差

一六 十二月十六日閣老本多侯江差出

今度賊徒共越前路迄脱走、何所迄落延候哉も難計旨((一六の1) 都御警衛場所雲母坂江も増人数差出、領分潮来島村江 橋中納言様并其御筋より別紙三通御達御座候付、京

も人数差出候様仕候処、越前敦賀表より西郷筋江罷越

右之趣以急飛脚従在所表申越候ニ付、此段御届申上候! 守家来手配厳重申付候、委細之儀は別紙之通御座候、 先着之者有之候、在所大溝陣屋下并近辺閑道等江若狭 ニは一橋中納言様御先ニ同所江御出張之旨ニ而、追 所大溝江御出張、御陣所ニ相成可申趣、松平出雲守様 付候、既ニ一橋中納言様大津表より去ル九日若狭守在 候も難計哉之模様ニ付、陣屋領分江も人数差出厳重申

以上、

十二月十六日

分部若狭守家来

(一六の2) 別紙 去ル二日京都屋敷江大目付様より

御達写

心得、 江州地辺迄為追討御出張被成候間、 筋江罷登候様子ニ付、一橋大納言殿明三日当地御発足、(すて) 此度野州辺賊徒脱走之者、信州路より閑道等通行上方 万一当地江入込候ハ、速ニ打捕候様可相達旨 御固所 際厳重相

十二月

中納言殿被仰聞候、此段申達候、以上、

小出五郎右衛門

分部若狭守殿

淹 Ш 播 磨

守

(一六の3)

別紙

去ル四日大津蔵屋敷江大目付様より

為押大久保加賀守人数操出候筈、尤依時宜猶諸家之内 賊徒何れ之道筋罷登候哉も難計候付、海津・今津辺迄 兼而相達候通、昨三日中納言殿大津駅着陣被致候得共、

江可被

仰付哉ニも有之候間、 此段為心得相達申候、 以上、

十二月四日

織

田市

蔵

七

滝川播磨守

分部若狭守殿

留守居

書到来之写

(一六の4)

別紙

去ル十五日大津宿より刻付を以左之封

納言殿出張追討被致候も必竟 賊徒共越前路迄脱走、此上何所迄落延候哉も難計、 中

> 此段申達候、以上、 織 田 市

たし候様、猶又屹度可相達旨、

中納言殿被仰聞候間

不都合ニ付、右様之儀は聊拘泥不致無二念追討麑殺い

共、軍中之儀、流言浮説等ニ而衆心疑惑を生し候而は 帝都迫近不致速ニ討滅相成候様被致度趣意ニ有之候得

十二月

分部若狭守殿 留守居

滝川播磨守

子十一月廿五日会津侯より三十歳以下ニ而は養 子願難相成儀ニ御座候得共格別之訳を以内意伺

差出候処、左之通、

水戸中納言様御舎弟余八麿様養子願之儀は、

上様より肥後守長病之処実子無之候ニ付而は、右余八

麿様相応ニ相見候間、養子ニいたし候ハ、安堵いたし

張前大納言様•一橋中納言様江 病気快愉果散行ニも可相成、依而周旋致候様ニと、尾

難有御請申上、水戸様江申合置候儀ニ御座候事、御直書被成下候付、御両卿より右の御沙汰之趣被仰聞

一 子十二月十七八日頃浪賊共より加州陣江差出候ハ

降伏状

然上は時実之行違より移来候義とは乍申、 公辺御人柄ニ落入、口上書願等御取揚難相成段被仰渡奉畏候、柄ニ落入、口上書願等御取揚難相成段被仰渡奉畏候、棟、 類歌 を以奉歎願 私共多人数引卒是迄罷登候次第、先般書取を以奉歎願(1人の1)

実ニ天下之御大法相犯し不相済儀、深恐入奉存候間、数と打合候儀も有之、殊ニ是迄旅行諸藩為致動揺候段、

尊藩軍門江向一同降伏仕候、何卒此儀可然被仰立、

如

候上は、元より決死罷在候儀、聊彼是申立候筋は無之何様ニも御所置被仰付候様、伏而奉願上候、右様言上

大不敬之相働候儀は無之処、今更空敷流賊之汚名を相其謂も御座候事ニ而候間、奉対(公辺御後閣意怠懐キ其謂も御座候事ニ而候間、奉ソマ、(本ノマ)、

候得共、只々先般奉歎願候通、如斯成行候事情は実ニ

蒙候様ニ而は、千載之後死而尚遺憾ニ御座候間、武門

月日 武田伊賀守 、、決死之一語、他ニ申立候儀無御座候、以上、

尊藩ニおゐて別而御酌留宜御弁解被成下候様奉

願之情、

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

一今般賊徒共深恐入候趣ニ而、(一八の2)

加州軍門江向一

同降伏候

由ニ付、

と申候而も相当之場所も無之、多人数之儀、甚以不取は勿論と存候得共、各藩ニ而出張最寄之場所ニ而警固然処加州軍門江向降伏仕候付、定而主張取計可被申儀然処加州軍門江向降伏仕候付、定而主張取計可被申儀然処加州軍門江向降伏仕候付、定而主張取計可被申儀が、の過過である。

549

方可然と存候、右辺之儀は加州家主張可被致儀ニは候

り近くも有之、旁以右江不残差出、

六藩より番兵差出

就而は敦賀陣屋之儀は手広ニも有之趣、且賊徒屯所よ締と存候間、賊徒一纏ニ仕警固仕候得は都合も宜敷、

得とも、一応申上候事、

本文六藩より番兵差出と申儀、只今之処加州出張

より人数引寄ニ相成候様、夫迄之処当分番兵差出 人数不足ニ而取締難相付、黒川はしめ大小鑑察方 ニも被申聞、無拠右様申述候事有之、尤加州国許

候様御達被下度と、精々手強く及談判候由、

九 此度降伏之賊徒、加賀中納言家来江御預ヶ相成候ニ付、(「九の1) 子十二月廿九日上方より来書之内、左之通

為追討出張之人数、別紙日割之通可被致帰陣候、此段

申達候、以上、

月日

由 比 図

田 市 蔵

別紙

(一九の2)

出張人数引取、左之通

十二月廿四日

松平肥後守人数

右疋田宿引揚之事、

同 日

一手は廿四日敦賀表引揚、翌廿五日不残同所引 松平越中守人数

揚之事、

手は廿四日引揚

松平出雲守組共

橋

殿人数

同廿五日敦賀表引揚

同廿六日引揚

-松平加賀守 藤堂和泉守 松平美濃守人数

-佐久間小左衛門引卒分共

松平大蔵大輔

井伊掃部頭 人数

同廿五日より申合帰陣

大久保加賀守 戸田栄女正

酒井若狭守人数

同廿七日人数引揚

前後見合、休泊等不混様勘弁帰陣可被致候、 書面日割之通相心得、諸家帰陣可致儀ニ有之候得共

550

 $\bar{\bar{o}}$ |一橋殿先般常州脱走之浮浪徒為追討江州海津駅迄出張(二001) (1002) 伝 彼是御用多御央ニ候得共、此度浮浪為所置出馬之儀不 候段、京都表より申越候、依之申上候、 仰出候ニ付、同廿三日海津駅取払、 細は過日直書ヲ以被申上、猶又去月廿二日、別紙之通 被致、夫々之指揮被致候処、渠等降伏いたし候趣、委 応之裁判相付次第、早々上京可有之被 得止依請被 奏衆を以被 子十二月常州那珂湊浮浪降人於佐原表御預人数 四百六十六人之内 丑正月七日一橋附家老より差出候書付并別紙 別紙 仰出候処、追々降参之趣ニ相聞候条、相 同廿三日帰京被致 心中納言 仰出候事、 一十二人 一二十人 一三十五人 一十三人 十五人 一二十人 三十人 二百三十人 百三十八人 同 百人 百二十人 同 合二百九十七人残り百三十八人內一人病死 於上総国銚子表御預四百三十六人之内 阿部 黒 米津 土井 松平 板 稲葉兵部少輔 松平大和守 堀 水 酒 加 松 伞 田 田 野 井 納 倉 下 駿 伊勢守 相模守 伊 鉎 弾 内 大 肥 官 河守 勢守 前 次 正 膳 炊 総 郎 郎 忠 IE 守 守 頭

一)於下総国関宿表御預二百五十二人之内二三 二二十人 三十人 水 大 野 岡 日 兵庫頭 向 守

井 上筑後

守

右同文言

一十三人

同

森 Л 内 膳 正

林 肥 後 守

保

科

弾

Œ

忠

大 岡越前 守

一十二人

一十三人

一二十五人

世

二十五人内一人病死

二四 十二月十一日申渡

常州水戸表江相越居候両番頭其外帰府為致候筈之処、組并与力同心共知。長門 守丹 羽 長門 守

御警衛被差遣候間、得其意支度出来次第早々出立可被

水戸殿より被仰立候趣も有之候付、其方并組等暫時為

門・村瀬平四郎儀も被差遣候間、諸事次郎左衛門・平 致候、尤先手水谷主水・御目付助御使番夏目次郎左衛

四郎可被談候、

水

谷

主

組井水

御先手

御目付助 御使番

御使番 夏目次郎左衛門

村 瀬 平 四 郎

方共儀も被差遣候間、右之面々申談御警衛向厳重可被 番頭丹羽長門守・御先手水谷主水組共被差遺候付、其 水戸殿より被仰立之趣も有之候付、暫時為御警衛大御 常州水戸表江相越居候両番頭役々帰府為致候筈之処、

候様可被取計候

取計候、尤右之者共彼地着候ハ、両番頭初役々共帰府

水戸表ニ罷越居候面々

御書院番頭

御小姓組番頭 織 田 伊 賀

守

五五

帰府候様可被致候、尤次郎左衛門・平四郎可被談候)

表江被差遣候間、右之面々彼地着候ハ、其方共并組共

番頭丹羽長門守并組与力同心御先手水谷主水組共• 御

目付助御使番夏目次郎左衛門•御使番村瀬平四郎水戸

水戸殿より被仰立之趣も有之候付、

十二月十一日

金弐拾両 星野正之助 歩兵差図役下役 歩兵選小出播磨守江申渡

井 上 越 中 守

御持之頭 和 門

田伝

右

衛

土 屋 釣 之 丞 御先手

御徒頭

遠山三郎右衛門

H 1根野 御使番

藤 之助

暫時為御警衛大御

取候、

픘

金七両 谷城善次郎右同断御持小簡組之頭江申渡

候間、 其段可被申渡候、尤被下金は御勘定相談可被請

同拾 両

同拾両ツ、

同

同勤方 田代喜代之助 久保田忠次郎

斎 藤 利三 郎

相 曽 小 一歩兵差図役下役並 菰 田 郎 蔵

金弐拾

両

歩兵組 戦死之者三人

深手之者八人

浅手之者一人

同三両

同四拾両 同三拾両

何れも格別相働手負候趣ニ付、為御手当書面之通被下 右之者共、野州辺江為追討被差遣候処、彼地戦争之節々

働手負候趣ニ付、 野州辺江為追討被差遣候処、彼地戦争之節格別相 書面之通被下候間、 其段可被申渡候、

右、

553

尤末文前同文言

於焼火之間替席参政酒井侯申渡

下役並動方御持小簡組差図役

五拾俵三人扶持内壱人扶持御足扶持 木村有輔跡

御持小筒組動方

同元次郎

木村有輔儀、野州辺浮浪之徒為追討罷越候処、常州小

泉村戦争之節、先登ニすゝミ敵陣ニ向ひ敵弾ニ中り死 を遂候ニ付、家督無相違元次郎江被下、且又別段之訳 を以御持小筒組差図役下役勤方被仰付、元高五拾俵ニ

御持小簡組

被成下、勤候内御扶持方三人扶持被下之、

三拾俵弐人扶持内巷人扶持御足扶持 岩本弥助跡

同兼太郎

戦争之節、先登ニ進ミ敵弾ニ中り死を遂候付、番代可 弥助儀、 野州辺浮浪之徒為追討罷越候処、常州大貫村

申処、別段之訳を以、弥助取来御足高御足扶持共本高 直し兼太郎江被下、 御譜代ニ被成下、小普請入被

仰付之、

그 十二月廿日閣老江差出

| 賊徒共越前路脱走ニ付、追討人数之外ニ北国街道并大(ニ/ヘロ1)

御座候処、大津辺江差出候人数進退方、於同駅一橋中 津辺江向別手之人数操出候段、先頃御届申上置候儀

以御達御座候、依之右人数直ニ引返し越前江差向、兼 納言様江相伺候処、越前路之方江押進候様御目付様を

り依御達、一番手・二番手は賊徒廻道之延田村江押寄

而同国江差出置候人数と一纏ニ相成候処、御使番様よ

も操出申候、賊徒木之根峠辺屯集所、諸手之御人数其 対陣仕罷在、三番手は簗ヶ瀬宿江出張陣取、猶四番手

此段御届申上候様、采女正申付越候、以上、 死困窮罷在候趣、去ル十五日出張家来之者より申越候、 四方を厳重取囲、 同所は至而深雪、粮米等も欠乏、必

十二月廿日

桑山豊三郎 戸田采女正家来

554

二九

子十二月廿五日閣老江差出

一常州脱走之賊徒共、(ニハの2) 申付越候、以上、 儀は追而可申上候得共、 出候人数之内ニ而、 十二月廿日 左之通生捕并分捕御座候、 根尾奥谷江落行候付、為追討さし 先此段御届申上候様、 同 人

采女正 委細之

野口彦右衛門同国鹿島郡 常州 新宮村出生 秋 山 清 七

(二人の3)

村 大 水中観音浦出生同州七浦 常 七

右之外分捕諸品相略ス、

以上

去ル十三日十四日御届申上置候通、 国大野より室慶寺村を越へ領分池田郷中江追々立入候 脱走之賊徒、 越前

> 付、 見口江本多與之助援兵ニ而厳重ニ相固置、 趣二付、 行、当時西近江新保と申処江屯集いたし候趣ニ付、 難計候間、猶一手之人数池田郷中取調候処、何れも落 候而西近江之方江落行、残徒共池田郷中ニ潜伏之趣 相固居候人数引揚、 と申険道より今庄駅江罷越候趣注進有之候付、 諸方口々より可攻懸軍議夫々手筈いたし候処、去ル九 程難計候間、松平越前守家来始諸方江打合、多勢ニ 所江攻掛候処、何分賊徒多勢ニ付、 人数は板取江宿陣仕居、猶追討手配罷在候段、 数夫々出張いたし候処、 日賊徒共山道谷間より越候而、日野山裏手之方田舎谷 私人数も相加り今庄宿江攻込可申と、去十二日人 人数操出清水谷口江一手、(繰) 府中江操込、松平大蔵大輔出馬 賊徒共去ル十一日暁同所引払 彼より難所断切候 板垣口江一手、 郷中賊徒 在所家 口 Þ 私 江 Ш 魚 b

悥 子十二月賊魁武田伊賀より加州江初度差出候歎

来共より申越候間、先此段御届申上候、以上、

十二月廿五日

間部卍治

願之書面

戌年以来従

天朝醜夷掃攘之

遺憾無此上、猶中納言殿ニも去亥年上京之砌(公辺を之計策数度建白被遊候得共、遂ニ不被行、臣子之至情勅諚御下被遊、夫より贈大納言殿日夜反復有之、防禦

補佐し、攘夷之成功を奏候様との蒙

何等之効顕も無之候付、有志之者一同焦心労思、是非

天盃真之御太刀迄拝領有之帰府被致候得共、

共醜夷之凌辱を雪き

御国体相立候様と之存込より、内外尽力義気を鼓舞し

罷在候処、猶子五月従

深恐縮仕候、好乱美兵之存意無之候は勿論ニ候得共、

助定るとと思い目伐、有志之者因循罷過候而は、

勅諚も水之泡と相成、

憂ニ仕衷情より右之事件ニ差迫申候、同衆之国固よりキノマ、協言如汗之大義分毫不相立候而は、臣子之分如何計之

御座候、有志之者情実御恵察宜御取計被成下候は、於間、理非分明ニ罷成、微志貫徹いたし候様仕度志願ニ不本意ニ存候付、一先凑村を避け退去致候事ニ御座候

元治元年子十二月

武田伊賀守

同如何様之御所置佐り候共憾無御座候、以上、

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

Ξ

一 丑正月五日越前より閣老江差出ニー

諸手申談早々攻撃可仕候処、加州様手江歎願之趣申出旧冬廿四日御届申上置候賊徒、井阿領新保村屯集候付、(三)の1)

申来候ニ付、兼而諸手申合候通、同十七日可致攻撃手同十六日一橋中納言様より猶又早急攻撃可致旨御指揮候付、暫攻撃見合相成候様御同所様より申来候、然処

兼而攘夷之

惣人数追々引取申候、此段御届申上候様国許より申付 又由比図書様・織田市蔵様より御達之趣も有之候ニ付、 言樣江御届申上候、然処右賊徒不残加州様御家来江当 筈ニ候処、 候儀、御同所様より同夕申来候、右ニ付其段一橋中納 分御預鎮静相成候ニ付、同廿四日大蔵大輔儀帰陣、且 加州様手江賊徒共降状差出候付、攻擊見合

越候、以上、

松平越前守内

何 某

正月五日

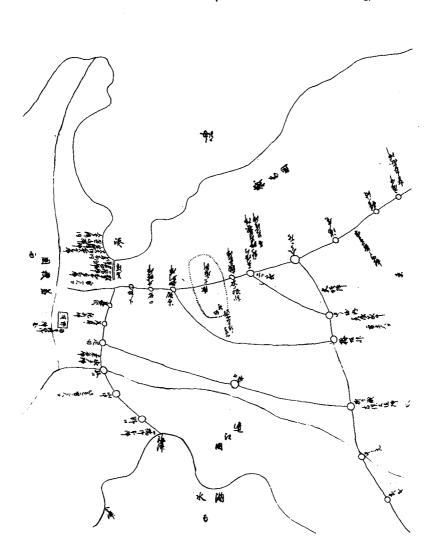
| 此度賊徒攻撃之儀ニ付、大蔵大輔出陣并家来本多興之(三)の2)

出張場、且賊徒新保宿屯集之場所等、 様•松平飛驒守様其外、越前国御領主之御方御人数等 助初惣人数出張場所、且又加賀中納言様・井伊掃部頭 御座候、此段御届申上候様国許より申越候、以上、 別紙絵図面之趣

同

正月五日

557



州 框	雲 彦	ひわ立て勢ひみせよ近江鯛	橋	一 水	引汐あひのみゆる橋杭すめる世を選せし水や道の月
3 i)	トルところとなることがある。	牙 丿	k á	トウンサンドの軍ン目
前	筑	はかたおひ地はいつもすたらす	М	紀	江戸へ出さねハうれぬ蜜柑
州	芸	風につれうこめく秋の案山子哉	州	尾	宮重は見かけはかりが大きうて
倉	小	小倉袴はよく保ちたり	態	情	勤王よりはとかく金納
州	土	土佐駒ハ今にないらンか治まらす	府	幕	因循で治まる御代や松の花
州	阿	阿波の鳴戸はとかく波立			一 乙丑孟春附会之連歌
前	肥	療ひ所手のとゝかないひせんがさ			
沢	米	米沢絹ハいつも手丈夫			之儀被仰渡候事、
久留米	久	水天宮程の利益はなき筑後	は請取方	• 久留米江	一右ニ付、薩州・筑前・肥後・肥前・久留米江は請取方
山	岡	味噌べつたりの備前すり鉢			十一月廿三日
州	因	世につれて道ふミ迷ふいなはやま			相示置候事、
本	熊	東都向よき肥後の廻米	乙様可被	待違之儀無:	之挙動有之候而は不可然候間、心得違之儀無之様可被
		薩摩蠟臭ひが照りハ至極よし	傚ひ如何	がて、右ニ:	之所置ニ付、下関ロ討手之面々ニ於て、右ニ傚ひ如何
台	仙	米たくさんで喰へぬ仙台	追討之外	趣意は、全	ニ付、此度松平美濃守初江申渡之趣意は、全追討之外
州	加	見場のミで強ミの見えぬ加賀の絹	万等之儀	之者共請取.	三条実美初五人之輩并右付属脱藩之者共請取方等之儀
津	会	心ゝは手がたき会津蠟そく			一子十二月小倉来書之内
前	越	ぼふ鱈は味ひうすし越のうミ			

武田からくり 伊賀	水門戸を塞きて細し礫川渡せる橋は元の侭にて、ナギ・	礫川之孤橋常州	三四 - 諸国十二景名産美景	右一巡	水毒下だす沢潟の能 山 形	淀鯉ハ都の人の口に合ひ 淀	津軽の鮭も可也には喰へ 弘 前	手さはりも至極すなほな南部縞 盛 岡	やき蛤も京にはたらく 桑名	鶴ヶ岡松を堅固に守るなり 庄内	腐たおはぎ犬も喰れす 長州	立花にわるい匂ひハなかりけり 柳川	津島祭の拍子抜たり 対州	大柿に西国さるが手を焼きて 大垣	伊勢の暦の日和をそ見る津	誰眼にも見苦しからぬ伊達模様 宇和島
山事はとかくなかとくつゞき兼分散に出す地面壱ヶ所長。严	枯萩	さん	名にしおふくらしに困る雪の中に頭巾冠りてちゞむ爺大 蔵深雪	自用	懇に他事なき沙汰を公武れとどちらつかすに浮たまつ	松島	þ	徳用な色のかはらぬ紺かすり直が高ひのてちと困るな	紺かすり 琉球	きさゞ昆布京大坂にうれ兼て積戻し荷はかつぎ物也	昆布 蝦夷	話	捨鞭でにけるにはやき加賀鐙餓鬼喧ましき寺小屋の世	象眼鏡梅輪模様が加州の菅原作	庄	からくりを武田近江に仕そこねて是非なく罪を待て今

茶碗

肥前

か

茶湯師もひねつて見たる肥前焼古ひハあれと直打わ

山道

出羽

凹凸と山形道の嶮しきを身が可愛さに気を付てゆく

いなは山伊賀に誘引はれかせられて異な外人を攘ひや 峰の松 因幡

うね織にて交織る と 変形と 変形と 筑後

はする

開と鎖と引久留米たる所置振はどれか誠でありまする

0

五五 賊徒武田伊賀等申立候趣意書、 加州ニ而周旋之

当十二月葉原駅着陣罷在候処、(三五の1) 一昨九日八時頃賊徒新

保駅江追々相懸候段及探索候ニ付、

人数押出し可及戦

は則申上置候儀ニ而、

争と手筈仕置候処、同日七時彼より書状を以申越候趣

当手之答ニは、今度為御加勢出

重

勢罷在候儀、無是非可及一戦所存罷在候段答候処、

而申越候趣は、歎願一条ニ付致上達義専要之次第、時

宜ニ寄候而は 総督様江上達候様致度旨申越候ニ付、

歎願之趣段々愚考仕候上、天下を動揺為致候罪科難遁

儀は奉願候得共、歎願之筋不致上達空敷相果候而は

儀罷越、段々及応接候処、実以同藩姦正之牟楯より起 (矛) 武士之遺憾、誠ニ以可憐情実ニ付、彼等宿陣江甚七郎

且は諸手江対し彼より戦争を求候之所体無之哉ニ而 り候哉と被察候、畢竟諸国致通行候義無拠体ニ聞請

歎願之筋

天朝迄も於上達は、尤決死罷在候儀故、 置被仰付候共一統決心罷在候段申聞、 ニ奉存候、右様之義気より起候事情ニ御座候処、暴ニ 誠ニ以神妙之至 如何之体ニ御所

押詰討取候義、実ニ武士道之遺憾、且は先般御評議之 賊徒ニ付集会之対陣之ものも彼より兵器をとき敵

対不致萌も有之上は、討と不討とは其手之将江委任可

可有之哉、又は可討取哉、 被為在段拝承仕居候ニ付、 尚御指揮御座候様奉願候 一応奉伺候、 謝罪之御所置

以上

加賀中納言内

永原甚七郎

赤井伝右衞門

月日

不破亮三郎

織田市蔵殿

滝川播磨守殿

謝罪書共三品御達申候、将亦賊徒新保宿江宿陣罷 再曰、本文之一条彼より差出候歎願書并始末書及

来之義、粮米等も差支、最早及飢餓候段申聞候ニ 在候処、 御所持ニ候得は取続方相心得させ可申哉、 同駅は貧小村ニ御座候上、数百里経歴到 此

段急速ニ御指揮御座候様仕度奉存候

謝罪書等三通

乍恐以口上申上候、我々情実先書并始末書中委細申上(三五の2)

候通、更ニ無他事、唯々臣子之分尽忠のミ御座候処、 申迄も無之、因循偸安之人情、飽迄姦者之讒説を信し

処、憎戦之時情讒ニ相紛候折柄、衆情騒擾し却而同穴 ニ至り、有志之士為群決死報国攘夷之素願度々申出候 正義之妨をいたし候族も不少、旁以正邪不可同処之勢

公辺大嫌疑を蒙り、諸侯之営を致動揺候段、深奉恐縮、 勢之不得止より出る事ニ御座候、対 之戦と相成候、我々共求乱好事之儀は毛頭無之、実ニ

閑道を取諸州致通行候処、今日之勢ニ而は至所嫌疑難 固より我々共之不本意、別胸打明致置中情ニより、態々 御座候は、如何様被仰付候共不苦候、 相免、誠ニ恐懼罷在候ニ付而は、徴忠貫徹いたし候儀 殿下之英明我々

武田伊賀守

共之情実御高察被成下候様、幾重ニも奉志願候、以上、

橋公之閣下ニ白、臣等負罪之身を以、不憚嫌疑不顧

天下之大禁、軍装之衆を卒ひ諸州通行いたし候段、深

冊相認入

御高覧申候、願くは

閣下御臨察被成下候

奉恐入候得共、乱妨挑戦之義は毛頭無之、実ニ不得止

之残党市川三左衛門•佐藤図書•朝比奈弥太郎等之賊之勢ニ御座候、閣下御存知被為在候通、逆臣結城寅寿

臣讒を構へ、臣等烈公之遺志を継、奉侮慢御国醜夷を

掃攘し、国恩之万一を奉報、徴忠を

公辺江尽度存寄

争候段、同穴之闘不本意千万御座候得共、臣等因循龍有之を、奸臣百方金鉄一渫之勢、於本藩遂ニ数度及戦

天朝より御下被為遊候有志之攘夷ニ御座候過候儀、戌年以来

倫言数件之大義寸分相立不申、且醜夷跋扈勅諚悉く水之泡と相成、

神州之御国体実ニ掃地之場合ニも相移申候、左候而は烈神州之御国体実ニ掃地之場合ニも相移申候、左候而は烈

祖宗之遺志を継、速ニ

公

复名公司政文と文真文を表表示。民或無明:

天朝(公辺江尽度臣等之中情ニ御座候、勢情之始末、別臣子之情憾無此上、固より粉骨砕身醜夷掃攘之徼忠を東照公之風教を欣慕被遊候素志も泯滅無期ニ至候条、

村二月 株代地待命、

(三五の4) 始末書

先年醜夷掃攘之

勅諚御下相成、且昨年

君上御上京之砌、

勅命、 天盃迄頂戴被遊、

公辺を補佐し攘夷之奏成功候様被為蒙

天朝寵遇不過之候得共、未其功無之、

儀と、有志之族忠諫申上、尽粉骨 公辺迄数度歎願仕天朝より御咎も被為在候而は 水府公之御瑕瑾無此上御

被為在候結城寅寿之残党市川三左衛門・佐藤図書・朝候得共、未御許容不被遊待命罷在候内、兼而御存知も

比奈弥太郎等之奸臣、当子五月中より国内ニ呼集し逆

謀を企居候処、五月廿六日

人弓鉄砲を携え、御関所を破り、小石川邸に至、種々旨ニ而、取急同月廿五日夜、逆臣市川三左衛門始数百天朝鎖港談判被仰出候儀相悟り、左候而は逆意齟齬可致

還り、 川々橋々を落し、府下入口等も都而砲台を築き、籠城 右様奸臣檀ニ相成候而は、烈公之忠節は勿論、 又御母堂貞芳院始御簾中諸公子外方江御住居被遊候付、 江相諭候得共、又々炮発いたし、祖宗御代々御神主尚 於此方素より戦争之用意無之、不得止事一ト先湊村江 不致のミならす、銃手ニ命し大小砲乱発いたし候付、 置之儀御委任有之、諸有志一同守衛として真田承王院 族松平大炊頭殿を以御名代と被遊、水府表之奸人御所 用無之候処、不被得止事 上御下国直々御取鎮相成候様上言仕候得共、一円御取 之構へをなし候旨、江府江相聞候付、 ニ取出し、色々役人割等致し、防戦可致と手当をなし、 押而登城いたし、賞罰を我意ニ取行、金鼓武器等自由 残〇、国許江は婦人小児而已残居候処、三奸人共慎中 代々之教訓相滅△、諸有志力を合せ市川三左衛門始不 之讒言を構へ、執政初諸生諫臣等退職禁錮等ニ取扱候、 ニ至り、右之通相達申候処、奸魁市川三左衛門等承引 再稽古場ニ至り、使者を以先鉾之隊長渡辺半助 公辺江御達被遊候処、 有志一同より君 水府家 御支

議整時は国家之大幸、我等死は不惜とて、 明し、其後行て可然旨謀事致候処、大炊頭殿被申候 捕んも難計候付、一先病と称し、使者を以篤と虚実を 被申立度被相答候処、諸有志申候ニは、戸田五介等是 頭殿より家老両人を戸田五介陣江遣し、大炊頭殿御自 致、其中御代官田中恵之助と申者、御目付戸田五介 再湊村江退き軍議相立候内、奸徒又々讒を構へ、 尽力可致旨五介申候間、大炊頭殿ニは其夜松川陣屋 被申述候得は、至極尤之至ニ付、是より江戸江登り共 用、終に大貫村ニ至り戸田五介ニ対面し、 は、不行候而は兵を腹背に請け不可謀、 迄正義之者共不承、万一府下奸人共談合偽ニ而誘引し 分ニ戸田五介陣所ニ至り、 無事相治り候様致所置度旨、有志江申談候ニ付、大炊 佐々井半十郎より内意ニ而事情を委細 辺御目代田沼玄蕃頭殿始諸侯之大兵を以湊村江出張被 相憚り城之方を負き致炮発候所、戦争はかどり不申、 事情委細ニ申述 我行て万一和 公辺江申立、 事情分明ニ 諸事を不被 公辺江 公

泊、翌日御出立江戸江罷登候旨、奥右筆丹羽要之助

存候間、

此方より

公辺之御印を相渡置候、是を懸居

門 谷 榊

奈

Ξ

衠

門

里見四郎左衛門

福

地

政

太

郎

栗田

御小人目付片岡為之助より書翰到来、 公辺之左右相待候内 右ニ付一同鎮静、

日余相待居候処、 公辺御人数之内より折々炮発有之候得共不打合、 預入地内屯いたし居候奸徒之内より、 三十

何之儀を談候哉、 〔向出洲と申所江罷越候、以来往復三度ニ及候得共) 一切外江洩れ不申候処、廿二日夜八

時頃ニも相成、

御殿地ニ人多集候付、本道より参

之丞・谷晋五郎五人之者江対面いたし度旨申来候付、 此方富岡三保之助・野沢誠之丞・福地勝太郎・天野順

人店合、新左衛門等ニ対面談候処、右之者共申談ニは、本ノマ、 榊原新左衛門執政参政谷鉄吉•谷弥次郎其外諸役

不相分、大発之族浮浪之徒同様討取候儀、残念之事と ニ相成候而は如何様共取計様も無之、乍去立退候而 我々共公辺出張之隊長和議之義精々相成候得は、 只今 は

候同術ニ可有之と申候得共、 相成居可申と之事ニ付、 候者江は御構無之候間、大発之輩と一同天神社内一円 夫は必隠謀、 信用不致、 大炊頭殿を欺き 仍而不得止御

領地内引払、

郷山常岩山江未明二入候処、

果して

公

辺御人数御領地江入込、 所々江致発火

敗られ候様子、 公辺より御渡相成候御印を持居候を、 付而は於此地死戦可致とは存居候得共、本ノマ、本ノマ、 皆一 同砲丸ニ相

御代々之御神霊且先君烈公江対し奉り大不忠ニ相当候 有志々々御殿ニ居候得は、 ニ滅し、 正義を唱候者絶而無之様相成候而 不残殺され候而 は、 は正議此時 祖宗及

間、 士衆卒罷在候事ニ御座候、以上、

本文之書面、 別而誤写脱文も御座候哉ニ相見得申

候得共、原書之侭写取申候

兲

子十月廿三日水戸湊降参人之姓名

原 新右 衛門 富田三保之助 中 Щ 民

鉄 蔵 谷 弥 太 郎 渡辺宮内右衛門

入谷六郎右衛門 八郎 兵 衛 松本平左衛 門 小池源太左衛門

蔵 三好右衛 伊 源 門 太 八 郎 村 三 木 田 孫 理 太 夫 助

鈴

木

庄

佐 小 沢 与 亀 右 之 衛 助 服 林 部 久 千 太 夫 蔵 市 片 Ж M 養 勝 四 郎

中

村

新

平

鰹

木

万

右

衛

匤

松

銀

太

郎

之 之 太 之 六 衛 太 門 介 夫 郎 永 允 夫 岡 三 石 立 福 肥 飯 崎 地 浦 花 Ж 田 田 唯 勝 平 善 源 来 右 右 金 太 次 太 太 衝 衝 門 郎 門 郎 蔵 郎 郎 鈴 近 大 中 小 市 近 木 藤 Ж 松 胡 島 藤 藤 秀 甚 治 幸 金 友 之 之 之 三 郎 進 蔵 平 允 允 吉 宮 綿 森 里 照 黒 天 野 Ш 沢 本 見 沼 本 藤 平 字 忠 辰 宜 左 幸 之 之 三 八 之 衛 門 介 蔵 允 郎 郎 進 薄 伊 小 丰 塩 大 小 王 泉 井 谷 内 原 塚 野 静 + 兼 市 慎 又 右 金 兵 次 五 太

子 子 漕 扇 勇 左 右 次 衛 衝 郎 門 門 下 小 伊 野 池 隼 安 田 之 次 郎 允 宮 小 矢 永 Щ 岡 野 H 勇 介 Œ 次 +: 郎 彦 郎

和

角

之

允 蔵 郎 郎 吉 郎 八 夫

矢 本 梶 小 真 Щ 戸 増

野 沢

唯 平

之

允

樫

村

半

蔵

山

六

子

七

之

源

八

六

郎 門

衛

八 郎 郎 郎

島

又 久 部 七

四

田

清

左

辺

甚

田

治 幸

Ш 木

源

部 H

十

野

辺

秀

彦

Ж

善

太

Ì

郎

#

源

沢

誠

戸 野 喜 源 太 次 郎 郎 岡 成 瀬 本 直 広 之 次 郎 介 向 谷 坂 宗 晋 太 + 郎 郎

> 石 床 久 小 檜

Ш

彦

右

衛

門

大

森

敬

之 之

助 介

小 栗 菊 内 飯

庭

新

介 郎 方

彦

右

衛

門

間

々

田

長

+

郎

池

次

右

衛

門

井

庄

蔵

大

関

亮

田

蔵

次

Ж

富 又

之

助 郎

橋 金

本

米

吉 丞

藤 村

彦

之

永 郎 衝

野 熊 与 之 之 介 介 塩 佐 谷 野 八 源 百 之 三 介 郎 林 里 忠 見 左 衠 門 \equiv 蔵

原 矢 森 平 石 金 塙 尼 塀 渡 亷 沼 小 岡 新 市

三

四

郎

鈴

木

徳

太

郎

大

関

庸

之

介

伊 照 兼 小 長 野 沼 子 東 Щ 崎 松 銀 猶 藤 縫 之 太 次 兵 介 郎 郎 衛 殿 小 平 Ш 桜 大 山 橋 方 崎 井 平 彦 金 恵 撤 右 左 之 之 六 衠 衛 門 門 郎 助 進 佐 初 池 岡 佐 藤 瀬 藤 原 部 杢 兵 純 米 Ż 之 太 允 夫 太 助 介

566

崎

允

磂

吉

渡

為

次

御床 浅 伴 皆 Ж 篠 安 久 師 桐 西 小 鉛 渡 松 長 前 横 机 山 田 久 辺 田 Ж 積 郷 木 木 岡 太 原 延 廻 保 野 倉 喜 三 平 健 幸 亀 鉄 虎 吉 忠 七 ŋ 龍 権 右 喜 鎌 亀 源 之 之 之 之 輪 太 太 之 太 太 四 \equiv 衛 門 助 郎 助 郎 允 郎 郎 傯 介 吉 松 蔵 彦 郎 介 伊 関 里 加 今 伊 深 小 大 小 岡 広 鈴 岡 高 슾 佐 岡 田 沢 見 野 本 槒 藤 井 藤 泚 木 藤 津 見 東 部 卯 道 千 市 熊 源 幸 勇 芳 金 鎗 之 八 強 庄 弥 三 之 \equiv 之 栄 \equiv 八 太 三 四 次 之 四 吉 允 郎 郎 介 郎 郎 助 郎 郎 郎 吉 郎 郎 七 助 樫 松 伊 大 菊 小 和 青 浅 跡 沼 佐 石 山 五 山 王 + 田 下 辺 部 本 久 胡 池 岡 村 Ш 木 利 \blacksquare Ш 野 嵐 藤 源 間 半 秀 正 雄 政 栄 正 金 万 秀 左 宗 将 幸 之 之 之 次 次 太 次 太 太 次 貞 四 衝 太 郎 郎 郎 允 郎 郎 夫 郎 郎 介 郎 蔵 郎 助 介 吉

楠 栗 同 長 玉 石 高 治 大 伊 塙 国 檜 根 同 谷 Ш 平 野 野 Ш 友 東 Щ Щ 島 内 崎 原 井 友 本 勇 寅 林 吉 辰 仁 彦 辰 七 留 長 和 誠 三 内 雄 兵 之 之 之 之 之 四 太 74 次 次 次 \equiv 介 郎 助 蔵 助 郎 郎 介 郎 郎 助 郎 郎 蔵 蔵 助 吉 蔵 佐 大 長 大 棤 厧 米 船 海 助 遠 塙 坂 凮 野 鉛 大 林 塚 谷 内 橋 Ш 部 Ж 野 Ш 井 崎 木 田 藤 部 藤 Ш 新 虎 幸 喜 忠 富 Λ 栄 弥 斧 清 原 亀 甚 豊 左 常 佐 俊 平 之 之 太 五 之 太 重 三 次 次 虎 次 衛 郎 郎 門 郎 郎 助 丞 郎 郎 吉 郎 郎 吉 助 彦 蔵 次 雄 関 桑 神 淹 榊 菊 小 山 武 茅 竹 飯 坂 Ш 田 小 安 竹 内 田 村 婸 池 泉 田 根 数 原 Щ 内 弥 崎 尻 松 永 \blacksquare 鉄 五 藤 右 忠 常 忠 金 元 壯 H 十 政 鉄 魁 豊 新 晋 之 之 藤 太 衛 五 三 兵 醒 太 門 助 次 郎 郎 蔵 助 介 郎 郎 郎 衛 助 吉 助 郎 介 吉

榊 関 Ш 跡 淹 安 佐 近 鉛 白 泂 堀 岡 滝 춂 宮 林 立 野 藤 内 方 部 Ш 石 田 長 花 西 松 木 田 \Box 次 見 \equiv 卯 金 辰 源 左 平 亀 彦 貞 鉄 進 郎 仙 勇 捨 貞 之 太 之 次 之 五 次 兵 ᄱ 衠 四 太 九 郎 郎 助 郎 郎 介 郎 介 介 衛 郎 仲 介 郎 郎 吉 助 平 村 服 小 松 本 増 黒 武 肥 根 岡 原 大 柴 同 檜 矢 間 田 部 藤 田 本 田 本 山 平 沢 子 崎 竹 H 長 熊 栄 秀 安 幸 隼 豊 治 兼 惣 忠 辰 謙 与 藤 留 仙 次 之 之 三 次 \equiv 次 兵 五. 次 太 郎 介 平 助 郎 蔵 郎 吉 蔵 蔵 郎 郎 郎 蔵 衝 郎 郎 郎 浅 松 三 門 泂 伊 落 天 酒 平 林 坂 海 梶 佐 福 海 小 田 沢 泉 方 貫 利 場 奈 藤 藤 野 野 西 合 老 地 寺 吉 雄 左 金 七 源 E 藤 小 金 源 清 銀 源 沢 秀 一 定 之 之 之 次 次 太 三 _ 三 太 Ŧi. \equiv 四 兵 郎 郎 介 進 吉 郎 助 郎 郎 郎 郎 吉 郎 郎 郎 郎 市 衠

桑野高柏関白沼大鰹前

名 島

清

四

柏富市福川増吉田平館

菊

飯塙

村

平

彦 郎 介

与

兵 太

衛 郎

荻

野

与

郎吉郎

富

之

田縫

吉

鉄

太

岡

忠

介

毛

金殿

Ż

介

飯

田

蔵

惣 信

三

郎

田

彦

衠

寺

幸

太

郎次介郎介蔵郎

郎

又

_兵 甚

介

大

内

568

関

三三

仙

三 之

野

信

之

吉 介

太

岡

本

徳

Ξ

照

沼

木

鐘

石 田

丹

兵 三 四

衠

子

重

之

介

大 岡 明

関 山 珍

重 卯

之

順直

郎郎

川村山

吉 徳 得 鉄

兵

衛 郎 郎 郎

郷士目見以上 柴 平 Ж 玉 丹 中 住 服 髙 久 助 横 長 呵 小 大 石 部 田 野 米 Ж 倉 久 森 洲 塚 齮 Ш 潅 Ш 治 島 吉 藤 誠 沢 鉄 菊 四 秀 弥 右 監 兵 伊 啓 長 源 亮 福 忠 之 太 太 三 五 縫 兵 衛 門 織 助 蔵 郎 郎 物 部 斎 蔵 鄎 郎 七 殿 七 衝 藏 弓 増 茅 戸 多 北 冮 柳 字 森 永 助 旧 中 立 宮 根 子 賀 条 留 塚 生 井 Ш 橋 田 櫾 根 野 Ш 村 花 本 謙 野 野 宗 万 八 茂 秋 伝 勘 靭 平 多 安 安 彦 之 之 美 + + 春 次 \equiv \equiv 兵 允 濃 門 負 郎 介 吉 吉 吉 蔵 息 郎 郎 蔵 蔵 衠 清 麎 弓 海 菊 楠 吉 大 大 小 河 小 中 鉛 飯 中 松 堀 使 野 沢 串 泉 瀬 村 野 木 村 \Box 巣 内 村 泚 葉 之者 平 辰 豊 鉄 忠 清 彦 忠 五 勝 伊 橘 舛 雅 龍 常 之 之 太 之 之 五. + 太 껴 깯 三 介 織 郎 郎 介 人 介 郎 郎 郎 楽 衠 介 介 蔵 重 郎

秱 茅 平 小 野 岡 黒 森 菊 同 坂 同 木 竹 菊 渡 Ш 森 村 池 辺 賀 上 根 部 場 又 Ш 池 沢 内 三 七 長 輝 常 住 雅 大 謙 忠 万 進 健 熊 保 郎 左 新 覚 主 之 之 之 之 太 之 之 内 次 五 五 之 兵 衝 介 門 介 介 蔵 郎 允 郎 郎 介 介 郎 介 六 衛 介 計 鉿 平 宮 須 鴨 同 鉛 黒 真 木 室 黒 綿 綿 又 同 田 者 藤 沢 志 木 沢 町 Ж 川 村 木 本 沢 家 村 百 庄 田 茅 隼 魁 新 金 円 庄 勘 四 右 万 吉 亀 亀 弥 之 之 之 次 + 兵 次 兵 本 拾 衛 門 雄 介 緑 人 助 介 介 吉 吉 郎 蔵 衛 郎 郎 衠 内 高 鯉 薄 同 菊 福 岡 福 滝 木 羽 大 野 荻 大 久 久 根 井 部 地 生 上 Ш 吉 村 米 野 渕 地 池 雅 保 須 利 秀 三 平 勘 宗 康 藤 信 楽之介 賀 又 右 左 舛 新 謙 之 八 三 之 兵 + 次 次 之 市 衠 介 京 介 蔵 郎 門 郎 郎 吉 郎 郎 衝 郎 介 進

舟 橋 Ξ 斎 田辺造酒之介 永 Щ 島 之 介

鈴 森 木 式 部 斎 志 髙 津 木 筑 外 後 記 守 西 土 岐 + 丹 太 夫 後

鈴 関 木長 根 門 加 守 賀 雨 諏 宮 訪 鉄三 右 衠 郎 門 宮本主馬之介 西 政 太 郎

郷士目見次座

本頴之介 宮 本 織 冮 飛 田竹之 介

鈴 木 主 計 海 野 孝 蔵 同 捨 蔵

多賀野芳次郎

大

塚

恀

理

井

上

蔵

田 信 太 郎 宮 部 卯之 允 髙 野 粂之介

田 寅 楠 虎 賽 萩 谷 湧 之 介

梨 馬 柴 上

寺院

一心院 持宝院

宝幢院

乗院

降人惣人員

合千百拾壱人

但於水戸表名前取しらへ候由御座候、

三七 正月廿日閣老江差出

恐入慎之儀被相伺候、右ニ付私累代被附置候身分ニ而

十二月十五日

職掌不行届奉恐入候、依之差扣之儀奉伺候、以上、

| 水戸殿事、武田伊賀等不届之者共取締方不行届候ニ付、(三七の1)

中山備前寺

(三七の2) **差扣可被有之候、**

픗 喜連川侯より閣老江差出

水戸中納言殿、武田伊賀等不届者共取締方不行届ニ付、(三八の1)

慎之儀被申立候段、於在所承知仕奉恐入候、依之差扣

之儀奉伺候、以上、

十一月十八日

喜連川左馬頭

(三八の2) **差扣可被有之候、**

一而、

滝川播磨守様・由比図書様・織田市蔵様より飛

小田原侯より差出

去月十九日、 伝 奏御用番野々宮中納言殿より家来之

者被召呼、従四位下御推叙被

後守殿江相伺置候処、去ル三日家来之者被召呼、 宣下候旨御達御座候付、御請之儀、 先月御用番阿部 此度 豊

宣下之旨入 上聞候処

於京都表従四位下御推叙

叡慮ニは候得共御辞退可申上旨被 を以被仰渡候趣奉畏候、右御辞退之儀、 仰出候段、 宜被 仰上可 御書付

届

正月五日

被下候様仕度、此段申上候、 以上

十二月十五日

大久保加賀守

丑正月五日越前家臣本多興之助より相届

詰 脱走浮浪之徒為追討、興之助人数引纏、木之根峠迄押 旧臘廿五日本多美濃守樣江御届申上候通、常野両州辺 厳重手配指揮仕居候処、 一橋中納言様御差図之趣

> 賊徒共降伏之儀 細之儀は大蔵大輔家来より可申上候得共、猶又此段御 興之助始人数引払、同廿六日在所表江帰着仕候、 様・織田市蔵様より諸手人数引揚可申旨御指図ニ付、 候様申来候付、無余儀猶予仕、数日打囲:罷在候処、 り御使番を以、右賊徒共降伏申出候由ニ付戦期相延呉 同十七日払暁、 札を以、右賊徒共急速討取可申旨御達ニ付、 申上候様、興之助申付越候、以上 戦期取究候処、 御許容有之候哉、 本多興之助家来 加州様御人数出張先よ 同廿四日由比図書 諸手申合、 猶委

四

常野州脱走之浮浪共、京都より出張罷在候中納言人数(四|の1) 加州より差出

固場所江相越歎願之趣申出候ニ付、 御同所様江差上候処御取揚、 注進候付、先御届申上置候処、猶又降伏状差出候故 伺候処、御取用無之、接戦之手筈ニ有之候段国許江及 右人数一手江浮浪共御取 一橋中納言様江

締之儀被仰渡、敦賀表江召連罷越、於同所滝川播磨守

手物頭大既且同姓飛驒守為加勢出張之人数共、旧臘廿 四日迄二引取申候、右之外浮浪之者為取締方越前表等 許松平大蔵大輔様為御加勢出張申付候本多播磨守并先 様・織田市蔵様江差出候旨、重而及注進候、依之従国

正月五日

越候、以上、

二人数相越置申候、先此段御届申上候様国許より申付

加賀中納言內

| 去ル五日御届申上候常野州脱走浮浪之者共、御取締方(四|の2) 寺院三ヶ所ニ入置、厳重締方致し、其段織田市蔵様江 七百七拾人余敦賀表江さし出、大御目付様等請御差図 手ニ被仰付、旧臘廿三日より同廿五日迄三日ニ右徒

追々国許江引取侯旨申越侯、仍而此段御届申上侯、以

及御届、且此外為取締方越前表等ニ相残居候人数之内

上

正月十日

四二

丑正月十日閣老江相届

内 右

同 人

> 候旨、在所家来共より申越候、此段御届申上候、以上、 より人数差出、去ル四日堀石見守家来より請取勤番仕 信州清内路 正月十日 御関所此度御預ヶ被 内藤若狭守 仰付候付、在所表

丑正月十一日阿州侯より差出

拙者儀、来丑年参勤可申処、長防追討被仰付、為名代 右御功成之上追而奉伺候様可仕候、右様御聞置被成下 嫡子淡路守出勢為致候ニ付、人数少ニ有之候、就而は

度申達候、以上、

十二月廿二日

松平阿波守

四三

子十二月十八日

菅沼新八郎

当九月晦日、武州逆井渡場勤番之砌、医師体之坊主罷名代

候ニ付、印鑑は無之候得共、外ニ子細も有之間敷と心 越候ニ付、身分相尋候処、歌よミの趣、偽短冊等差出

得違いたし、家来共一己之存意を以相通し候趣ニ有之、

同 銀拾四匁九分 蠟燭三百八十五箱 金弐千六百両 紙六拾七箇 米千八百六拾四俵 金弐千百七拾四両ト銀拾四匁 相聞、 同五百七拾五両弐歩ト銀拾壱匁 儀ゆえ、右之始末ニ至り候段、畢竟申付方疎略之儀と 印鑑ニ而は差通し申間敷筈候処、 右は野州浮浪之徒ニ而、身分を偽当所江潜伏致し候者 付 . 九 拾 右閣老本多濃州宅ニ而申渡、 但差扣相伺候付、 被下候金銭等之高 不行届之事ニ侯、此段可申聞旨 此程召捕御仕置も相済候事ニ候、 八両三分 子七月中長藩邸取こほちニ付府下町人人足等江 差扣罷在候様達之、 大鑑察戸田能登守相越 牛持 車力 右同断 右同断 同人足 市中雇上ヶ人足 家来共心得方等閑之 市中地主中 市中湯屋中 御沙汰ニ候、 一体勤番所無 四六 尾張前大納言殿、(四六の1) 金九拾七両壱分弐朱 同弐百四拾貫文 三歩弐朱ト銀弐匁五分 金拾三両三歩三朱ト銀六匁 銭弐拾貫文 同三拾九両弐歩ト銀拾四匁五分 同六両三歩壱朱 銭四貫六拾四文 同九両三歩銀五匁 同六拾両三歩ト銀五匁 長州より請取、壱人ツ、私并細川越中守・有馬中務大 去年脱走いたし是迄長州ニ滞在之三条実美初五人之輩 右之通、 **銭弐百六拾四貫六拾四文** 銀六拾七匁五分 筑前侯より閣老江差出 丑正月諸入用として被相渡候由、 於御陣場彼地遣置侯家来之者被召呼、 同断 同断 同断 舟賃 金物屋 茶船持 惣町人足怪我人 市ヶ谷人足死人手当 出役諸入用 市中名主中

其段越中守初江申渡被置侯旨、以御書付被相達、且又 私より請取候上引渡方共専可取計、尤請取方難行届節 輔・松平修理大夫・松平肥前守江被預置筈候間、夫々 は越中守初江も申合、兵力を以速ニ臨機之所置可仕候、

(四六の2)

別紙

十一月廿八日 松平美濃守

所置可仕旨をも被相達候、此段申上候、以上、

計、脱藩之者共長州より請取方等之儀は、期日便宜之

以封書今度三条実美初五人之輩他国江引移方格別ニ取

松平美濃守

去年脱走いたし是迄長州江滞在之三条実美初五人之輩、 所置可有之候、其段越中守初江も申渡置候事、 請取方難行届節は越中守初申合、兵力を以速ニ臨機之 務大輔・松平修理大夫・松平肥前守江預置筈候間、 夫々 長州より請取、壱人ツ、御自分并細川越中守・有馬中

細川越中守

(四六の3)

壱人ツ、松平美濃守より請取預可被申事、

但右五人之輩、美濃守長州より請取方難行届節は、

去年脱走いたし是迄長州江滯在候三条実美初五人之輩、

力を以速ニ臨機之所置可有之候事、 有馬中務大輔•松平修理大夫•松平肥前守申合、兵

(四六の4)

御 名

松平肥前守

有馬中務大輔

同文言

四七

子正月芸州侯より閣老江相達

| 長防御追討ニ付、安芸守領分広島表江尾張前大納言様(四七の1)

又御参着并御惣督様より御達之趣も御座候付、諸藩追 御始追々御参着之儀、先達而不取敢御届申上候後、猶

諸藩参着仕候得共、悉く御届不仕候段、国許より申越 参着、別紙之通御座候、尤右之外御惣督様江為御附添

候、此段御届申上候、以上

正月五日

同十一日御引取十二月十日御参着 同十一日御引取十二月十日御参着

平三河守

阿 松

部

主

計

頭

同十二日御引取十二月四日御参着

松平讃岐守様

水戸中納言様御家来

諸藩参着左之通

松平美濃守様御家来 板 春三

郎

加藤三郎右衛門

越 加

知

小

三

太 書

登

松平三河守様御家来 海 老沢極人

松平相模守様御家来

細川越中守様御家来

伊 黒

王 Ш

野 八

平

六 輔

十

有馬中務大輔様御家来

田中

- 八郎兵

郡

則

有 馬 蔵

本 理 松平越前守様御家来

松平出羽守様御家来 大 酒 奈 青 井 井 Щ 良 + 弥 小 元 之 + + 丞 郎 衛 郎

小 荒 泉 尾 + 駿 兵 衠 河

575

富 朝

谷 日

門

蔵 助

Ŧ

高 井 蔵 八

松平肥前守様御家来 伊 東 外 記

立花飛驒守様御家来

時 摂 津

松平右近将監様御家来

松 根 図 書

伊達遠江守様御家来

阿

鰭

監

物

亀井隠岐守様御家来 小 野寺六郎

渡辺磯右衛門

胡

兎

波

松平隠岐守様御家来

鈴木七郎右衛門

小笠原左京太夫様御家来 小笠原甲斐

小笠原佐渡守様御家来

百東九郎左衛門

小笠原近江守様御家来 尾崎嘉右衛門

松平壱岐守様御家来 藤江貞右衛門

服 部 外記

松平主殿頭様御家来

板倉八右衛門

小笠原幸松丸様御家来 山崎太郎兵衛

杉

奥平大膳大夫様御家来

有馬遠江守様御家来

逸

見

志

摩

堀

主

馬

谷川六之

丞 助

町原与八郎

生

募

576

伊東左京大夫様御家来

長 倉 弥 門

松平佐渡守様御家来

神 山 頼 母

右之通御座候、 以上、

点 日 八 本貿易新聞第八十五号摘要 **秋元治元甲子年十一月廿三日** 西曆一千八百六十四年第十二月廿一日

条約を取結ひたる国々の全権等は、 曽て下ノ関に於て

威厳赫々たる戦功を顕せし後、日本大君に向て勢を示

し、以て掛合を為さんとて、大君へ要請すへき事件を 同相談決定の上、数艘の軍艦を率ひて施行せし哉!

糸尽く江戸に渋滞して只隠然と些少の高を茲に送れる 其趣ハ全権の外にしる人無しと云、○偖数月前にハ絹

事無りしか、全権等出府後にいたり三千苞の絹絲を到

のミにて、敢て公然としては一把の糸をも当地へ持込

売払ふる如き宜しき光景ハ、只暫時の間ニして、程な

以前の相場に比すれハ三割三分程の増直段にて

よりて起れる成功の第一事とす、○此頃より全権等屡

く已前の有様に立戻れり、併し此事は全権等の出府に

集会して後、彼是の議論紛々なりしか、遂にロゼル アールコック君の裁判に随て、最早日本には数艘の軍

艦夥多の兵卒は無用たりと決定せり、故に軍営に屯集

せる軍勢の内若干隊は近日当港を出立すへき筈なり、 \Box ゼルトアールコック君の此妄説に同意せしハ誰某な

しめるなり、此威力を仮すしてハー日片時も安堵の思 るや、我等は只在留兵卒の警固によりて安穏に業を楽

ひなかるへし、○ロゼルトアールコック君は呼戻さる♪ にあらすと云ふ説あり、且我等は彼の本国より受取た

と思へり、方今日本政府と引合たる事務を施行すへき 多分彼の本国政府の命によりて出立を為すに相違なし る書状に如何成文言を記載せりやしり得すといえとも、

嘆の至りなり、彼は篤疾に羅りて余儀なき事あるの外 決して自侭なる了簡を以て帰国の念を発すへき人

の機会に臨ミて、彼の出立する事は我等に於て最も嗟

にあらさる事は、我等之を証せり、 若呼戻しの命あら

すして、此のことき所為有に於ては最も宜しく糺明を

加ふへき義なり、

四九

一モナと号する蒸気船、上海より此港江到着せり、第十七+八号之内 横浜新聞紙中抜萃

月二十二日我九月廿二日出板之上海新聞を持参せしか、

支那の事に付て異聞なし、但し其内に亜米利加南北二

みえたる由を記せり、元来此風説ハ桑方済歌より出た 部戦争を休めて和睦し平穏に成たる由、印度の報告に る事にて、其九月十日+日 の新聞にはしめて見へた

七十九号之内 其詳なる事をきかす、

れ共、唯南北両党和睦を取結ひしといふのミにして、

第十一月八日九日の朝コレア帰蒸気船入津するによ には我本国の新聞を委しくのせさりし、 欧羅巴洲第九月迄の新聞を得て報告す、併此便宜

揆党と和睦の意盛に起れり、茲に又大統領継立の事あ 依之其跡役を願へる衆人中より任に当れる者を抜

亜国の戦争猶引つゝけりと雖も、方今共和の人民は

カゴの大会議を付たり、然るにセネラール、ト、マ トルジアン、 リチモントと説の乖違分裂せるを以て、

偖麦折倫なる者は和議官等に因て愛慕せらるゝ人なり、 林졑氏と麦折倫氏の間に競争の意あるを知るへき也、

議を構し、南北両部に於て要する事件は斉しく会議 又林硁君は曽て自己の行ひたる政務に反して、 今更和

上ニて取計ふへき旨を言出せる人なりといふ、○南部

決せり、○クラハシー船の甲比丹ウート氏は紐育港よ にてはアラバマ船の戦功を競ひ、猶北部の貿易を害せ んとの所存にて、其他一の勇猛なる暴掠船を出さんと

てマインの海浜を遠かりたる海上ニて二十五隻の船を 洋中に浮へて待懸たり、 打砕けり、此軍艦乗組士官より聞けるに、此船ウィ り出帆する諸船に向て劇烈なる戦を仕掛んとて、船を 斯て第八月十六日 +五日に至

り、其内十六艘は僅に三十時の間に分捕せしと、○

シンクトンを出帆して後、洋中に於て五十艘の船を奪

此クラハシー船は白堊を以てぬりたるスクーネル形の

578

濯せんか為、各其党によりて贔屓の人を名指すへきチ

ψ 事神速なるか故に今に至て猶捕へられさる也 此船は数度北部の蒸気船隊に追掛られたれ共、 氏命令を司れり、 中央に三十二ポンドの長砲、艫辺に廿四ポンドの大砲 旋機二具・烟管二本を設く、又舳上に一小砲を架し、 ト間当にして水中に入る凡六フート間半なり、 鉄張蒸気船也、其長さ凡二百フート表言+、巾二十フー を備ふ、乗組人数惣計百廿人、ジョンテ 大概リー氏の軍勢より抜出せる兵なりといふ、○ 船卒等は諸州の人種混雑すといえと 1 u ルウード 其走る 蒸気螺

仏蘭西と安南との新条約調印、当月十五日に相済たり、へ報告せし書中に、次の事件を記す、上海第七月廿六日武三日迄の新聞を同所より巴理斯都

| MELON | 国日公園の集合と記した事で出条約中廉立たる款、左のことし、| | 出条約中廉立たる款、左のことし、|

に旅行し、且商売し得へき事、メートル弁丁〓の距離間に於て、仏国商人勝手次第安南海浜に三の緊要なる港を開き、各地の近郊キロ下交趾の六ヶ国江仏国の鎮台を置くへき事、

天主教を国内へ弘むる為に差越たる仏国の弘法使者

は、諸般格別の免許あるへき事、

(頭註)「本文ハ異人中風説ノミニテ、顯事江戸へ軍船乗入シコト無之」一我等風聞をきくに、当時居留の大不列顧女王殿下の兵 催せり、是全く江戸にて大君殿下英卒の調練を上覧し 卒を各各用意して、明日(火曜日) 九日 出陣 せんと は、速ニ兵力を用んとの形勢を察し、 あらさるを解し、且もし事を両端に托して因循遅引せ ミ見給ハ、、忽外国人等の懇親なりしを悟り、 君殿下、 の脅んは、左のミ時を費すにも及ハさる事也、 迫せり、○条約を破れる事を以て大君政府を外国人等 玉ハん為なりと云、○実に方今日本国には外国事務切 ける各港にコンシュラール、アゲントをおくへき事、 貿易に関係する事を処置する為、 我赫々威厳なる大軍船隊江戸海へ進ミしを望 ホ 直に其請ふ所 かりを趾の 及ひ開 其異心 もし大

行はれしをしるへし、得るにいたれり、茲に於て外国人の威力大に日本国に詰の所置をも用ひすして、遂に希望せし要件の免許を

要件を領容し玉ふ事疑ひなかるへし、

然るに幸如此手

一都て要件免許ありし後、已に数時日を送れり、頃日欧

おなし調練場にて調練を為し候に、我国の兵卒等熟練旨の案内受たり、其次日、又不列顚及ひ日本の兵卒等羅巴人等神奈川におゐて日本兵士の調練を見物すへき

も亦其戦法を上覧し給ハんとて、江戸へ兵卒を呼寄せ、驚愕感心して、終に此事を大君へ言上せしより、殿下神出鬼没の運動、及ひ兵器の便利なる事を日本役人等して真に用るに堪えたる事、又変化無量の排列、或は

の甚愛観し給ふへきは必定也と、

其可否を試ん事を欲し給ふと、我等推考するに、殿下

来より薫陶習染せる頑固嫉妬の生質を去りて、全く開裕なる良法を設られん事を、然らんには、日本にて古日本人を見るにいたらん、希くは、交際の事ニ付尤緩せは、我等遠からさる内、欧羅巴人に開化せられたる一若し此のことき好機会にて、日本の形勢一足飛に変化

なる利益といふへし、已に欧羅巴人へ親切なる所置をは只日本人のミの利益にあらす、又外国人の為にも大

其運上といふハ、

コストム性税・エキサイス

一掃せる人種となるへし、実に懇篤なる交際を為す

ひ鎖索を薩摩にて引揚、其(太守より返却せられたる、なる事あり、其一は曽て英国軍艦のうしなひたる錨及

日本人より為せる事あり、其中に二三の大名の最著明

又一は下之関にて為せる条約を十分に遵修すへきか為、是也、

る成功に至りしといふへし、只当分開化の障碍と云へ事を欲するものなり、故に外国と日本との交際ハ大な用意せる、長州是なり、如此は皆外国人と親睦ならんせる船の下ノ関へ入港せし時十分修復を加ふへき料を外国人の入用として諸品を集め、其貯蔵を建て、困難

如此商法は実に外国人にも亦大名にも宜しからぬ事な明かにしり得て、独り全国の利権を占ん事を望めり、当今大君ハ、日本国の産物より大利益を分つへき事を

きは貿易の法則のミなり、

所の次第に増加する大なる運上を収めて足れりとすへして、只政府には商売の障碍とならざる既に取来れるり、今茲に衆人の望ミといふは、売買を勝手次第に許

自分和睦の説を発し、然も林氏再位に立事なきに於て

次に位に昇れる者より其事を布告し其所置を為す

は、

収むる税の諸品より・ 政府の権を以て貿易市場へ国産を輸送せしむへきは容 す、日本をして富国強兵に至らしむる事疑ひなし、 せは数年ならすして人民及ひ政府の富を増すのミなら テキス諸品ニ掛る税等なり、 如此に所為 今

の一二艘を以て見物人を送るへき免許あらされは、 せらるゝとも、江戸は二十里の遠路なれハ、小蒸気船 国人等も江戸見物の免許を得ん事を希望す、 今度不列巓兵卒等調練の為出府する時、 横浜在留の外 仮令免許 至

る者甚た少なかるへし、

|亜国の戦争尚止ます、然れ共衆説皆和睦に傾きたり、パハ十号之内| し、○我等甚疑ふ、若し大統領林硁退役の際に臨ミて 和睦を好むか故に、其任に当れる者を抜擢するなるへ とするに依り、 我きける諸説に因て考ふるに、 して尚以前に異ならす、方今林硁君の治世殆と終らん 新大統領撰挙の事あり、 南北和親の勢互に懸隔 亜国人民悉く

> 千八百六十五年第三月に於てみつから其職を奉する迄 かるへし、 なれハ、誰氏にもせよ、其位に任せられたる新大統領、 亜国当今の事務に僅たり共或は改正を加ふる事な 両国戦争の関係ハ其時に至て委曲に弁解し

は、

給ふへし、

印度新聞に云、緬甸の王は、

其国より西支那迄轍道を

易なる業なり、

羅巴・印度地方と伝信機を以て交を通するに至るへし、 恵の事件を英人の会社に致せりと、 地を恵ミ、又石炭坑三ツ・礦鉄山一ツ、 造り伝信機をひく事を英人の会社に許し、 然らんには直に欧 其他許多の 且夫か為に

日本貿易新聞第八十六号五〇

元治元甲子年十一月三十日千八百六十四年十二月二十八日

今我等の考に、轍道の成功は尤疑ふへき事なり、

今月二十四日サトトロトの朝九時頃、 堅のミニストル及ひ米英のコンシュル之に扈従せり、 第二十番レヂメント及ひ海軍軽歩兵之を警衛し、 と共に旅館を出立し、 仏蘭西波戸場にいたれり、 ル 2 ゾ ルト君其妻 此時

後、 我等皆彼か急に出立せるを患れとも、 彼か才智を以て、且米仏役人の助に因り、欧羅巴人の 君外国人の為にハ危き時におゐて日本に到着せしが、 道をとり、上海の方珏出帆せり、○はしめルュゾル 川の港よりの慶賀畢り、後神奈川より中国海行長崎に 日本に住するより以来いまた曽て見さる平安に帰せり、 筒を捧け、大砲軍祝砲を放発したり、而してルュゾ 君は仏英の船将に暇乞し、英仏米蘭の軍艦及ひ神奈 ロサ号船に乗込ぎ、海軍軽歩兵及ひ和蘭海軍皆 ウィンチスト ル ル

日本貿易新聞第八十七号我元治元年十二月七日

云ひ、平生に易る事なし、実に感するに堪たり、

浪人清水清次は、浪人賢次郎といふ者の子にして、遠

浪人清水清次を召捕吟味の節白状之趣左のことし

江に生れ、十歳の頃迄父賢次郎と共に諸国を遍歴.

及んて東海道筋のクモスケとなり、 夫より父に別れて其知己の家に寄食し、 少許の金を得たり、 年齢長するに

君彼に代りて米のミニストルプライン及ひ仏のミニス

トルロッチスと共に、

以前に均しき政事を行ふを悦

貴族の子孫なりと、 其父清次に向て云ひけるは、今我浪人といえとも元来 故に清次は何卒武士となりて清水

家を復せんと欲し、其得たる金を以て刀を買ひ、文武

る り、清次は外国人の日本に来れるを嫌ひ、之を嗟嘆 に達したる者の弟子となり、学術を修行する事を得た のミならす、 尚且横浜開港以来、 諸物価の騰貴せし

を嘆きて、常に外国人を賤ゞ悪むの余りに外国人を殺

日

先日大不列顛の役人を殺害せる者療ななり、召捕られ、 外国人も土人も群集見物の中に刑罰に行へり、 吟味の為に横浜に引出さるゝの評判ありしか、 本政府の役人、此者を市中に引廻し、 即 日戸部村にて 此者は 昨日

我等を絶さること必せり、

此役人等心を同し力を合せ居る内は、大君政府

殺害せるやと問ける時、此者答へて、彼役人等を斬

最立たる殺害せる者の一人と見へ、役人之に実に彼を

倒したるに於て我最も功多しと云ふ、辞といひ容貌と

ル

ヅ

ルト君已に波戸場に会せる同僚知己に訣別せる

逃込ミ、例の如く蕎麦を誂へ、 集りしかは、 大に驚き其者を殺害せんと欲せしに、間もなく番兵馳 に走り込ぇ、大声に浪人か来た~~と呼はりけれ \Box 替んと急きしか、 より逃れ出て、 取る物もとりあへす、持たる包を捨て、 忽一計を生し、 長刀を埋めたる地に向て脱走し、 番兵已に押寄たるにより、 関門の外にある蕎麦屋 其間ニ脚半をとり形を 此屋の 大に狼狽 茲 裏

其門に入らんとせしに、此辺に居合せたる者一人門内

事を約束し、

両人共に横浜関門の方に趣き、

既にして

翌廿二日武州•

相模両国の堺なるサ

カイギにいたり、

互に其本国

彼地にて殺害せんと計り、

先月廿一日神奈川を出立し、

此地にて一個の武士と親友の好ミを結ひ、

を名乗合けるに、

の意に叶ひ、

直に朋友の義を結ひ、共ニ外国人殺害の

此人も亦外国人を悪ミし故、

横浜に向て出立し、

に長刀をうつめ、

且旅装等を林中に隠し、

所にて厳敷吟味せらるゝ由をきゝ、

第三月六日の事なり、

害せん事を企て、横浜に来りしハ二月十四日、

茲に短刀をおひたる者一人来りて清次と種々談話せ 二里程隔りたる程ヶ谷といふ所にゆき、其近傍の山 途中にて或る茶屋に休息せしに、 然る処大小を帯ひたる者は 同策相求めて、 余義なく横浜より 夫より再ひ 即西暦 清次 御 中 L 扨翌日に至り、 在処を知られてハー大事とおもひて、 てつけ狙ふと雖も、 外国人の通行するを見、 にて 一夜を明したりへす、蓋し此狼狽にて離散せしなるへしにて 一夜を明したり 一人の浪人此後如何なりたるや、本文に見 浜にハ迚も立入難き故に、 せしなり、 の者多きによりて其意を果さす、此後数度計策を運し 然れ共外国人殺害の儀を暫時も忘れす、 再ひ町人の姿にて関門近く来り居て、 本意を達すること能ハす、若身の 彼等を殺さんとせしか、警固 外国人の鎌倉にゆくを待ち、 再ひ諸方を遍歴

もひ、 ひ、共に鎌倉に往て外国人殺害の本意を遂くへしとお 八幡に参詣し、 藤十郎と云ふ、 直様同伴して彼地に趣きたり、 終りて表門を出、 夫より京都に趣くへき由を聞て大に喜 扨清次は藤十郎の談話を聞しに、鎌倉 此武士ハ下野の生れにて姓名を高 大凡二百ヤル かくて八幡宮に ド間程 も歩行

輙ち其

たる処に、外国人馬上にて来るを見掛しかは、

を殺すへきやと問ひしに、高橋即座に同意しけれハ、身を松樹の蔭に隠し、扨清次、高橋に向ひ、汝外国人

るにより、大に其宿志の叶ひたるを喜ひ、速に此地をしめたり、扨此二人全く死したりと見へて馬より落たへ、高橋は二番に乗来りし者に切掛け数多の疵を蒙ら外国人の左に走り、其肋骨に切付、其外所々に傷を与即持たる笠を投捨て、刀を抜きて、一番に乗り来たる即持たる笠を投捨て、刀を抜きて、一番に乗り来たる

全く町人の姿に変し、追々にけ延たる途中に於て殺害織を手拭にて結ひ手に提け、只脇差一本のミを帯して、方をしらす、是より清次は長刀を捨て、袴をぬき、羽

のかれ去りたり、

此後髙橋は何国へにけ行しか更に行

し稲葉丑次郎・蒲池源八に出会し、相談之上共に京都を通行せす脇道より江戸に入込ミ、兼てより知己なり

へ登る積にて、当月二日江戸表を出立し、其日は源八

せし異人は英人なりし由を承知せり、其後品川の関門

せしに、相州服部村に八郎右衛門といふ富家ある由をに差支、此侭にては迚も京都迄ゆきかたきと種々心配外一人と程ヶ谷迄罷越、翌三日藤沢迄ゆきしに、路銀

迄罷越たるに、用金に差支たれは何卒致借用度、万一清次いひけるには、我等は外国人を切殺すか為に此地

聞込ミ、金子借受可申と、一同八郎右衛門宅へ押込ミ、

)に見伐し、告斤京文)して、自生も是ない匠参りし不承知に於ては切殺したる上家財金銭共に奪ひとるへ

を改めしに、悉く古き二朱金にて、凡五六百イチブあ故、其場を逃去り、地名不知小山の内に於て右の金子しと申威し、若干掠取りしに、百姓共程なく駈参りし

ブ許を外両人に配分し、夫より小田原迄立越たれとも、り、其内過半は極印打ちたる者なり、扨此内二百イチ

戸へ引返したり、扨其後も又長刀をすてゝ町人の体に上京の道中甚危難なるへしと思ひて、此処より直に江

なり、相州ニッパへ遠く逃延ひ、稍安堵の思をなせり、

急を遁れたれとも、もはや此のことき大罪を犯せし上然るに源八・丑次郎の両人召捕られ、清次一人是迄危

役人迫り来る事あらは切殺すへしと、協差を懐中に隠は遂に逃れ難き儀と考へ、又々姿を替へ、もし召捕の

役人迫り来る事あらは切殺すへしと、脇差を懐中に隠

最早奪取たる金子の内八両を或る旅人と金二歩判に取し持ち、千住迄罷越し、彼処にて召捕れたり、其時ハ

云ふ、是に於て髙橋は何地へ逃去りたるや、再応鞠問 替へ、其内イチブ八個半を遣ひ捨て残金を所持せりと せしか、清次は聊も彼の行方を知らさる由なり、 此の

少しも包ミ隠すことなく一々白状に及ひしなり、 ことく清次は大罪を犯し召捕られて吟味を受けしに、

十一月西曆十二月

るものにして、親友サトウの翻訳なり、 右に記せる口書は、清次吟味の一件を洩さす書のせた

日本貿易新聞第八十八号

長州の騒擾将に終りて、再ひ静謐にならんとするの説 **找**元治元年十二月十四日 西曆一千八百六十五年第一月十一日

あり、信すへきに似たり、

をきり、且其党の最抽たる者七十五人を捕へて、和を 都を騒かせし者の中最暴戻なる家老増田を捕へて其首 長州の臣吉川監物、其君を安全にせんか為に、先頃京

長州侯及ひ其子長門守の両人は或る寺院に退居せしと

乞ふ為に之を京都に送りしといる

其臣四十人を殺されしといえとも、猶長州赦免の事を 是に由て見る時は、 且薩摩は嘗て長州の為に其蒸気船を砲撃せられ 諸侯皆了簡違してある事と見えた

周旋せりといふ、

横浜一千八百六十五年第一月二日、即ち日本元 治元年十二月五日、日本貿易新聞の版元五

汝に呈す、此事件は先月廿七日・廿八日サカト晦日両日

我今此頃清水清次一件に就て見聞する所の事の覚書を

見る所也、汝か既に刷する所の説遺漏なしといえとも、 今我贈る所の覚書の中一二汝か未聞所のものあらん゛ 其他の取捨ハ只汝の意にあ

り、

覚書

看客某

之を採用するも亦妨なし、

ク君午膳に臨ミし時、御老中より使者を送らる、其趣 十二月廿三日サホー゙月昼後、 ルセ ルフョル ٢

アールコ

戸近在にて召捕になりたる趣きなり、 意は先頃鎌倉にて英人を殺害せし者の中一人、此度汀 此由を聞てアー

そ、

金の時圭并其鎖を取て此使者に贈れり、爰に於て此罪 人刑罰の為に横浜へ送り来らるゝの由をしれはなり、 ルコック君其悦を表する徴として、直に己れの貴き黄

清水清次の召捕れしは、猥りに己か口より其罪を自負

世

ん 钦是なるを知らすと雖も、後説は其実を得るに近から られし支党の白状に依て蹤跡せられしともいふ、何れ するに依て顕れしとも云ひ、或は先日横浜に於て刑 般の風説にては、先に刑せられたる両人の中銀

遂に召捕れたり、 物の内に、其家の極印打たる古金ありし、銀八其主清 れたり、 次に別れし後、其罪を人に物語せし事より銀八は召捕 且其白状にて清次の罪状明白に顕れ、 清次も

しめ横浜へいたる路にて或る富農の家に押入掠奪せし 八の訛といふ者は清水清次の家僕なる由なり、此者

戸政府の役人に聞へたり、此千住といふ駅は、 斯る事に依て、清次の千住駅の旅店に隠れ居る由を江 より二里半程へだたりたる所なり、

日本橋

罪人を成丈傷疵せす召捕る事、

政府の役人は平生要す

る所なるか故に、屢々僞計を用る事にて、此度も彼罪

眠る時と雖も大なる軍扇を離さす側に置る由を此女よ 引いたし候様申付らる、清次平生兵器を以て身に従ひ、 清次の容子等逐一尋問し、 人と俱に居りし若き女を窃に役人の前に呼出し、 且彼を生捕る為に役人を手 清水

此女に云付、此夜は清次の側を暫くもさらすして厚遇

器なりとそ、此者江戸又は千住に在る頃は、人目を忍 り云ひ上けたり、○此軍扇は斯る人には甚た利なる兵

ふか為に其両刀を必す隠し置ける钬と思はる

は

れ熟睡すへし、其時彼の兵器を奪ひ去て捕手役人に告 飲しむる様に為すへし、然る時は彼かならす前後を忘 Ļ 能く心付て晩餐には最美饌をすゝめ、 醇酒を大に

以て彼の手足に枷す、此時清次初て目覚、 勢彼の座敷の内へ踏込ミ、彼の身に跨り、 よと命せし、○斯て此策十分に期して、此夜捕手の大 此光景を見 直に木械を

破りけれは、 て大に怒り、 る夜具を以て彼に掩ひかけて多勢折重なり、辛ふして 必死の働を為して遂に丈夫なる木械を打 捕手の人々大に驚き、彼か今まて覆ひた

見たる殺害人の中の一人に相違なき由一同に答ふ、其 なきやを尋問せられしに、各孰れも此囚人は鎌倉にて 再ひ彼を紙窓の前に引出せり、○其時証人共一々相違 の望にて、弥相違なきやを証人に熟視せしめんか為に、 を熟視せし後、囚人も暫時退かしむ、其後フロー るに依て、十分に其容貌を見たり、既にして証人共彼 穿ちたる穴あり、其穴より囚人を能く見へる様にした よりは見えぬ様に此紙窓の内に在て、障子に指を以て 囚人は紙窓に対して立たり、役人及ひ証人は囚人の方 されし時、我始て其身軀容貌を十分に見る事を得たり、 にして囚人は、此庁後にて駕より出て、獄の庭に引出 の者并日本役人・英吉利の吏等数人数人待居たり、既(統々) 此獄の庁に囚人を証する為に、鎌倉より来り居し三人 同日昼後四時時ゼッ頃に横浜近くに在る獄へ着せり、 十二月廿七日サカロア江戸より奇麗なる駕に此囚人を 守らさりせは、恐らくは彼必此地を脱走せしなるへし、」 のせ、政府の役人数輩と軍卒多勢警護して送り来れり、 え君

し、故に囚人は顕罪を逃るゝに辞なかるへし、いふたり、之に由て日本役人既に罪状の確証を得たりめかして外国人を一撃の下に殺せしを親しく見たりと内にも兼吉といえる若者は、鎌倉にて此囚人白刃を閃

遂に捕へ得たり、○此時予め彼の兵器を奪はす其家を

本で曰く、汝鎌倉にて外国人を殺害せし者の中の一人水清次といふ者なりと声高に答ふ、其時又サトウ君とス君、彼に一二事詰問したき旨を願ひたるに、日本役人其義は相成難き由を固く拒ミたれ共、終に囚人の姓人其義は相成難き由を固く拒ミたれ共、終に囚人の姓人其義は相成難き由を固く拒ミたれ共、終に囚人の姓及討ふ、日本役人答を為せといふに依て、我は浪人清と問ふ、日本役人答を為せといふに依て、我は浪人清と問ふ、日本役人答を為せといふに依て、我は浪人清と問ふ、日本役人答を為せといふに依て、我は浪人清と問ふ、日本役人答を為せといるに、日本役人を再ひ証人に見せたる後、刑舎の前に退しめ、縄囚人を再ひ証人に見せたる後、刑舎の前に退しめ、縄口人を再ひ証人に見せたる後、刑舎の前に退しめ、縄口人を表情による。

しと雖も、聢と左様なる由を答へしと、サトウ君後になるかと云ひしに、彼か答辞ハ、我等明に理解しかた

に向て坐し、其犯せる罪科の次第を一ト通り流読し聞其時齢二十、二十一位の容貌清秀なる日本役人、囚人

しめし上、死罪を云ひ渡せり、其声色儼然として、人

皆其才に服せり、

始て駕を出し時は手械もせす、厳敷縄も掛けす、只小囚人未死刑を命せられさりし前は寛裕なる取扱にて、

さき木械を両足に枷せしのゞにて、年齢二十五六七位

えたり、○裁許云渡し終るや否や、縄取の下番三人、にて、身体五尺有余にして筋骨逞しく剛勇の壮士と見

俄に苛虐に取扱ふ事、かゝる折日本の風習なりと、直に彼を叱して庁外に引出せし、我聞く、罪人を斯く

たり、○其時囚人は馬に乗られ、荷鞍の上に束縛せらといへとも、其心中はさこそ悲しかりつらんと思はれて、其恐るへき刑罰の云渡しに少しも屈せぬ事を示す斯て囚人再ひ見物人の前に出来りし時、何やらん謡ふ

又再ひ謡んとせしか、声弱りけれハ、側に居たる外国れ、衆人の観に供する為に横浜の市街へ送らる、此時

人に、我何事をいふてある欤汝等理解し得るやと問ふ

て、其謡ふ事を止めたり、

話を仕掛、再ひ勢を得たりと見ゆ、吉田橋の番所を過囚人は通り筋の町々にて、看客の諸人に従容として談此砌我横浜市街へまて始終警衛して伴はさりしかとも、

て六時半時六頃になりき、此頃斯く遅く刑罰を為んこて、やかて仕置の場所江いたりし頃は、日既に暮に及

る時、囚人己れか首を懸る為に用意したる獄門台を見

縛せしか、やかて馬より卸し、刑罰場に接したる囲のと然るへからさる由の議論起れり、初は罪人を馬上に

刑に行はれ度由を促せり、此時始終罪人は傍人に向て気甚しき故に、一二度役人に向て、甚難儀なれは早く中の苞の上に九時裈時近く迄置かれし、此地は湿寒の

又更に悲をも為さすと見へたり、死に臨てよく従容自も、いつれのかれぬ命なれハ、彼に於て喜をも為さす、延さるへきの議に決せり、○彼今爰に一夜を生延ると言笑自若としてありぬ、八時三十分晦過刑罰は明朝迄

終にトウマル駕を此所に舁来りて、再ひ獄中にのせ帰

若として言笑常のことく、

誰か彼に過る者あらんや、

両三事の願を為して、終に彼穴の側に敷き置し苞の上願ひ、且彼の墓に其名を彫付たる石塔を建呉候様等、

き日本役人に向て、我死後其妾をよく心付られ呉候様

掩んとせしに、

我はかゝる物を要せぬ由を云ひて、

重

彼小き穴に近よりし時、延上りて夥多の看客を見やり、他小き穴に近よりし時、延上りて夥多の看客を見やり、人の並列せし中を駕の窓より諸方を見廻して通行せり、人の並列せし中を駕の窓より諸方を見廻して通行せり、人の並列せし中を駕の窓より諸方を見廻して通行せり、上でである。とてある。日本の法にて斯る時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪力落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨ぎて、罪人を駕といる。

りぬ、

事の由也、其時目を隠さんか為に手拭を以て彼の眼をの魂は皆我如く剛強猛烈にて決して死を畏れぬといふ励声してニホンタマシヒカヤウゾと吽へり、○日本人彼小き穴に近よりし時、延上りて夥多の看客を見やり、

携去て梟木に掛たり、

+

時四半時少し過に終に清次の首を討て、速に之を

五 三 -

但既ニ経過候事ニ御座候得共、書中江建白書及侯より以添書内、奏之書面子四月野州大平山屯集賊徒之魁首共より備前侯

奏御座候付而は、同国ニ而兼而相含居候内存此御方様江関係之事件相認、且は備前ニ而執

再拝稽首奉歎願、(五三の1) も可測知哉と奉存候付、写取申侯:

侍従備前侯 閣下江、小臣等草莽巌穴之小人方位を超

過し、天下之御大計彼是申上候は、其罪不軽と奉存候

得共、 先烈公教余薫陶致し、尊

固持し、須叟も不可失墜之所以、聊知覚仕候、苟も列王攘夷之大義は、神州ニ生候者、奴僕ニ至迄、此大義を

趨下流候勢と奉存候、去年八月薩・会之二藩設奸謀、座候、抑当今天下之大勢を窃観仕候ニ、日淪月沈滔々土林候は斯危急之時勢を傍観仕候儀、士林之所愧ニ御

長門宰相を陥れ、七卿を追ひ、

下之人同ロニ薩賊会奸と相唱、賊奸之名ニ定候者廟堂之正議を奉拒隔候罪、実ニ滔天之大悪ニ御座候、天

廟堂之御大政ニも参予仕候事、不可解之一事ニ御座候、

去年攘夷之

輦穀之下ニ横行仕

君臣之大道御正し被遊恭順之誠意御立被遊候と御申立相立及遷延因循候事、不可解之二事ニ御座候、於幕府

玉体候堀田備中守・安藤対馬守誅戮削封之御沙汰無御座、ニ御座候得共、恐多も奉迫

髙藩大屋ニ致安座候事、所謂君臣之大道・恭順之誠意

是則天下之大勢、日淪月沈滔々趨下流候事、小臣等固座候、右三事は天下之大倫大勢ニ関係仕候事ニ御座候、名実相叶候事理ニは無御座候、是又不可解之三事ニ御

は唯々の先烈公之御遺訓、所謂尊

廟堂之大計を奉伺得筋は無御座候得共、

当今之時勢ニ而

より

廟堂之御大計を彼是奉申上候儀ニは無之候得共、 先烈王攘夷之道地ニ落候事と奉存候、草莽巌穴之小人

御座候、乍併小臣等如何様苦心仕候共、単身微力を以公之遺訓地ニ落候事と奉存候得は、焦心裂膓所難耐ニ

座、其人ニも無御座候、只々満腹ニ存込候は、一身之先烈公之遺計を紹述仕候事は、固より其任ニも無御

詔令数々御布告ニ相成候得共、今以横浜一港之鎖閉も不 59

卒

閣下之御不棄を以攘夷先鋒

共

只々憤死悲悶神乱気錯、非分之事も忘却仕、

先

就而は一死之外無他事覚悟仕候、 進退去就、先烈公之遺訓を失墜不仕候様仕度奉存候、 何分此上攘夷之先鋒

之雄鬼と相成、奉拝謝 と罷成、擊刀横槊、醜夷之陣営ニ討入、奮死仕、忠義 先烈公在天之霊事、小臣等之

分ニ御座候、随而同志之者相謀為攘夷祈願、日光山

私闘之所業ニ落入候而は、於大義之上顕然不仕候間 東照宮 御廟所江参籠仕罷在候、乍然叩動干戈、擅為

勅許奉捧度懇願ニ御座候得共 何卒攘夷先鋒之

九重之天攀昇之路なく、空敷巌穴之下ニ悲泣仕候而已御 座候、伏惟 閣下は我 先烈公之御血統ニ被為入、大

候、就中於小臣等乍恐我君公同様ニ奉仰候より、 邦ニ君臨被為在、大義天下ニ顕明いたし、東西牽渇仰 誠以

唐突之至ニ御座候得共、不顧非分冒之誅奉歎願候、 何

勅許を奉捧候様、御周旋被遊下候様、 臣等固より草莽巌穴之小人、非分之願請哉と奉存候得 万死奉懇願候、

> 烈公之遺訓片端をも奉伸度心腸迄ニ御座候、 閣下小臣等之重罪を御宥免被遊下、徴忠之小志を御 伏願 は、

愍察被遊下、攘夷先鋒之

勅許御願請御周旋被遊下候得は、千謝万感不堪結草之思 冒万死奉待罪日光山之廟前候、 恐惶謹言、

田丸稲之右衛門

藤 田 小 四 郎

直元判

元治元年甲子四月

信

判

竹 内 百 太

郎

延秀判

間 敬 郎

岩

信成判

(五三の2) 右江備前侯添書

侍従備前侯閣下

小

仕候者共より封書差越、 微臣茂政再拝頓首謹而奉歎願候、 披見仕候処、間々触忌諱候儀 今般野州太平山屯居

591

叡慮奉恐察、且

神州正気之衰弊と醜夷猖獗侮慢を痛憤悲歎之余、不得止

事之憤実より相発候儀と被察申候、若年不肖之茂政是

非得失も不相弁候得共、実父斉昭存生中兼々教示仕候

王攘夷之大体ニ於てハ少しく耳底ニ存居申候故、昨年来

上京之都度々々愚意献言仕、幕府江も屢意衷申述候儀

ニ御座候、然処於幕府無余儀意味も御座候哉

叡慮御貫徹之実効、只今迄顕然天下ニ不相顕、衆議紛々

鎖港之儀、尚又被 人心不服之趣ニ御座候、乍併当春大樹上洛之節、横浜 仰出も有之、一橋中納言より御請

も申上候事ニ御座候得は、早々実効相立可申様取計候 と奉存候折から、今度大平山之者共より申立候趣ニ御

座候得は、此機会ニ乗し幕議も早急ニ相決可申候間

何卒彼等志願之通

勅許被為成、幕府江 より彼等草莽鄙野之小人ニは候得共、志情之切実ニ至 御沙汰被為成下候様奉懇願候、 素

等彼等微衷之程

而は、

大邦之君子ニも不可恥と不堪感激奉存候間、

朝恩深く奉感戴候儀ニ御座候、 御哀憐被為 塞被下候ハ、、

依之右封書相添、

此段奉

歎願侯、宜御執

奏希入候、恐惶謹言、

松平備前守

備前侍従

茂政判

右伝

奏方江被差出候趣御座候

右之通見聞仕申候間、此段申上候、 以上

丑正月廿九日

南部弥八郎

◇第九○号 (丑正月ヵ)報告 [『玉里鳥津家史料三』]

(表紙)

元治元年甲子之最終冊 西一千八百六十五年第一月廿五日 内百五十人、自から降参し捕へられて、テンコウジと名

せしめんが為に、三人の大名に命を下せり、

然るに右の

貿易新聞 第九十号

正月十六日訳 成

日本貿易新聞

第九十号

我元治元年甲子十二月廿八日 西曆一千八百六十五年第一月廿五日 神奈川開版

右の文は日本元治元年十月の風説書を翻訳した

る者なり

今月五日の暁に於て浪士の徒大に敗北せり、

水戸中納言ハ 大君の近親なるか故に、

城内に在る清水

戸国を取り、且其城を保守す、十五日、 の屋敷内へ逃げ入る事を許されたる由、 水戸領内香取と 田沼玄蕃頭ハ水

民の悩ミ言ふ可らす、故に 余人の徒ハ、所に往来し、老若を殺し、其乱妨に依て人 云ふ地方にて浪士再び大に敗走せり、其内残りたる五百 大君政府にてハ彼等を誅伐

らるへしと云ふ

くる真言宗の寺院に在り、

世人の説にハ、彼等速に罪せ

老にして、当時ハ浪士の頭たる者なり、 武田香雲斎、自称甲斐守 (の誤なるべし) ハ元ト水戸の家

先頃筑波の戦争

兵卒を増し、信濃領の通路なる和田峠に在りて、諸方よ

の時逃りたる徒を引率し、且諸方より人数を招き集め、

此事を聞き、彼香雲斎を追討の為、 り聚りたる浪徒の総大将たる、 依て 幾個の大名を遣せり 大君政府にてハ、

と云ふ、然れとも其後の事ハ未タ詳ならす、

の城を奪取りたる風聞有り、 浪士の徒、甲州 (即ち甲斐国) に至り、此地に在る大君

記者日、 浪士の聚まる事ハ河水の漲るか如しと雖、 人民

り

浪士に信服せず、只

徳川氏の連綿繁栄を希望すと云へ

英吉利商船 附横浜在舶号表

IJ リネ アルギュ ス ۲, ン IJ ァ ・キンド カ ル ۴

> バ ェ ル ッ

ム

1 = ジ ュリ t

ガバ シ

ル

ワ

ゼ

ンドン

۲ カンテ

593

(付箋) 「第二百三十八号」

同軍船 シ ラゼ イウ ソ ij ワ ヤ ヱ ij ス ١ 2 ル ス 1 ン コンケーロ 右十二隻

ル

ケッテ コ ルモラント オスプレイ

口 マンデル セ ヘルン 右十隻

コ ヶ コ

ストレ

ル

ブン

セ

ル

ハ

1

ホック

記

子十月常野脱走之賊徒中山道より越前迄暴行之道之

同軍船 仏蘭西商船 アランチ セミラミ 右一 右一隻 隻

米利堅商船 ベネハクトレス ブランデンビユルグ

ッ ۲ 右三隻

同軍船

シャーメストウン

右一隻

荷蘭商船 プカタリ Ť 右一隻

ヂヤンビ メタリスコロイス 右二隻

同軍船

通計三十一隻

正月十二日成 外山捨八訳

◇第九一号 (丑春頃カ)報告 〔維新前後諸書付33〕 柳河校正浄写

> 十月廿三日 晴天

立山発足、大宮泊り、 入口ニ而少々之砲戦、一人討死、

同廿四日 晴天

手被打、 同所ニ而東ヶ崎浅右衛門打死、

山方朝倉舟士ニ而奸民ニ出逢、辺栗峠にて畑尾山右之

同廿五日 朝より雨降

大沢峠ニ而少々砲戦、 大子奸民追払泊、

月居口・川山口・左貫口防戦泊り、此日月居口ニ而大 同廿六日 晴天

宮立原伝十等家来左貫口より一手寄来り、寺を焼退く、

月居口防戦、武田大夫出馬、 十月廿八日 晴天

川山口追払泊、

同廿九日

月居口ニ而薄手四五人、一人打死、此所雞鳴頃より出 晴天

攻

十一月朔日 晴天

左貫越野州境ニ而黒羽根勢と砲戦、 雲峯寺前通り、

寺

同二日 晴天 川上村ニ而泊り、

立兵粮、藏郷村泊、

同三日 晴天

同四日

晴天

立兵粮、芦の陣屋応接ニ而通る、 鍋掛鯉堀多宿ニ而泊、

高久村昼飯、 同所早泊り、 此所江黒羽根領人歩大勢集

居 同五日 晴天

奈須重ケ原通り、立兵粮、石上村泊り、(野タ) 夜八時頃より

同六日 八時頃より雨降 出立、八重田山田二而夜中休、

大宮村絹川舟渡アリ、小井村泊、

十一月七日 四時頃より晴 鹿見夜五時着泊'

日光道中大沢横切、

同八日 晴天

例幣使道中、 金崎宿立昼大柿泊、

同九日 朝より雨降、 七時晴

立兵粮、葛野宿早泊、

同十日 晴天

昼兵粮なし、梁田宿泊、

同十一日 晴天

太田早泊、

同十二日 雨降

同断滞留、

同十三日 晴

太田昼頃より出立、利根川渡アリ、此所応接ニ成、押

江着、朝飯休※、

而通ル、小松少々後レ召捕ニ相成、

十四日明方本庄宿

上州真井泊、此所陣屋アリ、(=カ) 同十四日 晴天

同十五日 晴天

市ノ宮昼、是より峠越、下仁田泊り、

此峠迄尤某二人

出廻、

同十六日 晴天

此日朝より梅沢口と申所江上州高崎勢三百人計寄来、

アリ、 必死之戦、味方大勝利、寄手廿四五人打取、生取大勢 大勇根本繁蔵打死、其外両三人打死、大砲四挺 (大曽根繁章)

得ル、梅沢口民家十軒余寄手ニ而放火、元宿関所越泊

り、

同十七日 晴天

信州平賀宿泊、此間内山峠あり、 上下五里程難所、 信

州之奸民橋一ヶ所落し置

同十八日 晴天

野沢宿昼、中山道江出ル、望月宿泊

長窪昼、 同十九日 和田宿泊、 四時頃より大雨 此夜薄井蔦太郎出奔、

同廿日 晴天

和田峠ニ而諏訪・松本等と合戦、 大砲合薬沢山得ル、味方四五人切死アリ、 必死なり、味方勝利 奇兵隊ニ而

諏訪勢追行、此所も諏訪・松本ニ而放火、下諏訪ニ而

夜明ス、此所家ニ人不居、

同廿一日

晴天

伊奈郡昼、上郡泊、(部カ) (上穂カ)

同廿三日 晴天 伊奈道中平正宿昼、松島泊、

同廿二日 晴天

飯島昼、片桐泊

十一月廿四日 晴天

飯田城下応接ニ而通る、飯田より昼飯出る、

此夜鮎沢•浅田•黒田•原田作平出奔、

同廿五日 晴天

上清内越・下清内越、飯田より出張関所応接ニ而通る、

駒場より一里程行返し閑道ニ入、極難所峠アリ、二ツ、

同廿六日 四時頃より雨降

木曽妻籠江出る、是より馬籠峠アリ、

此所二而雪二逢、

馬籠泊

中津川昼、此所慷慨家アリ、 同廿七 晴天

味噌付餅セツタイ出る、

大井泊、

同廿八日 晴天

大久手・細久手、此間十三峠アリ、 おめこ松アリ、

同廿九日 晴天

大田川船渡アリ、

慷慨家アリ、

宮水観音景地也、

川向

ニ犬山城見ゆる、 僅十丁計なり、鵜沼泊

同晦日

鵜沼より二里程行閑道江入、麁原八幡アリ、安久多見

村舟渡アリ、陣屋アリ、髙木村・三玉戸村両宿泊、

十二月朔日 大雨

昼飯なし、井飛宿、此所陣屋アリ、応接ニ而泊り、

同二日 少々曇

谷汲より十丁計前通り美濃難所江入、此日薩州人来る、

金原村•日向村両宿泊、

同三日 晴天

三里計行、永峯ニ而泊、

同四 日 晴天

蔵見越二里、 灰星峠四里、 秋生村大野より出張、

辺村々放火ニ付、一人も家ニ居らす、

同五日 朝より大雪

大野ニ而放火、中島泊、更ニ家なし、蔵或は橋之下ニ 此間谷道也、本戸・黒戸等五ヶ村ニ而家数百五拾軒程、

而泊、

同六日

此間二り、笹又峠アリ、 朝雪雨降

難所なり、

越前木ノ本泊、

同七日 晴天

七時頃より雪雨降、 脾田村・法橋村一里半峠アリ、

大

本村泊、

同八日 折々雪降

千代谷より谷口江一里峠アリ、 此辺ニ而正武隊追々遅、

同九日 折々雪降 東又泊、

此間峠アリ、 彦根兵七百人計泊り、府中江行後ニ而宿々人不居、今 桜谷・仙本茶何も谷道也、

今庄宿昨八日

同十日 雪降 庄宿泊'

此通

597

正武隊等追々大勢後レ候付、 同所ニ而滞留、

同十一日

二ツ家関所アリ、木ノ根峠アリ、此所江加州家より大(サタク)

同十二日

勢出張、隊士永原甚七郎応接ニ成、新保泊、

加州侯固江応接ニ出ル、 滞留

滞留

同十三日

同十四日

滞留、 此日、加州侯ニ而一橋君江呈書取次、

同十五日十六日

滞留

同十七日

此夜、天・龍・寄三隊、 加州陣中葉原江引移、

同十八日十九日

滞留

同廿日

同 加州永原応接ニ来る、

同廿一日

加州より応接ニ通る、 人数十人程、

同廿二日 朝晴天

加州江武器引揚、軍門両口江出来る、

同廿三日 朝より雪降、夜中大雨

敦賀本勝寺江着ス、

同廿四日

雪降、大風、

七時頃より止ム

出立、

同廿七日 同廿五日 晴天、諸隊宿坊釣鐘堂前ニ分る、 朝より雪降 同廿六日

四時頃より晴

同廿八日 四時頃より小雨降 同廿九日 晴天

終

◇第九二号 丑二月八日報告 [維新前後諸書付24]

(付箋) 「第二百五十二号」

此度野州表残党武田耕雲斎始として浮浪徒美濃路大垣 子正月中旬到来一橋様附より紙面之写 成、

同所江会津人数•余四麿殿•小田原侯御逗留二相

賊兵追々越前より北国之方江敗走之様子、

依

弐挺•小筒五拾挺、

諸品共不残加州侯家来江差出、

書之通ニ而御陣列相揃、

同日夜大津御本陣御泊ニ相

成候処、

禁闕ニ迫り候段、早打ヲ以戸田采女正殿より訴出候ニ

付、不取敢橋府御参

仰付、 入ニ而、 服裁附共御渡被下、 戸余四麿殿、 月三日朝五ッ時御陣揃、 内之処、 しニ相成候、 始京都之大小名御加勢として御出張相成、 直々御差図有之、実以冥加至極、 小子共儀は羅紗金筋入着用、 此度は水府之徒を討手惣督被 会津侯人数其外領分近諸侯方、夫々操出 且橋府御出陣ニ相成候ニ付而は、 御目見已上金筋入、已下之分四筋 御先陣加賀中納言殿人数、 殊ニ御側備被 一同勇気盛 仰付、 橋府ニは当 羅紗胴 守衛職 水 K

武所方・鎗剣方・御馬前当炮小子共御左右相固、其外勢千八百人程、御先歩兵・大炮方・小筒方・別手組講して、高名其余討死之覚悟ニ而勇々敷出張、御陣列惣

十六日海津宿江着仕御滞陣相成、御家老松浦加賀守殿り、一同難渋仕候、乍然勇気不落、山々を踏分ケ、同ニ相成、北国海道辺は何れ之駅ニ而も雪四五尺程降積今津宿御泊、夫より江州越前之境江州海津宿江御出張之同十三日大津宿出立、堅田泊、夫より大溝宿御泊、

方二小隊、御目付織田市蔵殿差添出張ニ相成、御先陣

越前敦賀迄別手組弐百人・大砲六挺

|• 炮術

為御名代、

尽キ、夫々野州表ニ事変り、厳重之手配ニ而脱走致し新保と申所迄、右諸侯方御出陣ニ相成、賊徒卑兵種茂加州侯・余四麿殿・彦根侯其外諸侯方、浮浪屯集越前加州侯・余四麿殿・彦根侯其外諸侯方、浮浪屯集越前

言殿御指揮ニ而加州始弥戦争ニ御評定相極候処、其夜候事も不相成程ニ而当惑之様子、然ル処同廿一日中納

加賀侯陣中江一橋殿江歎願之筋有之上京仕侯儀ニ付、言殿御指揮ニ而加州始弥戦争ニ御評定相極侯処、其言

書差出候処、御取用無之、無論ニ討取候様一橋殿御指諸侯江戦争仕接戦仕候義は毛頭無御座抔と、種々歎願

日浮浪千八百人余降参申立、同廿二日武器類・大炮拾揮ニ而、弥惣掛りニ戦争之事ニ決定致し候処、同廿二

賊

守殿・御目付由比図書殿、海津より新保迄御出張相成、 徒加州侯家来江不取敢御預ヶ、為検使大目付滝川播磨

右ニ付荒々平穏ニ相成、 同廿三日御帰陣之旨被 仰出、

同所出立、御出陣之通御泊ニ相成、廿五日大津宿迄御

帰府、 弥廿六日御帰京相成候事、

今度松平伊豆守殿為御名代追討御出張、大炮歩兵小筒

組其外御供ニ而、当月十四日大津宿泊り、夫より京地

成候由 ニ御滯留相成、御用済尾張殿・紀伊殿ニも御引揚ニ相

京地より出張致し候北江州海津迄廿三里余ニ御座候、

十二月廿六日、無滞御供仕、九半時京着、御旅館江御 帰陣相成、先々一同安心仕候、右ニ付為御祝儀廿八日

一同江金五両宛被下候、同出張先江州表ニ而山狩御供

惣出仕有之、御酒•御吸物被下候、同廿九日御供之向

致し候ニ付、当方一同江別段之思召を以、御手元より

金弐拾両為御褒美被下置、難有難尽筆紙実以難有奉存

候、

当月下旬頃ニ相成候ハ、、又々大坂表海岸為御見置御

罷下り申候

出張ニも可相成由之達有之、

当月四日初而御参

之徒江州辺江屯致候節、早速出張

内有之、夜九ツ時御帰館ニ相成、然処橋府去子年浮浪

御満足

思食候、依之 御中軽賜候事、

右之通御座候、已下略ス、

正月十七日右同断

為見届罷越候処、右見届之上今廿七日芸州表江帰着仕 私儀、兼而御届申上候通、 尾張前大納言殿依指揮長防

此段御届申上候、以上、

十二月廿七日芸州日付 石河佐渡守

正月十五日御用番和泉守様江

|拙者儀、急速御用向有之候ニ付致参府候様、尾張前大(三の1) 納言殿江御達有之、依之芸州表今廿九日致発足候、此

当月廿日頃ニは大坂表江

越候

右

御城附より被差出候由、

仰出候ニ付、京都表江は不被相越、

越、早々参府被致候而可有御座候、

此段申達候様被申 一旦尾州表へ被相 在候間、長防追討相済候ハ、早々出府被致候様被

参府之節上京被致候ニ不及、御都合も被為

一五

正月廿三日

段御届申達候、以上、

稲葉民部大輔

十二月廿九日

拙者儀、今般急速致参府候ニ付、(三の2) 日市中江致滯留罷在、家来其外彼是支度等致度、 在所表通行之節四五 尤御

用中之儀ニも御座候間、 入城差扣申候、此段御届申達

候、

、以上、

十二月廿七日

稲葉民部大輔

尾張前大納言殿当月四日広島表発途被致候積御座候処、

内藤紀伊守様御事

松平和泉守様御事

当職中久々重御役も相勤候義ニ付、 城於羽目之間御機嫌相伺候様可致旨被 折 々登 仰出之、

右御両人

正月廿五日為御機嫌伺登城、於 御座間

御目見 御懇之 上意有之、

一六 正月十二日御用番様江池田信濃守様より御届

堀石見守殿信州伊奈郡清内路 御関所御預之節、 脱走

被 之賊徒共致通行候ニ付、 家来之内番頭役合田肇ト申者、前条之始末奉対 仰渡候間、其段在所表江申遣候様可仕候処、 其節勤番之家来共押込置候様

勤番

已前切腹仕候段、 公辺奉恐入候段申立置、 在所家来之者より申越候、石見守殿 被 仰渡之趣同人江は不申渡

逼塞中ニ付、此段以私御届申上候、以上、

西部**儀右衛門** 池田信濃守家来

子十二月廿九日京都御目付様へ差出候

七拾七人

武田魁助手合

宿所摺本屋

六拾三人 川瀬書蔵手合 同

小監察有田八郎手合 同 伊 左

五拾四人

川上清太郎手合

同

三郎左衛門

衛門

メ弐百五人

背負具足櫃一荷 鎗弐拾筋 但し銘々名札付有之、

○柳箇理弐ッ内品物入

右葉原駅江引取候人数書并武器等引取置申候、 紙合羽壱枚 但し三口共難波源之丞所持

新保村

江相残候分は追々御達申候、以上、

子十二月

赤井伝右衛門

永原甚七郎

不破亮三郎

成候加州家来永原甚七郎江浪徒共より一橋様江歎願之 筋申入候ニ付、同人取次遣し候得共、其儀ニ不相成旨

是又取次中納言殿江申上候得は、小勢之場所は戦争之 上押通置、今更大軍ニ而被取囲困迫致候迚降参抔申入、

之御沙汰故、其段申渡候処、降伏之旨尚永原江申入、

旨御下知、依之永原浪士へ対し其趣申聞、且種々執成 以之外之儀、右は大罪之者共ニ付壱人も不残討取可申

可申旨、其用意可及、併食料乏敷候而は難渋可有之、

いたし置候得共、御聞入不相成、此上は戦争之上討取

其上闘争可及旨申渡候得は、浪士より右様御懇志之方 依而米成金銀成入用之品可申立、拙者計ヲ以送り可遣、

江敵対之儀は仕不申、我々共兼而一命は抛居候間、何

居候、 れニも御差図ニ随ひ可申旨ニ付、夫々生捕ニ致し候由、 勿論武器大小等は取揚候得共、縄は不掛加州家江預り 人数八百人程、武田親子越前家ニ而預り居候由、

但浪士共雪ニ迫り、殊ニ食料尽、不得止右様相成り

候由

加州家風説

常野脱走之徒、越前地ニおゐて、一橋様先手御頼ニ相

右は加州藩より承り候趣、

紀伊殿参府之儀、為伺年此節使札差越可被申哉ト相伺 正月廿三日紀州殿御城付より被相伺候由

候処、書面之趣は、此度は別段使札差越ニ不及、御定

例之御時節参府被有之候様可被申旨、 御附札ニ而御沙

丑正月三日御用番様江

汰有之由

御預り降参人之儀、兼而伺済之通相心得、夫々手当方

人之内百人程相煩、多人数之事故十分ニ手当薬用等品々 仰付置候処、此節疫邪流行追々伝染仕、百廿四

叶者出来可仕哉も難計心配仕候旨、御在所役人共より

為仕候得共難行届、此上猶又病人相増、自然養生不相

申越候、此段各様迄申上置候、以上、

正月三日

久世謙吉様家来

丑正月廿一日御用番和泉守様江

発足、同十五日参府為仕候間、右之段御聞置可被下候、 同性式部大輔儀、国許窮民共為取扱休足罷在、当三月(姓) 中参府可為仕筈之処、都合向も御座候ニ付、来月七日

以上、

正月廿一日

上杉弾正大弼

一 丑正月廿三日御用番和泉守様御宅江家来呼達之二

松平播磨守 松平大学頭

請方より請取候に付、引渡候様可被致候、 高田松平大炊上ヶ屋敷、 是迄両家ニ御預ヶ之処、 御普

正月

Ξ

正月廿四日右同断

大久保加賀守

御使番三好内蔵助•牛込忠左衛門、箱根御関所為御取

締被差遣置候処、 此度帰府候様相達候ニ付、 此段為心

得相達候事、

元治元子十二月願出候書付

共先此義ニ不及旨被仰渡候、然ル処近年別而武備御盛 月廿九日本多越中守様御付札ヲ以、奇特之事ニは候得 政元寅年十二月中当番同性小八郎奉願候処、翌卯年正(タイ) 身分不相応之御武役も相勤度、既ニ異船渡来候砌、安 録頂戴罷在候為冥加、不肖之者ニ而は御座候得共、兼々 仰付候処、当時業家之様ニ成行、甚以歎ヶ敷、代々恩 神君様御深慮ヲ以、士気為可被相励御陣中江も御供被 私共音曲之儀は芸家戳翫之筋ニ而は無御座、乍恐

以上、

ニも相成候間、

十二月

幸若弥次郎

幸若民弥

幸若小八郎

一丑正月廿九日伝聞書五

名主宅にて金子を奪ひ、俊達は先達而上方江出立、清 召仕を本妻ニ直したるにて、年廿四五才、乳児壱人あ 下ニ可相成よし、田中俊達年齢三拾五六才焦昂、妻は 昨年横浜ニおゐて斬首せられ候清水清次が白状ニ依て、 り、清次は田中の食客ニ而、俊達ニ随ひ外国人を殺し、 今度京師ニ於て肥後藩之医師田中俊達被召捕、近々差

事、俊達は桑名表縁者之方江参り候趣披露いたし、中 り桑名表并京師江御達ニ相成、其上為追手町方同心四 山道旅行之旨申唱、甲州路より京都江登り候処、官よ り候噂も高く、進みかね引帰し千住ニ潜伏、被召捕候 次は跡より出立、東海道ヲ登り候処、先々人相書相廻

廉被

候様奉願候、仮令今般右兼帯被仰付被下候共、別段其 も御座候得共、何卒私共今般武帯兼帯ニ被仰付被下置 育之御時節ニ相成候ニ付而は、右越中守様被仰渡候趣

仰付被下置候様奉願候所存ニ而は無御座候、不

は、冥加至極難有仕合、且は同性共平常武芸心掛之励 肖之者共自然之節ニは武備之御用向も被仰付被下置候

何卒右願之通御聞届被下置候様奉願候、

人正月四日出立候処、京都町奉行手ニ而召捕相成候、

立いたし、出途かけ親類江立寄之節、於丸之内辺ニ捕 妻は川越江逃去、跡より上京之約束ニ而、頃合不知出

押、尤駕籠之者迄も同様被召捕候事

一 丑正月十五日

伯耆守

豊後守

京ニも可相成哉ニ付、 別段之以

仰付候付而は、彼是物入多、

殊ニ暫く在

此度上京被

仰付之

思召、御内々金五千両拝借被

(一六の2)

此度上京被 仰付候ニ付、別段之以

伯耆守

思召、御内々拝借金被 仰付候得共、旧冬差急日光表

京ニ茂可相成哉ニ付而は、別而難儀たるへくト被 江罷越、且又今般急速之上京彼是物入多、殊ニ暫く在

思召候ニ付、猶又出格之訳ヲ以

御手許より金壱万両

被下之、

右於御用部屋和泉守申達書付渡之、老中列座:

丑正月十五日御用番和泉守宅江家来呼達ス

安藤理三郎

程茂難計趣ニ付、 養祖父対馬守儀、格別慎方も宜、此節病気ニ而快気之 格別之御宥免ヲ以、月代致し居間内

可被致候

歩行致候義は不苦との事ニ候、此段対馬守江申聞候様

| 正月十四日御用番様江御届|

今般毛利大膳父子服罪長防鎮静二付、 大納言殿芸州広島表発途被致入京候ニ付、 明後四日尾張前 私儀今日同

正月三日

所出立入京仕候、此段御届申上候、以上

成瀬隼人正

五正月十五日御用番様江因州侯より九

相模守儀、長防為追討伯耆米子表迄出馬仕候処、

被差遣候処、去月十一日御同所様より御呼出ニ而、粗 早速同所出立可仕之処、、雲州路より芸州江之道路難 汰も可有之旨被 - 仰渡候、依之其侭米子表江滯留罷在 表江滯留尽力致シ候様、其内御樣子ニ寄猶出張之御沙 御用済ニ茂相成候付、先広島表江出張ニ不及旨、米子 所多之上、宿々人家少之趣ニ付、家来荒尾駿河広島表 前大納言殿より芸州広島表迄出張候様御達御座候ニ付、 此段御届申上候様申付越候、以上、

正月十五日

松平相模守内

子十二月七日美濃守様御宅江家来呼達ス

松平飛驒守

仰付候間、守衛向厳重可被心附候、依之上野山内御警 播州兵庫御警衛、酒井雅楽頭ハ御免、為代り其方江被

子十二月廿四日同断

衛は御免被成候

牧野越中守

仰付候処、当節諸藩御役当分御人操御差支之折柄ニ付、 岸御警衛御免被成候、右ニ付泉州御警衛代之者可被 北条遠江守儀、大坂表御警衛被 相模守代りは不被「仰付候、若又代り之者無之不都合 仰付候ニ付、泉州海

一 子五月廿四日御用番井上河内守様江仙台侯より二二

ニも候ハ、猶可被相伺候

賞ヲ奉蒙候は恐懼之至奉存候ニ付、 私儀御国事格別尽力行届候由被 奉願上候処、去ル六日二条 御推任被 仰出候得共、更ニ寸功も無御座、右様厚キ 御城江家来御呼出ニ相成、 仰立、宰相 御免被成下度旨

御所よりも被 格別之訳ヲ以 仰出

仰候儀ニ候間、彼是無心配御請可仕旨、

勅許之上被

御沙汰候を重々奉辞退候は奉恐入候得共、私熟反求仕 御書付ヲ以被 仰渡候、斯迄厚キ蒙

候処、既ニ先願ニも奉申上候通ニ而、近年廟堂 仰付候段、幾重 御事

多之折柄、何之微功も無之高官ニ被

候得共、自国は勿論蝦夷地領分海岸手当ヲ始、昨年上ニも奉恐入候、且又連年領内疲弊、郷民之艱難不忍見

京今年之出府、民間撫恤之暇無之、殊ニ外夷之御所置

追々被

籠策を用候は如何ニも不安道少、有士民之上たる身ニは領民ヲ臨ミ艱難ヲ救ニ無由、独過分之高官奉辱身之已、他念無御座、上は「廟堂ニ対シ尺寸之功なく、下茂疲、自然民心不折合、蕭牆ニ変茂難計ト日夜苦心而茂疲、自然民心不折合、蕭牆ニ変茂難計ト日夜苦心而

係り無拠奉申上候、願くハ他日御国事万分一之功を奏再応奉辞退候は恐縮此事ニ奉存候得共、一家之安危ニ勅命(台命厚キ被)仰出ニ背キ、「思召之程も難計、

して、実ニ戦競ニ不堪奉存候、

尊命候は如何計難有奉拝戴候間、当今之処何卒奉恩免シ、下領民飢渇之危難をも救候時を待、奉蒙

成奉願上候、以上、

候様、深く御賢察之上奉願候通被成下度、尚又宜御執

五月

松平陸奥守

t 右之通見聞仕候間、此段申上候、以上、

二月八日

(付箋)「第二百五十六号」

◇第九三号

丑二月十三日報告 [維新前後諸書付25]

元治元子年十一月十一日芸州表於草津長州家老両人一

り申渡候様と之儀ニ付、則今日申渡候間、御趣意之趣張前大納言殿より改而被 仰渡候御趣意有之、拙者よ今度主人大膳父子末家ニ至迄御征伐被 仰付候付、尾御呼出御目付戸川鉡三郎殿より御達之写

申渡之覚

大膳父子家来末々迄威徹致候様

右之歎願ニ托し、其意強訴、国司信濃・益田右衛門介毛利大膳儀、兼而入京ヲ禁する処、陪臣福原越後を以

等追々差出候処、寛大仁悲ヲ以て雖扱之、更ニ悔悟之

炆 意なく立を左右ニ寄、不容易意趣含、既ニ自兵端を開

信濃ニ授る由、 禁闕発炮候条、 全軍謀顕然ニ候、旁防長江押寄速ニ可 其罪不軽、加之父子黒印之軍令状国司

令追討之旨

前守、 御所より被 仰出、惣督尾張前大納言殿·副将松平越

ひ 朝廷幕府之命を奉し、 罪を正すもの也、 諸軍を卒ひ、長門・周防ニ相向

十一月十一日

同月十四日諸藩江御達之写

攻掛り日限之儀、重而左右相達候迄攻掛可被見合候事、 毛利大膳父子事、 伏罪之姿も相顕候ニ付、当月十八日

十一月十四日

一四

同月十九日御達之覚

尾張前大納言

先達而戸川鉡三郎より申渡候追討之御主意之趣ニ付、

吉川監物を以申出候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膳

三老臣之首級は余謀之輩斬首之儀も承届、五卿之儀茂 申出候通無延引可差出候、且右ニ付附属之脱藩人は始 父子恐入之次第、自判之書面ヲ以早々可申出候.

末も早々可申達事、

益田右衛門介始三首級、吉川監物江差遣候筈ニ付而は、 山口之儀は新規修築之事ニ付、早速破却可有之事、

即刻監物江引合渡遺方宜取計候事、

但右之次第国泰寺警衛之輩江申談置候事、

一五 十一月廿四日御達之写

何相定候為可相成哉承度候間、重臣之内国泰寺対方行 毛利大膳儀、謝罪之運ひニ相成候ニ付、 些之御所置如

届候者、来月五日迄ニ広島表江可被罷出候事!

不懈様申付、自身軽隊ニ而広島表江早速罷出可被申 但本文見込之趣直々被申達候付而は、 持口之兵備ヲ

六

尾張前大納言

十一月廿四日

子十一月廿三日惣督尾張殿御陣江差出候書付写

三家老之首級差出奉備(六の1) 候儀も御聞届被成下、五卿方猶右江附属之脱藩人等之 御検使、并参謀之者共斬首仕

義始末可仕様との御事

山口之儀は新規修築之事ニ付、早速破却可仕との御事、 右之廉々御書付を以被 仰渡候趣、大膳父子江申達

仕候、此段御届申上候、以上、

十一月廿三日

吉川監物

| 先達而戸川鉡三郎殿より被(六の2) 趣ニ付、私より申出候謝罪之廉々御座候得共、猶大膳 仰渡候御追討之御主意之

仰渡之趣、大膳父子江申達仕候、此段申上候、以上 父子奉恐入候次第、自判之書面ヲ以早々可申出旨被

十一月廿三日

吉川監物

同月廿六日御同所江差出候別紙共三通、

左之通

平常之緩セ罪科難遁、依之寺院に蟄居恐惶罷在候

三家老云々々々々々

山口之儀は新規修築之事ニ付破却之事、

右之廉々吉川監物江被 仰渡之趣、謹而奉畏候、以

十一月廿六日

毛利大膳

一先達而戸川鉡三郎殿より被(七の2) 趣ニ付、吉川監物ヲ以申出候謝罪之廉々は御座候得共、 仰渡候御追討之御主意之

仰渡、謹而奉畏候、以上、

猶私父子奉恐入候次第、自判之書面ヲ以可申出旨被

十一月廿六日

毛利大膳

一私家老益田右衛門介・福原越後・国司信濃、去七月於(七の3)

御差図奉待候処、却而過慮ニ相当之儀奉存、此度厳刑 輦下騒擾之始末深奉恐入候、就而右三人之者禁錮申付

首申付、委細吉川監物を以申上候通ニ御座候、私父子 ニ所し、首級奉備 御検使ニ候、并参謀之者共一同斬

元治元甲子年十一月廿六日 毛利大膳書判

毛利長門書判

末家中より歎願書

私本家毛利大膳家来益田右衛門介・福原越後・国司信(ハの1) 濃、去ル七月於

輦下騒擾之始末深奉恐入候、右ニ付三人之者禁錮申付御 緩セ罪科難遁、依之寺院蟄居恐惶罷在候、何分 付、委細は吉川監物ヲ以申上候通ニ御座候、全平常之 厳刑ニ処し、首級奉備御検使候、并参謀之者同斬首申 差図ヲ奉待候処、却而過慮ニ相当候儀ト奉存候、此度

御沙汰薼而奉待候趣、大膳父子奉歎願候処、右件ニ付 而は末家之私儀彼是ト輔翼筋不束之儀共、於私多罪重

科奉恐入候、寺院閉居罷在候儀、実ニ私身等如何様之 御厳科被 仰出候共、其分御請可奉申上候念願ニ御座

御寬大之御仕置被 候間、何卒格別之 御仁恕ヲ以、大膳父子罪科一等 仰付候様、泣血奉懇願候、誠惶恐

頓首敬白

元治元甲子年十一月廿四日

毛利淡判書判(路)

| 去七月本家大膳父子・家老益田右衛門介・福原越後(^の2) 国司信濃於

輦下及騒擾侯段、深奉恐入侯、就右三人之者所置厳刑首

而示メ方不行届ニ付、罪科難遁、依之退城謹慎罷在候! 級奉備御実検并与謀之者一同斬首申付候、是全父子兼

之趣篤ト被 聞召分、寛大之 御沙汰被 仰出候様 此上之 御沙汰奉待候次第、於私も深奉恐入候、右等

謹而奉歎願候、以上:

元治元甲子年十二月朔日

一 右同文言

元治元甲子年十二月朔日

毛利讃岐書判

毛利左京書判

前大納言殿去月廿四日京都江被致到着候、此段申達候 元治二丑年二月二日尾張殿御城付より被差出候由

様被申付越候

610

鎮静異儀無之旨ニ而、同日討手之面々陣払可致旨、

旧蠟当所発足、長防江入込、同廿七日帰着被致、

両国 前

大納言殿より御達ニ付、

諸家之人数追々引揚、

前大納

前大納言殿今般

公方様 御上坂之儀更被 仰出候ニ付、 御用有之候間

有之候付、御請被 暫滞京候様被 仰出候段、伝奏野宮中納言殿より御達 仰上候、此段申達候様被申付越候

 $\overline{\circ}$ 丑正月廿四日御用番和泉守様江芸州侯より

旧蠟廿八日悉為引払、尤口々要所江は警衛之者差置申(鱧)

此段御届仕候、以上

正月廿二日

(一〇の2) 紙2)

毛利大膳父子追々致伏罪西国鎮静之趣二付、為御見届

尾張前大納言殿御名代石河佐渡守•御目付戸川鉡三郎'

松平安芸守

別紙御届仕候趣ニ付、(10の1) 兼而西口出張罷在候先手人数、

正月廿六日

| 今般尾張前大納言様より別紙之通御達御座候旨、(| 一の1)

国許

同月廿六日御用番様江

正月四日

松平安芸守

より申越候ニ付、此段申上候、以上、

福永助左衛門松平安芸守内

(一 別紙 2)

毛利左京

毛利淡路

吉川監物

毛利讃岐

督府江相達筈候間、得其意宜取計候事 此以後督府江申達候儀は、芸州家江申出有之候得は 毛利大膳家老共

言殿ニは今日当所御発途ニ相成、 此段御届仕候、 以上、 其後長防相変儀無御

611

同廿九日御届書出候由

中川修理太夫

猿ヶ辻御警衛被成 御免、 稲荷山宝培寺門前御固メ被

仰付旨、右同断、

| 去ル十日所司代松平越中守殿江京都詰用達之者被呼出、(1101)|| 正月廿七日御用番様江間部侯より|

別紙之通以書付被仰渡候間、早速人数差出可申段、在

所表より申越候、以上

正月廿七日

間部卍治

十二月晦日

同門前御警衛御番所大久保加賀守代被仰付旨、伝奏衆

戸田栄女正

より申達候間、右同断

(一二の2) 別紙

代り被

同様被仰付候間可被申含候

正月

伏見より宇治橋辺迄御警衛、市橋壱岐守・小出伊勢守

仰付候ニ付厚可相心得候、尤戸田栄女正江も

· 十二月十二日於大坂表達 四

建部三二郎

御免候、依之同人跡持場之儀、暫之内一手ニ而請持

仰付、市中廻り被成

柳対馬守当分尻無川御警衛被

候様、御城代より達有之由、

一 正月廿八日

佐竹右京大夫

牧野越中守

松平中務大輔御役中、其方永田町中屋敷家作共拝借可

正月十日

朔平御門井伊掃部頭代り被仰付候旨、所司代より達有

御用

正月廿七日御用番様江

被 仰付旨、中務大輔江相達候間、得其意可被談候事、

正月廿六日

井伊掃部頭

| 去ル十日御所司代松平越中守殿より家来之者被召呼、(|八の1)

別紙之通御達有之候間、

此段御届申上候様、

掃部頭申

付越候、以上、

| 正月廿一日御用番様江彦根侯より|

御法会之節々 御名代被 仰付候ニ付、此度 御神忌

付候、此度毛利大膳父子悔悟服罪致し候ニ付、御進発

候旨被 仰出候趣も有之候ニ付、此度 御法会之節

御名代は不被

仰付との

御沙汰候事

は不被 遊候得共、時宜ニ寄尚被 仰出候儀も可有之

其方家之儀は、前々日光山 御神忌

手をも被 仰付候ニ付、酒井雅楽頭江 三付 御名代可被 仰付候処、先達而御進発之節御先 御名代被 仰

正月廿一日

外保田庄司井伊掃部頭内

(一八の2) 組(二八の2)

門加賀中納言代り并山崎表御警衛酒井雅楽頭代り被 朔平御門御警衛被 仰付置候処被成 御免、石薬師御

仰付候、厚可相心得候

正月廿四日御用番様江松山侯より

父子服罪ニ付国内鎮静之体為見届候処、異儀無之候 去月廿七日、於芸州表尾張前大納言様より、毛利大膳

依而討手之面々陣払可被致旨被

越候、此段御届申上候、以上、

足、道中無滯候得は来月六日着府之旨、大坂表より申

召ニ付、牧野越中守と交代、去廿一日大坂表発

名

正月廿七日

仰付候ニ付、隠岐守

儀当正月元日松山表江凱陣仕侯旨申越侯、此段御届申

上候、以上

正月廿四日

松平隠岐守家来

一去十二月廿七日、於芸州表尾張前大納言殿より、毛利二〇

在所今治表江凱陣仕候、此段御届申上候、以上、 依而討手之面々陣払可致旨被仰達候ニ付、私儀昨朔日 大膳父子服罪:付国内鎮静之体為見届候処異儀無之候、

正月二日

松平壱岐守

一三河守儀、長防討手石州路之二ノ手被仰付出張罷在候ニー

正月廿五日 徳山米造 松平三河守家来許江帰着仕候、此段御届申上候、以上、

処、尾張前大納言殿より御達ニ付、陣払仕、去十日国

一長防御征伐ニ付兼而御届申達候通、芸州倉橋島鹿老渡二二 浦二而致滯船候処、毛利大膳父子服罪之趣ニ而、

> 蠟廿七日尾張前大納言殿より御達有之候間、同廿九日(鷹) 同浦致出帆、今五日在所表江致到着候、此段以使者申 国内鎮静之体御見届相成候処異儀無之、依陣払之儀旧

達候、以上、

五月五日 松平讃岐守

丑二月十三日

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

◇第九四号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付26〕

(付箋)「第四百二十六号」

秋元侯藩より内意伺書写

出、此程御差扣中二被成御座候得共、越前守様御方江 戸田土佐守様御儀、御同性越前守様御家御相続被 仰

此段各様迄私ヲ以奉何御内意候、以上、 夜中密々被成御引移候方ニ可有御座哉、 御差扣中ニ付

仕奉存候、

右は

は御座候得共、

押而明廿三日当表発途、一旦入京可

御沙汰之趣は御座候得共

秋元但馬守家来

正月廿六日

尾張殿御家老衆持参之書付

毛利大膳父子服罪仕長防及鎮静申候ニ付、入京件々之

聞之上参府可仕之処、旅中江向ヶ 御沙汰之趣も御座

候ニ付、帰路之節上京不仕、為名代成瀬隼人正を以関

置候処、大膳父子服罪之趣等隼人正ヲ以言上可仕旨被 白殿下迄言上為仕、一旦帰国之上早々参府可仕旨申上

聞食、 御不安堵ニ

候旨、 思食候間、帰路之節上京参内之上言上可仕様被 伝奏野宮中納言相達於旅中承知仕候処、 兼々所 仰出

労罷在押而旅行仕、猶以相勝不申候ニ付、 二逗留手当仕罷在申候、然処前顕之次第二付、未病中 無拠大坂表

之申上候、以上、

朝命難黙止、一旦入京仕、早々参府可仕と奉存候、

依

正月廿一日

尾張前大納言

右は丑正月廿八日御届ニ相成候由、

正月廿九日之次飛脚ニ松平越中守様江被申遺候趣

当四月 第四月

勅会万部御執行ニ付、参向之面々途中警衛之儀大略申 権現様二百五拾回御忌於日光山

之徒有之間敷哉も難計、殊ニ日光山近辺之儀は賊徒巣 進候、其後方今之形勢ニ而は野州浮浪之賊徒共降腹致 し、世上稍鎮静ニは候得共、脱走之いまた何方江潜伏

穴之地ニも有之、不都合之儀有之間敷トは存候得共

被通行候途中ニ領分有之面々より人数差出、厳重取計 候樣相達、猶大御番頭始御旗本之面々、 万一不慮之儀等有之候而は不相成儀ニ付、旅中為護衛 別紙之通堂上

為心得相達置候樣存候、 且又年頭 **方其地発足以前上京有之候様申渡候、**

此段伝

勅使之儀、いまた被 仰出は無之候得共、定例之通

之事ニ可有之候間、右警衛之儀は、罷登候大御番頭始 勅使参向之儀ニ候得は、堂上方よりハ先達而其地発足

領主々々之警衛は、 之内配分附添之儀、於其地御自分より御達可有之候、 被 仰出次第於当地相達ニ而可有

此段為心得申達候、以上、

松平越中守様

正月廿九日

御老中方御連名

(三の2)

別紙

大御番頭 — 人 組共

御小性組番頭一人 御書院番頭 一人 組共 組共

新番頭 一人 組共

御先手 御持之頭 二人 人 組共 組共

小十人頭 二人 組共

御神忌二付、参向之摂家•門跡方始途中為警

当四月

衛被遣之、

一四 丑二月五日御用番様より家来御呼出御書付ヲ以御達

井伊掃部頭江

其方儀 御進発之節御先手被 仰付置候間、 此度は日

井伊掃部頭

光御法会ニ付 御名代は不被 仰付、 酒井雅楽頭江被

仰付候間相達置候処、雅楽頭儀今度大老職被 仰付候

之儀ニも有之候ニ付、家例之通

ニ付而は、外々江代りも可被

仰付処、其方儀は家柄

御名代被 仰付候事ニ候条、可被存其趣候、此段可申

聞との御沙汰ニ候、

五

尾張殿御城附より被差出候書付写

| 旧蠟廿四日御城付江被成御渡候御封物之趣、前大納言(五の1) 殿旅中江申越相達候処、被致承知候、右は御答私罷出

正月十八日

申上候様被申付越候、以上、

渡辺半九郎

別紙書付御達申上候様前大納言殿旅中より被申付越候(五の2)

ニ付、奉差上候事、

正月

右同人

毛利大膳父子服罪仕長防及鎮静申候付而、帰路之節一 旦入京件々之次第 奏聞仕、帰国之上参府可仕旨申上

置候処、頃日旅中江向御沙汰之趣も御座候間、帰路之 節上京不仕、為名代家老成瀬隼人正ヲ以関白殿下迄言

上為仕、一旦帰国之上早々出府可仕ト奉存候、此段申

上候、以上、

正月

尾張前大納言

別紙共正月廿日被差出候由

一去十二月廿七日於芸州広島表尾張前大納言殿より家来六 (の1)

之者御呼出ニ而、 月廿八日広島表引払候旨、於旅中承知仕候、此段御届 別紙之通御渡相成、依之出張人数同

> 申上候、 以上、

正月十一日

阿部主計頭

(六の2) 別紙

毛利大膳服罪ニ付国内鎮静之体為見届候処、 阿部主計頭人数

趣、 依而討手之面々陣払可被致候、

異儀無之

元治元子年十二月廿七日 尾張前大納言

|別紙之趣得其意、軍目付江相届可被引払候、(六の3)

+二月

一毛利大膳父子始御追討ニ付、中納言為名代長大隅守出七 守被召呼、右大膳父子服罪ニ付国内鎮静之体為見届候 陣罷在候処、旧蠟廿七日尾張前大納言様御陣所江大隅

引払可申筈之旨国許より申越候間、此段御届申上候

処、異儀無之、依而陣払致候様被仰渡候、依之人数追々

以上、

正月廿一日

加賀中納言內

一松平陸奥守去子十月中出府之上、此度毛利大膳為御征八

同十一月十五日登 御進発之節、御留守罷在、折々登 城之折、 思召之御旨も被為在候 城仕候様被仰付、

ニ付、 出候ハ、早々出府可仕旨被 一ト先御暇被下置候、尤 仰出、帰国仕候ニ付而は 御進発御頃合被 仰

御直話ニ付相留置候処、此度長防共鎮静ニ付 為御警衛人数相留置候様、牧野備前守様より陸奥守江 は不被遊趣御触達も御座候間、右相留置候人数は一先 御進発

候、以上,

国許江指下シ申候間、

此段御届可仕旨役人共より申聞

松平陸奥守内

正月廿一日

一私儀旧蟣十二月廿九日芸州広島表出立、今五日庭瀬江九 (專)

帰着仕候、此段御届申上候、 以上、

板倉摂津守

私儀去二日広島麦出立、海路同五日領分玉福村江着船〇 仕、供舟之着岸見合、同所ニ二日滯留仕、今八日帰邑

此段御届申上候、以上、

正月八日

仕候、

板倉周防守

元治元子年十二月総督尾張前大納言殿より被遣候畑

作之右衛門申出候探索書

合申候処、左之趣相聞申候 合早速可申出旨被仰渡奉畏候、則彼地江罷越、 防長之内山口・萩之人気并当時之模様如何哉、 内密承 内密承

相詰鎮静方専ら取行候由、且三条殿初は山口より一里 山口之儀は、大膳父子先達而萩江引移候後、 浦靱負初

程隔り湯田と申処ニ住居被致候処、三条殿初へ附属之

内御楯隊・奇兵隊・膺隊・八幡隊・撃隊ト唱へ、五隊 隊百人程、其隊三田尻・下ノ関辺江屯集致居候、隊之

萩ニ於て往古より年々拾八万三千石余武司米ト唱へ、

防長惣体一和之訳無之様相聞申候

程は諸藩脱士等ニ而、 り鎮静方行届御座候処、三条殿始并右之附属之隊百人 諸隊鎮静方ニ長府江出張罷在、 由ニ付、 旬三条殿初一同長府江相越、 何れも相慎穏ニ有之、尤前顕五隊之儀は如何様共萩よ 而凡千五百人程有之処、歎願筋有之趣ニ而、 萩藩中家老之内熊谷式部•栗屋帯刀始役々右 鎮静方申分ニも行届兼、 夫々寺院之内罷在候哉之 山口・萩共惣藩之儀は 心配之 先月中

居候由

様子ニ相聞得候由

方気立居候由ニ而、 萩藩中之儀は、 等右五隊之内頭立候者召連、 候由ニ而、藩中之内未タ一和ト申場合ニ無之由、 同意之志有之、右内蔵介附ト鎮静方トニッ立ニ相成居 由之処、長府家中之儀は、 長府ニ便り私意申立候由ニ付、 は夫々所置行届、当時一和ニ而何れも恐入相慎:居候 益田右衛門介在勤之節同人江随身之輩 旁三条殿初諸藩之輩山口より立開 家老三好内蔵介儀右衛門介 萩麦江罷出候由ニ而、 長府清末より領主家老 鎮静 未

> 説諭行届居候哉、 形勢相変申候、是迄埋木之輩役付申付居候由ニ候得共、 以諸隊を引入れ、 積金ニ相成居候由之処、 取計候由之処、 益田•福原•国司之家来共鎮静相成 今般右衛門介初右徒夫々所置相成、 并同意之者江録ヲ与へ昇進等為致姿 右衛門介儀執権 ニ而右金子ヲ

=

防長宮市駅より山口江之街道、 見得候人は、当時之姿ニ而は右用意筋は相捨候体ニ相 手同様石垣組立、 台場相構へ、他国之者承糺し通行不為致由、 右田市ト申処ニ関門有之、并錆山峠登り坂口、 前後ニ木戸有之、関門厳重ニ而左右 毛利筑後領分佐波川際 右辺ニ相 此郭大

付、 申候者、去ル頃脱走致し、 右之内其砌奇兵隊之惣督相心得居候高杉新作ト欤 捕方手当中之由, 当時九州辺ニ逃去居候由

去年上使中根殿殺害致候藩士等、追々仕置相成候由之

見得、

一先鎮静之由ニ相見へ申候

在候、就中徳山領分之儀は格別慎方宜哉ニ相見得 右之趣ニ而、 防長在市共表戸シ メ半蔀おろし相慎罷

御惣督公御寛大之御所置を相願置候由相聞申候、 以

上

子十二月

萩中仕置

大和国之介 前田孫右衛門

毛

利

登

天 邪田次郎三郎 野 謙 吉 松 波 多野 崎 弥 金吾 八 郎

山 県 半 蔵 小 田 一村文 助 山田宇右衛門

山 髙

田 杉

文 和

助

山田七郎兵衛

(一四の2)

渡

辺

伊

豆

助

松

崎

岡

中村文右衛門

渡辺内蔵

太 人

右之輩親類預ケ

宍戸九郎兵衛 竹内庄兵衛 佐久間佐兵衛 右之輩切腹、其外ニも有之候由

| 私儀、長防追討出馬罷在候処、旧蠟廿七日従尾張前大| 三

引払不苦旨御達ニ付、今朔日引払致帰着候、右ニ付末 納言殿、毛利大膳伏罪国内鎮静相違無之候ニ付、最早

正月朔日

松平備前守

四

正月十四日

| 去ル十日松平越中守殿江家来之者被召呼、(一四の1) 正月廿一日御用番様江被差出

別紙之通被

仰渡候、此段申上候、以上、

本多主膳正

本田主膳正家来江

坂本御警衛朽木近江守代り被仰付候間、厚可相心得候、

正月

中村九郎

旧蠟廿日、京都御所司代松平越中守様より同所屋敷詰五 家来之者被召呼罷出候処、八幡表御警衛罷在候山上三

御番所より昼夜厳重見廻り候様、以御書付被仰渡候段、 鳥居内外御番所之儀は、御差支筋有之候付取払、山下

此段御届申達候、

家池田信濃守儀も為引取申候、

在所役人共より申越候、 保之助在邑ニ付、 此段御届申

以上、

正月廿日

石川保之助家来

備後守名代同氏玄蕃頭義、(一六の1)

芸州広島表江出陣為仕置候

之儀ニ付而は、 依御達、 長防御鎮静相成候間陣払可仕旨、 去ル朔日同所引払、 先般被 仰出之趣も御座候付、 同九日帰着仕候、 尾張前大納言様 嫡子等 支度次

之様、精々操合人数召連、数日之在陣、 第参府可為仕儀ト奉存候得共、格別之御用筋不都合無 殊ニ備後守病

為仕度奉存候、此段御内慮奉伺候様申付越候、以上、 相整兼候、 依之不苦儀ニ御座候ハ、、当春中之内参府 気も不相勝、

彼是繁雜罷在候間、急速旅行之手当向茂

正月廿三日

三補備後守家来

(一六の2) 御附札

書面之趣は如何様ニも差操、 早々出府候様可被致

候

手田付主計差添、 弾正大弼六男篤之助儀仮養子之願書、 候処、同人より無拠儀御座候而仮養子相断候付、 隠岐守儀、在邑中仮養子松平伊賀守弟恨之丞儀相願置 元治元子年十一月十一日御用番豊後守様江進達書 明日進達仕度、 其節飛札をも差出度 片桐主膳正御先 上杉

+ 月 此段申上候、以上、

亀井隠岐守内

丑二月三日和泉守様より阿部主計頭様江御達書写 松平山城守酒井大学頭及阿部主計頭

秋元但馬守

土井大炊守

秋田安房守

仰付置候ニ付而は、当四月

日光表御警衛兼而被

可被承合候、御規式ニ而勤番可被致候、尤委細之儀は懸り御目付江御規式ニ而勤番可被致候、尤委細之儀は懸り御目付江部主計頭・酒井大学頭・松平山城守家来共同様申合、御神忌之節宮門跡・堂上方等数多登山も被致候間、不

右之通相達候間、可被得其意候

二月

二月十三日右之通承合申候間、此段申上候、以上、

◇第九五号 丑二月廿八日報告 [維新前後諸書付27]

(付箋)「第二百三十三号」

罷帰り見聞之趣左ニ申上候、横浜表当分之形勢為探索去ル廿二日罷越同廿六日

候処、右之事件はいまた確定仕候訳ニは無御座候得館等広大ニ取建申度趣申立候段、世上専ら風説御座申候ニ付、此頃外国官吏より横港江各国ミニストル東之処、先年品川御殿山英国館焼失之後其侭ニ過来条約各国ミニストル館之儀、元来江戸内ニ取建候約

右ニ付而は種々議論之趣有之、治定不仕、尤開港以候儀故、自然申立之通ニも相成可申哉と被考、乍然

共、江戸之代りニ横浜江取立候は幕府ニ而従来好ミ

来コンシュル館も未取建候而商人之家ニ仮住居之国

手広ニ相成、地所狭隘ニ付、南之方沼地埋立、日本も有之候ニ付、追々造立之目途も有之、其他商館も

東之方本村江幕府ニ而製鉄所取建、当時普請中ニ而借地仕候故之由ニ御座候、

候、右は外国人共海岸之地を好ゞ、競而高金を以て商家を引移、其跡に外国人家を取建候積ニ相見得申

伝習いたし、追而は諸藩も伝習許容之積と相聞得申而出来上り三万両位相掛候由、右ニ而当分幕下之士

江戸より御軍艦方数人伝習出役有之、右は全雛形ニ

大成製造所取立候筈ニ御座候得共、 右之外相州横須賀之相対ニ而夏島より内江入込候所右之外相州横須賀浦賀より二里此方江近く、武州金沢 凡百万両程も

相掛候事ニ而、 両年中ニは出来申間敷よしニ相聞

得申候

候 追而 横浜江諸術伝習所出来之上、此涯幕下之面 は右同様諸藩人も伝習之積ニ而取懸候趣ニ御座 々罷 핊

近頃同格之者二人相増、 同所為警衛定番役為二三男・下番く一往抱之者等凡千人 有余有之、右之隊長定番役頭取取締役一人御座候処、 専ら大小銃隊取立候趣意と

等も追々銃隊を教練いたし候趣向之由、右隊長より はとかく鎗剣を好ミ銃砲を嫌ひ候者多御座候間、 相聞得、下番は多分銃隊調練相整申候得共、 定番役 右

御座候得共、右は全く条約期限ニ付而之事ニ而、 先達而外国官吏度々江戸江罷越候ニ付、 品 々雑説も 他

内話承申候、

の子細は無御座由承申候 相但 |改、若もケ条中ニ不都合之事御座候へハ損益仕候約束||本文条約期限と申候は最初条約之節より五ケ年目毎ニ

> 御座候、 尤昨年ニ而右年限ニ筈合候哉と奉存候、

外国人一統至極平穏ニ而、 差当浪花入港

朝廷江条約願等は勿論、 無之様子ニ相聞得、 只々貿易を盛にし可申見込と相 議論を起し兵端を発し可申体

商館等競而美麗を尽し申候

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、 以上、

二月廿八日

南部弥八郎

閣老稲葉侯昨日参府、 上洛御催促之

勅書御持参之由風聞仕候

(付箋) 「第二百三十二号」 ◇第九六号

丑二月報告〔維新前後諸書付28〕

丑二月

今年より色ます松の大樹かな

米幣取はおはり初もの

実のらする密柑は手入次第にて

猿猴か及はぬ月や橋のうゑ 水くつかへす武田からくり

波をかぶりてすくむ越前

萩苅れは手持ふさたの蝶二つ 君か代てらす会津蠟燭

人を酔せる薩摩泡盛

肥後ずいき東男を悦はせ

そらはかをつかつてゐるか茗荷たけ

ねり替て江戸江持出せはかた酒

中ぶらり風を伺ふ藤の花

江戸江買込仙台の米

九重にわるひかゞせし梅のはな

広島薬くわんとかく茶にされ

あわの水飴わるくべた~~

出しのきかなひ土佐の鰹節

らつむひて枯るをまつや萩の果

はち利生ねから分らぬ大社 対馬祭も跡はくらやミ

人を久留米にかゝる聟様

陸奥と出羽武蔵の風になひくめり

ものゝふの名は高崎の軍立 すわやといつて通す浪人 越後あたりも浪静なり

此頃の酒は何れも直か上り

焼蛤もうまいあん梅

銭つくて又も東を賑やはせ

上の御沙汰を松前の昆布

最ふいゝそ十万石は元のもの

よしなほせ大和守はいやらしい 迷子になりし若イ御年寄

金納承意是て泰平

彦根侯より御届書

高

野

長 弾

五

郎 正 郎 郎

村 朝

部

万次

倉

山 武 武

国(浮)

田 田

魁 伊

賀 助

先日御届申上候敦賀表囚人之儀、賊徒去ル朔日より追(ニ゚ロ゚1) 御呼出有之、然ル処死刑之者有之候間、斬人差出候様黒

川近江守様・滝沢憙太郎様より同三日御達有之、翌四日

段、出張家来之者より申越侯、此段御届申上侯様掃部頭 掃部頭より斬人拾二人差出、賊徒之内別紙之通斬首仕侯

井伊掃部頭内

申付越候、以上、

山 本 運 平

二月十四日

(二の2)

掃部頭方より差出候斬人斬首仕候賊徒、

侯趣ニ御座候

右之余左之賊徒は酒井若狭守殿手ニ而斬人差出斬首仕

滝 Ш 岸

川平太郎

武田彦右衛門

Щ 国 兵

長谷川道之介

井 田 因

瀬 尃 蔵

国 Ш

分新太郎

前

橋

徳之

介

小 Щ 野 斌 男

藤田小四郎事

形 栗 半 弥 六 市

625

小

八木橋清之丞

田

稲之右衛門事

伊 原 藤 左 健 京 蔵

上 清 新 太 郎 蔵

竹中万次郎

内藤昇

郎

右之通御座候

二月

越前敦賀表より申越候賊徒一条文通写

本勝寺・本妙寺・長遠寺、右三ヶ寺之内外警衛被仰付、藩ニは浜島寺町辺、加州藩ニは賊徒共是迄入囚罷在侯彦根勢は越前海道気比之神社辺、若州ニは東町辺、越暁より賊徒御引移ニ付、早々人数出張候様御達有之、

公辺江引渡候旨御達ニ相成候処、無急度承服仕候ニ付賊徒共江、明暁より

右藩之惣勢凡四千人持場厳重ニ相囲、夜四ツ時頃より

凡一戸前ニ六拾人宛入囲罷在候、右六戸前之賊徒三百凡一戸前ニ六拾人宛入囲罷在候、右六戸前之賊徒三百衛被仰付候、扨一番之土蔵より五番迄は若州、六番よ敗徒一切御引移ニ相成、其節彦根藩・越藩ニは辻々警吏社蔵拾六戸前ヲ御借請有之、廿九日昼夜ニ八百人之上蔵拾六戸前ヲ御借請有之、廿九日昼夜ニ八百人之江被仰付、乗駕二拾挺ニ而兼而御手筈御座候浜手町家江被仰付、乗駕二拾挺ニ而兼而御手筈御座候浜手町家江被仰付、乗駕二拾挺ニ而兼而御手筈御座候浜手町家

蔵戸前ニ幕張致し、立番之体ニ御座候、引続き二月朔中野両隊五拾騎、三番ニ組立、一昼夜四度代りにて土之候、耕雲斉は越藩手ニ入囚罷在候由、夫より宇津木・

六拾人之内耕雲斉二男武田魁介初重立候者拾二三人有

処、兼々公辺ニ而は御手筈相定り、明ル廿八日晩景明

若州両藩ニ茂追々出勢ニ而、

同廿七日三藩勢揃相成候

一四 者共、 牧野藤十郎同 広瀬辰次郎同 小沢軍右衛門左之者手打 仕置可相成 b 被存候、 も同日敦賀御着相成候間、 右今般一挙始終大略如斯御座候、 日より御預り拾二番土蔵ニ罷在候武田魁介初十二人之 丑二月四日彦根手ニ而討捨介借之者名前 • 印若州手ニ而右同日討捨介借名前不相知:(・朱、以下同ジ) 永覚寺於御白洲ニ御吟味有之、 二月二日 Л 長 山_山 同 朝 武 谷 瀬 倉 田 Ш 浮净 彦右衛門 道 専 強 伊 之 助 郎郎 蔵 正 賀 追日御吟味相済次第早々御 伊藤伝兵衛同 内山源右衛門同 大和田信吾同 以上、 井 Щ 国 髙 村 武 田沼玄蕃頭様 分 野 部 上 国 田 長 万 新 因 兵 魁 次 太 五 郎 郎 郎 幡 部 介 徳黒柳孫 以上、 同組絹川幾太郎同 大目付黒川様其外公役衆御出張御取調之上被相達候! り次第可申進候、以上、 五日ニ六拾人、是又討捨ニ相成申候、 右之者、当月四日朝六ッ時於敦賀ニ討捨ニ相成候、 土田彦太郎同大久保楽左衛門組 但浪人高 之介 同 組 竹 川 Ш 前 木 内 上 中 橋 形 橋 徳 清 万 清之丞 六百弐拾弐人 之 太 次 弐百四拾人越前手ニ 三百弐人彦根手ニ而討捨 郎 郎 拾人若州手ニ而 六 蔵 同組 同組高橋左伝次同 **藤野金之助同** 黒柳孫右衛門3 石田輝之介同 内 小 小 淹 岸 田丸稲之右衛門 尤名前等は相 藤 Ш 丽 栗 平 昇 同 斌 弥 信 太 組 鄎 郎 市 蔵 男

同

二月六日出飛脚ニ而申参り候事、

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑二月

(付箋) 「第二百五十四号」

戸往覆中於当地一ヶ年壱万両宛、其余壱万俵年内月渡当被成下度旨歎願仕、当九月中稲葉民部大輔様より江肥後守在京人数取賄方続兼候ニ付、月々壱万両宛御手元治二丑年正月五日御用番様江会津侯より

願之趣は難被及 御沙汰、是迄御渡来米金之儀は、御経済之道も相立、一統難有罷在候処、今般於江戸表先ニ而御渡可被下旨御沙汰ニ付、右ヲ以相補来、何と欤

然処肥後守貧窮之国柄、数十年前より所々御固等ニ而

役知物成ヲ以追々返納仕候様

御沙汰被成下奉畏候,

手経済筋精々相詰、御役知五万石其他自国柄物成は勿切罷在、鴻大之入費、所詮行届可申見詰無之、依之勝積弊之余り、一昨年中過分之御大職被 仰付、遠境詰

論、諸物産之余計并大坂蔵元銀金調達方等成丈ヶ指配、

一歳之額計何程と見積夫々分賦仕候而、何共出目無之、

案外之入費相立、如当年七月中騒擾後間も無之、常野不足之分無是非歎願仕侯義ニ御座侯、近来事変突出、

脱走浮浪之徒為討伐一橋様御出陣ニ付、肥後守人数もいい。

此後時変重り候得は如何可仕哉、日夜苦心罷在候、下々指出候儀、右は割詰置候用途故、殆差支候程ニ有之、

右様御沙汰被成下候而は、家臣共一統手当不行届顕然

得は、生産方夫々間ニ合候様致し遺し不申候而は、家

之儀、元来常人之情、衣食足りて礼節を知る之習ニ候

臣共之制度茂不相附、至然と萎靡不振武備相緩ミ候様

の、そこを恐つ矣義ニ即区矣、申こ矣之を無之矣事も、相成、則肥後守職掌不相立、則(幕命を辱之段ニ相至)

至り進退行迫り、曠職之段ニ相至り候而は、当職被の仰付候節、再応御詫申上候も、ヶ様之際ニ相り、実ニ奉恐入候義ニ御座候、申上候迄茂無之候得共、

ニも御始末可被成候間速ニ致御請候様、尚又松平大蔵より強而御移有之、尤失費之儀は此末於 公辺如何躰御上より御頼思召との御内意も被為在、其余御老中様を奉汚候儀ニ而奉恐入候故ニ御座候、然処勿躰なくも官武御一和之道も貫き兼、畢竟御守衛大切との 幕命官武御一和之道も貫き兼、畢竟御守衛大切との 幕命

此先キ奉職之見詰必至と無之候間、幾応も申上候は奉更先願不被為任候而は、始終之束算悉く致相違、迚も江御縋り申上候心得ニ而、御請申上候義ニ御座候、今詫申上候様も無之、忠憤之余大義ニ立居、悉皆(公辺

大輔様肥後守方迄御越、

御懇切ニ御密談有之、此上御

は「幕廷||恐入候得共、肥後守職掌不相立、「幕命を奉汚、殊ニ

下度、偏二奉歎願候、以上、

次第ニ御座候ニ付、

不顧厳責尚亦先願之通被

仰付被不容易

天朝を重んし思召候義も不相貫候義ニ相至り、

松平肥後守内

子十二月

元治元子年十月十八日於加州表刑罪申渡写

不破富三郎前田監物御預人

右富三郎儀、長藩江立交、堂上方之内江取入候而不容

易取扱之趣、

不届千万ニ付、

切腹被

仰付之、

竹内織部江御預人

右順之助儀、正邪紛失之説を以彼是御国事周旋いたし、

黒子建三郎等江越路探索之儀及差図候趣、不届至極ニ不容易御国難を引出し、御国典を犯し、海津江罷越、

付、切腹被 仰付之、

同月十九日申渡

大野木将人弟玉井勘解由江御預人

右仲三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、長藩江立交、

叛逆之徒小島弥十郎を匿し候趣、不届至極ニ付、ほ

仰付之、

権原猪三郎御預人

同様長藩江取組、堂上方江取入不容易取組、小島弥十 右信三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、且不破富三郎

郎を匿し、不届至極ニ付、切腹被の仲付之、

大徳伝兵衛

配所出来迄是迄之通一類江御預可被成段被仰付之、 共、此度は御用捨能登島之内流刑、縮小屋入被 外ニ不容易取組も可有之、急度御糺向も可被仰付候得 御手前儀、不破富三郎江不容易紙面を遣し為体ニ而は、 仰付、

・ 野二郎 千秋順之助倅

青木信三郎嫡子

三才

同人実弟 原三郎 市人実弟 堀四郎右衛門嫡子

大野木源蔵 西尾隼人江御預人

候儀ニ付、差図は不致候共其侭聞捨ニ致置、且仲三郎 候儀は無之候得共、大野木仲三郎儀小島弥十郎を匿し 右源蔵儀、聞届滞過被 仰付候以後、過激之説を取用

> 知之由、彼是疑敷相聞、右之趣不届至極ニ付、能登島 他藩江出会之儀彼是仲三郎より申聞候旨、一々源蔵承

通西尾隼人江御預、

之内江流刑、縮小屋入被 仰付之、配所出来迄是迄之

交、宮様等江立入不容易取組、浪士等ニ文通、偽之書 右惣助儀、国典を犯し京都表江罷越、長藩浪士等江立 青山将監与力

も毎度面会致候趣、不届至極沙汰之限りニ付、生胴被 此表ニおゐて正邪紛乱之説を以同志を語らひ、御咎中 中他藩浪士等引入、且他藩ニ対し御国事を誹謗いたし、 白密物を送り、右ニ付書物等を取上ケ、上をも不恐咎

仰付之、

少川幸三 定番御奉行

右幸三儀、予め浪士江深取交り、過激之説ヲ以多く同

江罷越等之儀、元来過激之説を唱へ候根元之者ニ而 志を語らい、終ニは御国難を醸し、且国禁を犯し海津

不届至極、刎首被 仰付之、

同	同	同	同	急度差扣	役儀御免	流刑	同	同	遠島	閉門	遠島	海津ニ而切腹
頭取山崎九右衛門	御歩行頭 杉山 隼太	表小性番頭 原 又 右 衛 門	嶺平左衛門	御先手物頭	小川 寛兵衛	大野 木源 蔵組頭聞届兼帯三百石	同六百石 湯島 平馬	度番六百五十石 藤田庫 吉	人特三千石 丁 誠 鷹	御家老七千五百石	御年寄三万石 奥村 伊予守	和家老四千三百石 松 平 大 弐
同	一類預			ļ	切復			同	同	同	同	急度差扣
儒者石黒圭三郎	田辺某	大野 木源 藏畑 与左衛門	徳伝任兵	木 7 言 7 三 三	波 🧦	儒者 千秋順之助	正木次男	大小性 沢田岡内	番頭 原口左近	御先手物頭	側小性横目	使番 山崎幸十郎

禁牢

町医

名

村 慶

伯

御側医

内 藤 宗 順

同

青木良左衛門

岡 本 勘 平

急度差扣

同 幾 市 郎

六

沢 村 甚

広瀬勘左衛門

類江御預ケ

右之通承合申候間、 此段申上候、以上、

丑二月

◇第九八号 丑二月報告〔維新前後諸書付30〕

(付箋) 「第三百四号」

筑前侯より御用番水野侯江

先般諸大名参勤割并家族共在府之儀、(一の1) 前々之通被仰出、

長州討手被仰付候面々は御成功之上呼寄候而も不苦旨

崎麦当番年ニ御座候処、持病之疝邪此節手強差発、甚 下野守儀速ニ参府為仕可申儀ニ御座候処、私儀当年長 御達御座候末、今度討手之人数引払候ニ付而は、

正月二日

内慮相伺候、以上、

依之私病気快罷成候迄之内、暫時在国為仕度、此段御

候得共、病中忰下野守江万端申談名代為仕度奉存候、

届可申哉と別而致心痛、就右容易ニ難相願儀ニは御座

表御警衛向且領分手広之海岸防禦筋指揮等、自然不行

難渋仕候、然ニ方今之形勢人気不折合之折から、長崎

松平美濃守

右二月四日出、 同九日左之覚書御渡

書面之趣無余儀相聞候得共、家族等当地江呼寄候様被(一の2)

仰出候儀は、深き

思召も有之被仰出候儀ニ付、長崎

下野守儀茂早々参府候様可被致候事、 表御警衛筋等之儀、病中は重役之家来共江厚申付取計、

丑二月十日尾州侯より御届

同氏

被

仰出候、

先頃以来(二の1) 公方樣御上坂、 或は

同殿事可被召候間、予其用意可有之旨御沙汰之趣、 御上洛可被為在 御沙汰ニ付、 御上着被遊候ハ、玄 去

儀、

兼而督府より御達御座候趣、

然処当今諸隊之者共

ル朔日伝

奏飛鳥井中納言殿より別紙書付被相達候付、 此段申達候様被申付越候、 以上、 御請被申

二月

(二の2)

尾張玄同

先頃以来大樹上洛可有之 御沙汰ニ付、上着候 ハ、

召候間、予其用意可有之旨 御沙汰之事、

被

丑正月廿七日松平越前侯より

更被 昨廿六日伝奏野宮亭江家来之者呼有之、今般上坂之儀 仰出候ニ付、 御用有之候間、 尾張前大納言殿被

召留候就而、 拙者儀茂同樣暫滯京有之候樣御沙汰之旨

—五

上

敢御届申上候趣国許より申越候、此段御届申上候、 芸守領分廿日市江為警衛非常人数差出置申候間、 候旨、毛利大膳より吉川監物江伝へ申越候、右ニ付安 暴動仕候ニ付、慎中ニは御座候得共、不得止事及追討

不取

以

可

丑正月十八日

凱陣候由、尾張前大納言書取を以言上被 毛利大膳父子伏罪之形迹相顕候二付、 追討諸藩

同及

聞食、此上は防長所置之儀は即今之急務故

皇国之

御大事と被

思食候間、兼而御沙汰之通、

大樹上坂被安

仰出候、

叡慮候様、 屹度所置可有之旨被

正月

一四 防長諸隊不伏之者も有之、難行届節は兵力を以討取之 同月同日芸州侯より

小笠原左衛門佐

去月廿三日一橋中納言殿より家来之者被召呼、常野脱

走之賊徒共旧冬京師江迫近ニ付、一橋中納言殿依内願

為追討出張ニ付、其節人数差出候処、 賊徒共降伏早速

及鎮静候条、 一段之事ニ被

事、

思食候段、

御沙汰之趣伝奏衆より以書付達し有之候

一七 丑二月常野脱賊一件御称美

橋中納言

先達而常野脱走之賊徒共、旧冬追々京師江迫近候ニ付、

致内願為追討出張之処、早速降伏及鎮静、被安

震襟候段、

叡感不斜、依之賜御鞍置馬候事、

加賀中納言

中納言致内願為追討出張、其節人数差出候処、格別丹 常野脱走之賊徒共、 旧冬追々京師江迫近候ニ付、 一橋

事二

思食候旨 御沙汰候事、

中納言致内願為追討出張、 常野脱走之賊徒共、 旧冬追々京師江迫近候ニ付、一橋 其外人数召連出馬候処、 越前宰相

賊

徒降伏早速及鎮静候条、一段之事ニ 御沙汰之事、

思食候旨

同断之節人数差出、早速及鎮静候条、一段之事ニ

松平美濃守

思食候旨 御沙汰候事、

松 平 肥 前 守

松 平 越 中 守

藤 堂 和 泉 守

井

伊

掃

部

頭

有 馬 遠 江 守

大久保加賀守

酒

井若狭守

段之 634

誠早速及鎮静候条、平生指揮行届候故之儀ト、

神妙

戸 田 采 女 正

土 井 能 登 守

間 部 卍 治

分 部 若 狭 守

酒 井飛驒守

本多主膳正

同文言

同断之節人数召連出馬候処、早速降伏及鎮静候条、

段之事ニ被

思食候旨

御沙汰候事、

松平出雲守

同断之節組之者引卒出張候処、 早速降伏及鎮静候条

思食候旨

御沙汰候事

段之事ニ

松平民部大輔

先達而常野脱走之賊徒共、旧冬京師江迫近候ニ付、

橋中納言致内願出張、 雖幼年格別憤発出張尽力之段、

厳重ニ相心得、可奉安

思食候、依之賜

御末広候、

猶此末迄も御守衛向殊更

震襟更被 仰出候事、

大場主膳正 水戸中納言家来

先達而常野脱走之賊徒共、京師へ迫近候ニ付而は、 部大輔儀雖幼年憤発出張令尽力之段、全其方共補佐行 民

届候より右様ニ相運候儀、猶又無怠慢御守衛行届候様

可輔賛候事、

一八

丑二月五日御用番様より御達し

当四月於日光山 御法会之節、 酒井雅楽頭 御名代被 仰付置候

処、今度大老職被 仰付候ニ付、

御名代被成御免候、

同月六日松平山城守様より内意伺

一九

門勤番被 当四月於日光山 仰付候処、無益之虚飾は可成丈相省候得共、 権現様 御神忌之節、 山城守儀二王

当節柄ニ付車台大炮弐挺持参仕候而も苦ヶ間敷候哉、

此段御内慮相伺候様申付候、以上、

二月六日

松平山城守家来

丑二月六日神奈川奉行江相達ス

- 脇屋卯三郎 元神奈川奉行支配組頭

母

五人扶持宛 妻

忰并娘三人

右母妻江一生之内、忰并娘三人江は片付候迄扶持米と

して書面之通被下候間、此段可被申渡候、

二月

丑二月六日御用番様より向々江御渡書付

井上信濃守

勝手御用筋多端之上、同人掛り御用数廉ニ而諸場所江 先般松平対馬守江関東郡代兼帯被 仰付候処、当時御

> 成候而は、御仁恵筋ニも拘り候ニ付、武蔵・相模国之 時々出張等も致し候趣相聞、自然一件もの永引候様相

公事は其方ニ而引請侯様可被致侯、

関東郡代江

同文言

右之通井上信濃守江相達候間、可被得其意候、

(一二の1) 一(丑正月長州より吉川監物江頼之書面)ニ

二相成候樣御取計致賴候

共、不得止事及追討候間、此段御隣国之御方江も御達 当今諸隊之者共於所々致暴動候ニ付、慎中之儀ニ候得

正月

| 以手紙致啓上候、春寒難去候得共、右近将監様益御機(1102) 嫌能被成御座奉恐悦候、各様弥御堅固被成御勤仕、珍

重御事ニ御座候、然は此節長州諸隊之内及暴動候趣ニ

子年十一月

候間 呗 別紙之通御しらせ置申呉候様吉川監物伝へ被差越 御廻し申候、 此段可得御意、 如斯御座候、 以上、

正月十六日

遠藤佐兵衛

木村左馬介

堀江左衛門

御用人中様

御惣督様江御届(一二の3)

平安芸守より通達御座候、且又長防之内度々戦争も御 此度於長州諸隊之者諸所ニ而致暴動候ニ付、 座候趣相聞候、 二候得共、不得止事及追討候段、隣国江為知候趣、 就而は暴徒領内江入込候程も難計奉存 慎中之義 松

松平右近将監

正月十八日

被仰出候時節人数差出候ニ付、此段御届申上候、以上、 候間、為手当領分境迄無急度人数差出置申候、御陣払

> 芸州表ニ而八月頃より正奸二手ニ相成、(一三の1) 物之為ニ誠心難尽、依而九月十一日君公先霊江参詣之本ノマ、 節直訴致し府中岩屋山江屯集之人々、左之通り、 建白之趣意奸

大 足 天 松 中 野 助 野 蔵之 文四 九 俊 郎 蔵 助 郎 Ш 筒 八 井 上 井 島 島 権之 政 鹿 外 之 兵 丞 助 衠 馬 栗島内蔵之助 港 岡 足 利 源 田 蔵 太 図 郎 書

浦 清 八 太 之 夫 助 東 大 彦 島 兵 靱 負 衛 中 中島弥五兵衛 村 俊 彦 之 太 進 郎

田 馬之 丞 石 田 平 五. 郎 小 島

外 内 記 佐 々 善 六

記

千 種 甚 太

蒲 生 介

兵

郎 市 Ш 仲之

池 田 政

人 助 丞 衠

長田三郎左衛門

石

権之

若

蔵 助

浦

兵

衠

井

泰

助

勝

田

左

京

堀

尾

次

村

服 野 村 部 良 之 丞 斎

南 幸 今 仙 桜 木 岡 三 原 英

部

他

次

郎 弻

丈 枝

堀 三

九

郎 源

兵

衝

郎。丹羽嵩両人江被 右之通りニ付、於城中昼夜評儀有之、政事役仙石小五 仰付、岩屋山より連れ帰り候由

奸者等御糺之上切腹被(1三の2) 仰付候者、左之通

家老之隠居政事後見行料千俵

浅野

出

羽

年寄役政事掛り千八百石 生 Ш 筑 後

用人格側役頭

五百八拾石

青野保太郎

四

側頭格 同 同 三百石 四百石 井 湊 伊

左

三百八十石 三百廿石 間 谷口寅之助 宮 1守人

二百五十石 上 月 貫

二百石 百五拾石 足達 官林正太郎 権

介

小性

小性筆頭

同

二百十石

上田藤之助

寺田良之助 村上勝之介

右は思召ニ依て御役御免、知行被召上、格別之訳ヲ以

同 祐筆 同 同

百石 百石

炊・辻将曹申渡ス、

三之丸屋敷ニ於て切腹可致、

左之人々介借被 干村千兵衛 荒木政人 仰付候者

見届 藤田大炊 辻将曹

丹羽益人

丑二月六日次飛脚ニ京都松平越中守様へ閣老方より

其地諸渡金銀其外渡方差支候儀ニ付、旧冬も御申越有

申遣之趣

馬

来兼候間、早々差登候様取計可申段最前御申越之処; 候趣も有之、必至渡方差支候旨申聞候ニ付、御金繰出 之、いまた差登金無之、大坂御金奉行小堀数馬江申越

御金配之儀数馬江御談有之候処、最前申立候之儀ニ而 当節ニ至り追々御用途も差湊候得共、渡方出来不申、

如何ニも御金操出来不申、平常は勿論、当節柄之儀此 上臨時御入用等有之候は反的差支可申旨申立候、其上

難相成儀ニ候得共、此上之御取計方も無之、御心痛被 当二月は御増貢拾五万俵之内夫々渡方不相成候半而

638

何れも同文言年寄藤田大

成候而も更ニ御取賄不相立儀ニ可有之、此上何程差登 其地限り御取計ニ相成候故、 等而已ニ無之、御入用出方筋之儀、当地江御申越無之 尤去子年は 置候御金之内、金三拾三万五千両御金蔵納ニ相成、 昨子年中大坂御金蔵江差登金凡八拾五万千五百両、 禁理被進米三拾万俵并一橋殿上京ニ付被遺候御手当金 京坂諸般臨時御用ニ遣方相成候儀ニ而、 八拾九万五千五百両、銀五千七百四拾三貫目之分は 分金弐拾九万両余、銀弐千五百五拾七貫目、差引全金 合百拾八万六千五百両、銀八千三百貫目之納高ニ相成、 八千三百貫目、 義次第ニ付、 御申越之通早々取計候様、委細御申越之趣承知致し 近来其地之諸般御出方多端ニ相成候儀ニは候得共、 御上洛も有之、右御入用江御遠方相成候 差向御達有之候得共、御差登金之儀は兼 其余古金類引替元として京坂江相廻し 右躰莫太之金銀為差登相 右は 都 銀

> 別紙達案之趣ニ而は、 抔とは訳違、在方之者共は従来之規則を遵守罷在候故! 候間、 儀ニも無之哉ニ相見、 を御自分限り御所置相成候而は、更ニ規則も相立不申、 調相伺、夫々上納金等被仰付候儀ニ有之処、 料所村々江上納金等被仰付候節は、 相整候訳ニは至間敷、 時御金繰ニ差支無拠御達之由ニは候得共、三都町人共 且又御代官小堀数馬始御代官御預所御用金等之儀、 共、必当地江御申越否申越侯上御取計有之候樣存候! 金有之候而も、 は取消相成候様御取計可被成候、尤差登金之儀は尚取 有之候共、地方ニ附候儀は都而御勘定進退ニ有之、 上方最寄御料所而已江不意ニ御達シ相成候共、容易ニ 以来御入用筋ニ拘り候分は、 右之御締筋不相立候而は其詮無之儀 不都合ニ有之候間、 将御代官身分御自分支配之者も 全一時無拠其地限り御取計ト申 御勘定奉行より取 仮令急迫之儀ニ候 右御達之廉 右躰之儀

等之趣御申越之上御取計之筈ニ候得共、礑ト差支無余

止別紙之通御用金差出候樣、

夫々御達被成候由、

尤右

成候ニ付、

町奉行并数馬江も御申談、

救意之ため不得

二月六日

閣老方連名

調早々相廻り候様相達置申候、

此段申進候、以上、

松平越中守様

五

右同断牧野越中守様江被申遣候趣

入用筋ニ拘り候分は、当地江御申越御取計有之候様存 有之候ニ付、別紙写之通申遣候間、被得其意、以来御 諸渡金銀為差登之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も

此段申進候、以上、

二月六日

同断

連名

牧野越中守様

之候ニ付、別紙写之通申遣候間、為御心得差進候、 京坂諸渡金銀之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有 同断松平伯耆守様阿部豊後守様江被申遣候趣

自分方よりも御勘定奉行申聞候書面之趣ヲ以、尚一際

厳重越中守江御談有之候様致し度、依之御勘定奉行差

出候書面相添、此段申進候、 以上、

二月六日

松平伯耆守様

同断 連名

|扨長州麦之模様問合方、昨夜石州大森御代官鍋田三郎||七の1) 丑二月十九日石州表より到来風聞書并来紙写

右衛門殿、江戸役所同勤之者方江罷越候処、

別紙石州

当十五日到来、翌十六日御届ニ相成候趣申聞候間、直 支配所笹谷銅山師惣取締役堀藤十郎より差出候風聞書、

二借請写取候分別紙壱冊懸御目申候、 然ル処今朝来人

有之申聞候は、長州脱走之者共大森陣屋江罷越、 陣屋

及候由申聞候、左候得は前文風聞書借請候は昨朝之儀 借請致度旨申出、其段昨日御殿江御届差出候由慥ニ承

有之哉、尚今晩ニも問合可申と存居候、先は御使為待 ニ付、陣屋借請等之儀急変申越候は一昨夜之義ニも可

二月十九日

置取急早々、以上、

(一七の2)

長州表之儀、伏罪御見届被為済、旧蠟廿八日諸家様御

之面

人小勢ニ付追々秋吉村陣屋江引取候由之事:

出勢御引払被仰出、 より右表不穏風聞有之候ニ付、 田御引払被為成、恐悦至極奉存候、 山陰道御軍目付様ニ茂当月七日浜 追々及聞繕候処、 然ル処去ル十日頃 碇と

取留候儀分り兼申候、大略左之通ニ御座候

揮役粟屋帯刀ト申什絵堂村宿陣所江当月六日夜多人数 集罷在候脱走人江種々説得有之候得共、悔悟不致、 候哉ニ而、萩表より追々出勢有之、秋吉村辺寺院江屯 五卿方九州表江御預ヶ被仰付候処、 村江引取候次第二而、絵堂村市農家両三軒焼失、 士脱走人不折合申立候ニ付、討取之儀旧蠟御伺済相成 炮発等いたし候哉ニ而、 右帯刀不覚ヲ取漸明木 兼而警衛罷在候浪 帯刀 指

村江六里位有之候由、且粟屋帯刀知行四五千石位ニ 丽 但萩表より明木村迄道法弐里、 八組頭と申事ニ御座候 絵堂村江四里、 秋吉 列死人•怪我人多分有之哉ニ相聞候事

同八日深川村辺江脱走人相迫り候由ニ付、為討手出勢 々ト戦争ニ及候処、 双方勝敗不相見候由、 尤脱走

> 但萩より深川村江七里余、絵堂村より五六里有之候 討手之面々性名分り兼候事、

同十日長登村江右粟屋帯刀•児玉若狭其外引統惣勢四 申

討手方敗北之由風聞ニ御座候事、

尤討手方惣勢之内弐拾人余も討死候由、

五千人も押寄、数刻及合戦、

脱走人両三人茂討取候由

怪我人も有之、

里位有之候由 但絵堂村より長登村江道法壱り、 夫より山口江二三

同日長登村ニ而合戦中、脱走人百五六拾人余山口江鐘 メ切一同恐縮、如何相成候事哉ト外見罷在候処、 太鼓打鳴シ、大炮弐挺持参入込候ニ付、市中人家戸シ 同組

は不相分候得共、暫く談判、夫より門外江出、双方礼 へ、右人数之内五六人内江這入、支配役江面会、子細 高五万石余之陣屋元ニ付、右支配役宅前江大炮二挺居

儀正しく挨拶之上、

兼而会所相成候寺院ニ同道相越

町奉行内藤某呼寄、 候哉ニ而、 縮見居候処、 殊之外威ヲ震ひ、 熟談及粮米、 脱走人共権柄ニ談判ニ及ひ候由 右両役より割賦致し相渡 人数引分ヶ諸郡相廻り、

而

諸隊取起し候哉ニ相聞候事、

小郡•船木•吉田支配役、是又山口同様申談、 出金等

為致、軍夫江手当等も過分ニ遣し候ニ付、小前之者は

相働候由、 勿論追々脱走人相増候哉之風聞有之候事、

敗北之由相聞候事、

十弐里位有之候由 但山口より小郡江道法弐り余、 船木江八里、吉田江

石州最寄吉部市支配役場江も此間中より押寄候風聞

厳重手当有之、今以郡夫等ニ至迄相詰候哉之風聞

相聞候事

但石州最寄奥阿武郡五万余一ト支配ニ御座候、萩よ り道法五り、 石州津和野よりも五六里ニ御座候、

討手方敗北ニ付、 徳山・清末三家よりも出勢可有之欤、軍議中之由風聞 去ル十日後対陣中ニ而、 引続長府

所々相響き、 石州最寄江押寄候哉ト恐縮罷在、 種々聞

去ル十六日当辺より西南ニ当り大炮終夜

国引続広島表御固眼前ニ付、

石州表へ散乱難計、

ニ御座候処、

繕候得共、長防東西南北江萩より出勢有之候ニ付、 脱 般見込ニ而甚心痛罷在候事

走人より夜討共いたし候哉、区々風聞而已ニ而、碇ト

火いたし、笹波駅焼亡、数刻合戦ニ相成候処、討手方 山口往来筋笹波駅江出勢有之候処、 合戦之場所相分兼候処、 一両日中風聞ニ而は、 脱走人より押寄放 萩より

之由、石州津和野へハ凡拾弐里も山路相隔候処、 但萩より笹波駅江道法十五里、夫より山口江弐里有 様大炮相響き候次第ニ而、 討手方死人· 怪我人夥敷 右

去ル十日頃より萩御城下口々ニ不限、長府より岩国迄 有之哉之風聞ニ驚入候儀ニ御座候事!

有之、 其向々御固は勿論、石州より五六里相隔諸郡にも出勢 可仕哉、尤九州表江渡海有之間敷、猶又上方筋へハ岩 上右御三家岩国よりも出勢相成候ハ、、 入込不相成候ニ付、 慥ニ模様不相聞候得共、 脱走人共散乱 此

五卿方いまた渡海無之、 付、去夏以来警衛水戸其余浪士之儀も是又行形警衛罷 行形長府表江御滯留被成候ニ

共、実は五卿方始メ浪士脱走人同意ニ可有之欤、度々在、いまた右徒党江相加り不申哉之風聞ニは御座候得

説得一円承伏不仕候ニ付、山城支配ト申組高五二万石

解有之候処、決而左様之望無之、全躰昨冬以来之始末御任せニ相成候間、納得いたし、右一組裁判可致旨利

不服候間、当時之役人相背き、脱走人意存通り之時勢

致、五卿方守護可致抔ト取留候儀も無之、区々之風聞ニ可取直ト申候由、且鎮静相成候而も長州家江附属不

山又は所々寺院へ楯篭り、粮米は最寄収納米ヲ横領可処、討取被仰付、後浪士脱走人・五卿方御居所最寄野付候処、承伏不致候ニ付、其段御惣督様江御伺相成候五卿方九州江御預ケ并浪士脱走人は元居所へ引取被仰

已来之模様右辺より及承候訳ニは無御座候得共、長勿論、山口表忰実家江も文通ニも打絶候ニ付、旧蠟右之通御座候、尤去秋御沙汰之趣も有之、萩表江は

州隣村又は津和野表風聞等取束ね、御注進奉申上候、

恐入候次第二御座候間、

致哉之風聞ニ御座候

以上、

丑正月廿四日

堀

藤十郎

右之通承合申候間、此段申上候、

丑二月

◇第九九号

(丑二月カ)報告 〔維新前後諸書付3〕〕

(付箋) 「第二百五十五号」

子十二月会津侯より閣老江差出

久之目的不相立候而は、如何ニ奮激仕候共不任心底、外之目的不相立候而は、如何ニ奮激仕候得共、此末持至極之場合ニ行迫り、殆と当惑仕、乍去方今之御大用処、近来品々余時物入相嵩、弥増国力疲弊、何共難渋処、近来品々余時物入相嵩、弥増国力疲弊、何共難渋置、其余御手当金も被成下、御時勢柄規模成御大用家置、其余御手当金も被成下、御時勢柄規模成御大用家

取続方種々取調候処、是迄さ

絶而無御座、尤是迄大数御金高御手当被成下、増而此 調達手術相尽候儀、殊ニ一般不融通之時節他借之道

度御役知御増高迄蒙 力を以取続候積御座候得共、是迄之入費は国力ニ不応

仰候付而は、此末如何躰ニも自

可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度 分明之事ニ相見、増而此上不時変等有之節は如何取賄 大数之事ニ有之、此先之儀以往を以来今を計候得は、

御上洛被 仰出、 其上両御丸炎上ニ付而 は

公私両全之策種々心配仕候処、外ニ手術無御座候得共、 公辺江茂一ト方御為筋相立、右御大用も無滯相勤候様′

先年より兼々奉願候鋳銭御手伝吹之儀、猶又篤と吟味 仕候処、在所表之儀は地鉄・銅・鉛・白銅等多分出進

銭•同百文銭•白銅弐百文銭吹立、 上候間、前後之次第柄自余格別ニ肥後守重キ御役中ニ 御益上納は弐割差

候間、前文御用多之時節御為筋第一之儀ニ付、銅四文

仰付被下度、此段幾重ニも奉願候、依而別帳仕法書并 立場所之儀は、御府内いつれ之御場所なり願之通被 限り御手当被成下候御含を以、御許容被成下度、 尤吹

> 見本雛型等相添、 此段奉願侯、以上、

松平肥後守内

丑二月四日彦根侯より閣老江差出

所表江別紙之通御達書到来ニ付、去月廿日在所表人 大御目付黒川近江守様・御目付滝沢熹太郎様より在

数出張為致候、此段御届可申上旨掃部頭申付越候

以上、

二月四日

井伊掃部頭内

Ξ

別紙二通

一別紙達書壱通差遺候間、(三の1)

可被得其意候、

以上、

正月十八日

黒川近江守 滝沢熹太郎

殿

今般加賀中納言軍勢江降参致し候賊徒共為取調、

用筋も有之候間、人数五百人迅速同所江出張為致候 分共越前敦賀表江出張致し候ニ付、囚人警衛其外御

様可被取計、委細之儀は右隊長之者可申談候、 此段

正月十八日

申達候、以上、

一四

丑正月十日京都にて

右坂本御警衛

御免之旨、

朽木近江守

加賀中納言

右病気少々快方ニ付、国許発途之届有之、

織田筑前守

天気候上参府之積届有之、

右正月廿七日在所発足伺

松平美濃守

右御暇期月ニも相成居候間、其侭在国いたし候旨、

大久保加賀守

白

仰出、廿三日発足参府之届有之候処、此節不及参府、 右京都御警衛相済、正月廿一日御暇被

市橋壱岐守

当秋定例時節参府候様閣老より達有之、

小出伊勢守

右伏見より宇治橋辺御警衛 御免之旨、

一五

小笠原左京大夫領内田野浦沖ニ碇泊いたし候外国船江、 丑二月十六日小倉侯江閣老より達ス、

毛利大膳家来之者小船ニ而致往来候由、先般届之趣も

江相達候次第も有之候間、以後右体之儀有之候ハ、国 有之候付、外国人共取締方之儀、外国之ミニストル等

旗見定、船号等委細承糺、 早々申聞候様可仕候事、

長州滯在之三条実美初五人之輩請取方之儀、 丑二月九日筑前侯より閣老江差出

言殿より去冬被相達候段は最前申上置候、然処実美始 尾張大納

一八

丑二月

正月

武 田 伊 賀

◇第一○○号(丑二月カ)報告[『玉里島津家史料四』]

Ш 国 左 京

田丸稲之右衛門

藤

田

小四

郎

候、以上、 私領黒崎駅迄送り来候付、於同所請取申候、此段申上 正月十六日

松平美濃守

丑二月十七日因州侯より閣老江別紙之通所司代より

被達候旨家来を以届有之、

別紙

兼而南御門前御警衛番所被 り津軽越中守江被 仰付候旨、伝 奏衆被申聞候間 仰付置候処被成御免、代

可被得其意候、同人江引渡可被申候

候、以上、

追而此断状披見之上、御府内拙者共之内江可被相返

(表紙)

「第四百六十五号」

断状

昨十五日

五人之輩、毛利左京家来迫田伊勢之助差添、

此男首四入差荷物一棹、田沼玄蕃頭殿宿次御証文添,

り武州板橋宿迄差遣候条、改ニ不及、其御関所可被相 支配勘定格関東取締役太田僖平次差添、越前国敦賀よ

通候、以上、

御目付

滝沢熹太郎印

丑 二月五日

御勘定奉行兼帯 黒川近江守印

板橋宿関門 当番中

或ハ運上所を建る等、

都て要用の処置を為

すへきなり、 所を取広め、

右の如く預メ其用意をすへきことなるが故、

り、 り、 九十五号

浜 貿

附別段新聞

易 新

聞

全く億説なり、

通り千八百六十八年より以前ニ大坂を開くとの評判

此事ニ付公然たる報告あるニ非ざれば、

兼而取極の時限

昨日の天気北風にて、 しが、午後第十時夜四ッ時地震あり、 夜ニ入り風勢漸く増し、

と云べし、

間震動して、横浜中何方も同様なり、春来最も劇き地震

数「セコンデ」の

晴天なり

千八百六十五年第三月一日五二月開板

横浜貿易新聞

九十五号

本政府兵庫奉行を命し、且此港を開く仕組にて、通詞

外国軍艦内海を通航して兵庫江碇泊したる故を以て、

日

地所掛役人を命し、 或ハ図面等を製する由たれとも、 速

ニ大坂を開くとの評判ハ虚説なり、此事ニ付、日本政府

より諸外国ミニストル江未タ公報あらず、固より政府に

トル江報告し、商議一定の上之に取掛り、或ハ都会の地 て一都会を模様替するときは、預メ其事を諸外国ミニス

米を貿易する者の為メには甚大切なる事件なり、其書翰

左ニ示す書翰は、先般暹羅政府より報告したるものにて

ニ云く、

ル江告く、暹羅の諸執政官同議の上、次件を諸外国コン 外国事務宰相チューパヤプラカラン謹て諸外国コン シ

ュ

羅国王即位第十四子年、国内西方の米作ハ水難を蒙り、 シュル江報告すべしと外国事務宰相江指図したり、即暹

他処ハ旱魃にて、米を耕作して或ハ十分の二を収る者あ 或ハ十分の一を収る者あり、 甚しきは皆無なる者あ

富人は憤発して米を買込ミ、之ニ由て米価漸く騰貴

なり、国内都て米価騰貴、貧人は穀物を買ふこと能はず、ヤン」ノ君ニ付上ハ七十「チカル」、下は六十「チカル」り、方今は稍ヤ下落し、一「ブーケット」ニ付一「チカし、一「ブーケット」、発ニ至れし、一「ブーケット」、非ニ付二「チカル」貨幣ニ至れ

を唱へ、通信の国は互ニ緩急を救ふへしと約束したるに、たり、今若し米の輸出を禁するニ非されは、貧人皆不平我暹羅の語にては、米価騰貴の凶歳と云へる時運ニ陥り方今の時勢、英語にては之を「フハミニン」飢饉と云、

の極ニ至れり、

山林ニ行て野生の「ヤム」ハ類を求め、竹実を拾て米ニ

或は種々の物を探索し米ニ雑て食ふ等、

諸民困難

コンシュルあれとも、条約ニ記したる如く貧人を救ふ法国王殿下の臣には条約を取扱ふ者あり、外国の使臣には

を設る者なしと云べし、

ハ、暹羅政府一般ニ布告して、右品物の輸出を禁するの英国条約第八条ニ云く、塩・米・魚類払底なることあら

理ありと、

すへき免許を得て、既ニ其米を買たる者は、仮令ひ輸出告すべし、又不列巓の臣民、預メ暹羅役人より米を輸出を施行する前一ケ月ニ於て暹羅政府よりコンシュル江報英国条約の附録第六条ニ云く、輸出を禁するときは、之

を祈り、若し米の輸出を禁せざれは、米を貯たるものは他諸国との条約も皆同趣意なり、暹羅政府ハ本国の幸福の禁令を下すとも、此米丈ケは輸出するを得べしと、

遂ニは種となすへき米をも食尽して、種蒔の時節ニ至りときは米の貯なき者、或ハ米を買ふ銭なき者は益困窮し、自用品丈ケを残して余ハ尽く外国船江売渡すべし、然る

籾の高価なるを知て之を積荷と為し、或ハ食料米と為し、

入るゝとも、土地の模様異なるが故ニ繁殖し難し、故ニ種米なかるべし、其時ニ至り、仮令ひ種米を他国より買

は双方の損なり、○右の次第ニ由り、条約の趣意に基きを耕すへからず、米ハ大なる輸出品なるか故ニ、其凶作

て米の輸出を禁せんと欲るなり、若し諸国コンシュル此

事ニ付存意あらば、貧人の恵となり且後来外国商人の利 条約を取結ふとき、 したり、諸国の全権使節、此飢饉のことを思ひ、我国の 入るゝこと能はず、国内の芋は凶作にて、人民多く餓死 ニも同様の飢饉ありて、蒸餅を製する麦粉を他国より買 益となるへき法を設ん為メ周旋せらるべし、○往年英国 双方の利益を謀るため、前条の如く

定たるなり、 を余ニ示すべし、而して余一ヶ月の猶予を以て、当月即 今余謹て白す、此まて貴国にて既ニ買取たる米高の目録

の輸出を禁したり、七ヶ月の終ニ及て、潤雨時ニ至り米 く、千八百六十五年第一月二十五日より七ヶ月の間、 米 チ千八百六十四年第十二月二十一日より次件を足下ニ告

れとも潤雨少く米の収納不足なれば、尚又一ヶ年の間輸

作の模様よきときは足下ニ報告して禁令を廃すべし、

然

出を禁すへし

貴国商人等、米を買たる者は其多寡を記し置き、我国役 にても、其書附ニ記したる高は輸出を許すへければなり、 (の吟味のとき之を示すへし、 但シ禁令既ニ下りたる後

> るとも許すへからす、○右件々を足下支配の商人江布告 待て之を買ひ、定りたる時限より早く輸出せんことを求 十分ニ船の用意を為さしむべし、商人若し米価の下落を 又商人江命して、書附ニ記したる米高を輸出する為メ、

外国事務宰相

すべし、

一月火曜日国王即位第十四子年

チ _ 1 パ

ヤプラカラン

亜米利合衆国使臣館ニ 横浜別段新聞 千八百六十五年第三月二日五日開板

合衆国のミニストルレシデント、ロベルト・エーチ・

而 日本在

プライン

合衆国のコンシュフェッセル足下ニ呈す、(ハ脱カ)

兵庫港ニも運上所役人を命したる由なれは、 評判世間ニ流布し、 日本政府条約ニ定たる時限の至るニ従て兵庫を開くとの 且諸開港場の運上所同様の振合ニ 其事弥々慥

なるか故ニ、余此事ニ付一書翰を外国事務宰相江呈した

り、

右書翰の趣意は、 此の如き大切なる挙動ハ必す条約済各

国のミニストルと談判の上ならでは取行ひ難く、且仮令 ひ談判せさるとも、預メ其存意をば一応告知へきことな

る事ニあらざるべし、然れとも右の如く役人を命したる 趣意は何故なる哉と質問するは、余か職掌ニ而其疑を晴 り、然るに今其沙汰なきは、今般の挙動ハ必す取極りた

らすは余が権なりと述たり、

人等江布告すべし、敬白 か故ニ、足下此書翰井ニ事務宰相の返翰をも合衆国の商 余、今事務宰相の返翰を此書翰ニ封入して足下ニ呈する

外国事務宰相の返翰ニ云く、

庫港を開くへき企あるとの風聞を承知せられし趣なれと 第二月十六日附十六号の貴翰を落手せり、我政府近日兵 同港は京都近傍ニ而、恰も西国の鎖鑰なれは、 方今

せしむる為メ奉行一員を命したるなり、

国内種々難事多き折柄、指置き難きニ付、其場所を支配

若し条約の取極通り此港を開くへき時限ニ至れは、固よ

り条約済各国のミニストルと談判すへきか故ニ、此事ニ

付疑念なからんことを希ふ、恐惶謹言、

ミズノイズミノカミ

スワイナバノカミ

亜米利加合衆国のミニストルレシデント

◇第一○一号(丑二月カ)報告 [『玉里島津家史料四』] ロベルト・エーチ・プライン足下ニ呈す、

(麦紙)

九十五号

横浜貿易新聞

附別段新聞

(本文書は第一○○号文書と同文重複により省略す)